

大分類 E—製 造 業

総 説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

◎ 製 造 業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

- (2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

- (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。
(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売すること。
(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

◎ 事 業 所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

E
製

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

◎ 製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「A 農業、林業」又は「B 漁業」に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず「B 漁業」に分類される。

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しよう腦の製造は製造業とせず「A 農業、林業」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスター�ープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくり、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず「I 卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修 理 業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていないても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 貸 加 工 業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工貸を受け取る貸加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による貸加工業は製造業としない。

(ウ) と 畜 場

と畜場は「952 と畜場」に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

◎ 各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ細分類に分類される。

中分類 09 — 食料品製造業

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
 - (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
 - (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
 - (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
 - (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造
- ただし、次の事業所は本分類に含まれない。
- (1) 清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
 - (2) 家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附隨する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「I 卸売業、小売業」に分類される。

090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）

主として食料品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は食料品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的經 濟活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

091 畜産食料品製造業

0911 部分肉・冷凍肉製造業

主として部分肉、冷凍肉を製造する事業所をいう。

○ 部分肉

冷凍肉

ブロック肉

✗ ハム製造業 (0912)

ソーセージ製造業 (0912)

ベーコン製造業 (0912)

魚肉ハム・ソーセージ製造業 (0923)

鯨ベーコン製造業 (0929)

と畜場 (952)

0912 肉加工品製造業

主としてソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

○ ハム

ソーセージ

ベーコン

牛乾肉

肉製品缶詰

✗ 部分肉製造業 (0911)

ブロック肉製造業 (0911)

冷凍食肉製造業 (0911)

魚肉ハム・ソーセージ製造業 (0923)

鯨ベーコン製造業 (0929)

と畜場 (952)

0913 処理牛乳・乳飲料製造業

主として牛乳、粉乳、練乳などの処理牛乳や乳飲料、乳酸菌飲料を製造する事業所をいう。

主として生乳を殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれる。

ただし、主として直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「58 飲食料品小売業」に分類される。

○ 市乳

粉乳

練乳

乳酸菌飲料

飲用乳

✗ 乳製品製造業 (0914)

バター製造業 (0914)

チーズ製造業 (0914)

アイスクリーム製造業 (0914)

発酵乳製造業 (0914)

カゼイン製造業 (0914)

マーガリン製造業 (0982)

牛乳小売業 (5892)

0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）

主としてバター、チーズ、クリーム、アイスクリームなどの乳製品（乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

主としてクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「58 飲食料品小売業」に分類される。

○ 乳製品	アイスクリーム	カゼイン
バター	発酵乳	ヨーグルト
チーズ		
×	市乳製造業（0913）	アイスキヤンデー製造業（0979）
	粉乳製造業（0913）	マーガリン製造業（0982）
	練乳製造業（0913）	

0919 その他の畜産食料品製造業

主として他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

○ 加工卵	液卵	食鳥処理加工業
乾燥卵	はちみつ処理加工業	プロイラー処理加工業
×	と畜場（952）	

092 水産食料品製造業

0921 水産缶詰・瓶詰製造業

主として魚介類（鯨を含む）、海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰を製造する事業所をいう。

○ 水産缶詰・瓶詰（いわ し、さんま、さけ, ます、まぐろ、さば, かに、鯨肉、貝類, 海藻、うに、塩辛, 水産つくだ煮など）		
×	魚介類つぼ詰製造業（0929）	海藻類つぼ詰製造業（0922）

0922 海藻加工業

主として海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 海藻缶詰・瓶詰を製造する事業所は「0921 水産缶詰・瓶詰製造業」に分類される。
- (2) 海藻つくだ煮を製造する事業所は「0929 その他の水産食料品製造業」に分類される。

○ 海藻加工業	味付けのり製造業	海藻類つぼ詰製造業
こんぶ製造業	わかめ製造業	天屋（寒天を製造するもの）
とろろこんぶ製造業	あらめ製造業	寒天製造業
酢こんぶ製造業	ふのり製造業	
焼のり製造業	ひじき製造業	

× のり採取業(採取し乾燥するもの) (031)	海藻つくだ煮製造業 (0929)
海藻缶詰・瓶詰製造業 (0921)	

0923 水産練製品製造業

主としてかまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこなどの水産練製品及び魚介類（鯨を含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造する事業所をいう。

○ かまぼこ	揚げかまぼこ	はんぺん
焼ちくわ	さつま揚げ	魚肉ハム・ソーセージ

× 冷凍すり身製造業 (0926)	かまぼこ製造小売業 (5897)
生すり身製造業 (0929)	

0924 塩干・塩蔵品製造業

主として塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造する事業所をいう。

○ 塩干魚介類	塩たらこ	塩かずのこ
塩魚	塩蔵魚介類	

× 干魚製造業 (0929)	味りん干製造業 (0929)
----------------	----------------

0925 冷凍水産物製造業

主として水産物（鯨を含む）を原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造する事業所をいう。

○ 冷凍魚介類

× 冷凍水産食品製造業（0926）

冷凍すり身製造業（0926）

0926 冷凍水産食品製造業

主として水産物（鯨を含む）を原料として前処理（洗浄、内臓の除去など）を施し、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍水産食品を製造する事業所をいう。

ただし、主として水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は「0995 冷凍調理食品製造業」に分類される。

○ 冷凍すり身

× 冷凍野菜・果物製造業（0931）

冷凍調理食品製造業（0995）

0929 その他の水産食料品製造業

主として他に分類されない水産食料品を製造する事業所をいう。

○ 鰹節	干しアワビ	水産珍味加工品
削節	味りん干	海藻つくだ煮
水産くん製品	身欠きにしん	魚介類つぼ詰
生すり身	切するめ	鯨ベーコン
つくだ煮（水産物のも の）	のりつくだ煮	干しかばのこ
するめ	塩辛	素干魚介類
いりこ	辛子明太子	刺身
干魚	水産漬物	

× ところてん製造業（0999）

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）

主として果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

ただし、野菜漬物を製造する事業所は「0932 野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）」に分類される。

○ 野菜缶詰（瓶詰、つぼ詰を含む）	乾燥きのこ	ジャム
果実缶詰（瓶詰、つぼ詰を含む）	乾燥芋	マーマレード
野菜漬物缶詰（瓶詰、つぼ詰を含む）	干しがき	ジュース原液
乾燥野菜	かんぴょう	ゼリー
乾燥果物	マッシュポテト	ピーナッツバター
	冷凍野菜	
	冷凍果物	

- × 煮豆製造業（0996）
野菜漬物製造業（0932）

- バターピーナッツ製造業（0979）
ゼリー菓子製造業（0972）

0932 野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）

主として野菜及び果実を原料として漬物を製造する事業所をいう。

本分類に含まれる漬物は野菜、果実を塩、しょう油、味噌、酒かす、酢などに浸せき（漬）加工した保存用食品漬物などである。

○ 野菜漬物	果実漬物	梅干
--------	------	----

- × 水産漬物製造業（0929）
野菜漬物缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）（0931）
砂糖漬製造業（ざぼん漬など）（0979）
野菜つくだ煮製造業（0999）

094 調味料製造業

0941 味そ製造業

主として味そを製造する事業所をいう。

○ 味そ	醸造業（主として味そを製造するもの）	粉味そ
------	--------------------	-----

× なめ味そ製造業 (0999)

こうじ製造業 (0999)

インスタント味そ汁製造業 (0999)

0942 しょう油・食用アミノ酸製造業

主としてしょう油及び食用アミノ酸を製造する事業所をいう。

○ しょう油 食用アミノ酸	醸造業（主としてしょう油を製造するもの）	粉しょう油 固形しょう油
------------------	----------------------	-----------------

0943 ソース製造業

主としてソース類を製造する事業所をいう。

○ ソース トマトソース	トマトケチャップ（トマトピューレ）	ウスターソース マヨネーズ ドレッシング
-----------------	-------------------	----------------------------

0944 食酢製造業

主として食酢を製造する事業所をいう。

○ 食酢	醸造業（主として食酢を製造するもの）	ビネガー
------	--------------------	------

0949 その他の調味料製造業

主として他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

○ 香辛料	につけい粉	魚しょう
カレー粉	わさび粉	うま味調味料
固体カレー	こしょう	グルタミン酸ナトリウ
とうがらし粉	濃縮そば汁	ム
七味とうがらし	にんにく粉	固体ブイヨン
		顆粒和風だし

× 砂糖製造業 (0951)

味りん製造業 (1024)

食用油製造業 (0981)

塩製造業 (1624)

095 糖類製造業**0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）**

主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する事業所をいう。

○ 甘しゃ（蔗）糖（粗糖、含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの）	てん菜糖（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）
---------------------------------	--------------------------

× 果糖製造業 (0999)

0952 砂糖精製業

主として購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所をいう。

購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 砂糖精製業	角砂糖製造業	糖みつ加工処理業
氷砂糖製造業	糖みつ製造業	

× 砂糖菓子製造業 (0979)

0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。

○ ぶどう糖・水あめ・異性化糖

グルコース

麦芽糖

× 果糖製造業 (0999)

人工甘味剤製造業 (1639)

096 精穀・製粉業

0961 精米・精麦業

主として米穀のとう（搗）精や大麦、裸麦の精穀を行う事業所をいう。

○ 精米業
精麦業

ひき割麦製造業

圧碎麦製造業

× 精米業（家庭消費用として原料個人持ちの賃加工を行うもの）(79E)

0962 小麦粉製造業

主として小麦粉を製造する事業所をいう。

○ 小麦粉

× 片くり粉製造業 (0991)

0969 その他の精穀・製粉業

主として穀粉（小麦粉を除く）を製造する事業所をいう。

○ 穀粉製造業
米粉製造業
そば粉製造業
とうもろこし粉製造業

豆粉製造業
きな粉製造業
みじん粉製造業
はつたい粉製造業

香せん（煎）製造業
こんにゃく粉製造業
白玉粉製造業

× 小麦粉製造業 (0962)
でんぶん製造業 (0991)

マッシュポテト製造業 (0931)
パン粉製造業 (0999)

097 パン・菓子製造業

0971 パン製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類を製造する事業所をいう。

ただし、主として乾パンを製造する事業所は「0973 ビスケット類・干菓子製造業」に分類される。

○ 食パン

菓子パン

× 蒸しパン製造業 (0972)

サンドイッチ製造業 (0997)

調理パン製造業 (0997)

パン製造小売業 (5863)

0972 生菓子製造業

主としてケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子及びようかん、まんじゅうなどの和生菓子を製造する事業所をいう。

○ 洋生菓子

和生菓子

ゼラチン菓子

カステラ

蒸しパン

ケーキ

ドーナツ

パイ

ようかん

まんじゅう

最中

× 和・洋生菓子製造小売業 (5861)

あん類製造業 (0994)

最中かわ製造業 (0999)

0973 ビスケット類・干菓子製造業

主としてビスケット、クラッカーなどを製造する事業所をいう。

○ ビスケット

干菓子

クラッカー

乾パン

クッキー

せんべい (小麦粉、で

んぶんなどを原料と
するもの)

× せんべい製造業 (米を原料とするもの) (0974)

0974 米菓製造業

主として米を原料とするあられ、せんべいなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 小麦粉、でんぶんなどを原料とするせんべい類を製造する事業所は「0973 ビスケット類・干菓子製造業」に分類される。

(2) せんべい生地を製造する事業所は「0999 他に分類されない食料品製造業」に分類される。

○ 米菓
あられ

うるちせんべい

- × せんべい製造業（小麦粉、でんぶんなどを原料とするもの）（0973）
せんべい生地製造業（0999）

0979 その他のパン・菓子製造業

主として他に分類されないパン及び菓子を製造する事業所をいう。

○ キャンデー
チョコレート
油菓（かりんとうなど）

砂糖漬（甘納豆、ざぼ
ん漬など）
ウエハース

氷菓（アイスキャンデ
ーなど）
チューインガム
砂糖菓子

- × アイスクリーム製造業（0914）
ドーナツ製造業（0972）
アイスクリームコーン製造業（0999）

098 動植物油脂製造業

0981 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）

主として圧搾、抽出により動物油及びその副産物としてミールを製造する事業所並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所又は主として圧搾、抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの植物油及びその副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所をいう。

主として粗製の動物油脂又は植物油を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれる。

ただし、医療用として精製する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。

○ 動物油脂	植物油脂	きり油
牛脂	植物油	オリーブ油
豚脂	大豆油	やし油
さなぎ油	菜種油	カポック油
鯨油	ごま油	パーム油
魚油（いわし・たら・にしん・さめ油など）	落花生油	綿実油
内臓油	あまに油	べに花油
グリース（動物の油脂、骨、肉から製造するもの）	えごま油	油かす（ケーキミール）
タロー（動物の油脂、骨、肉から製造するもの）	米油	食用油
	つばき油	サラダオイル
	ひまし油	食用精製油

× 医療用動植物油脂製造業（1652）

油かす製造業（肥料）（1063）

0982 食用油脂加工業

主として購入した動植物油脂をさらに加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は「1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」に分類される。

○ 食用精製油脂製造業	精製ラード製造業
マーガリン製造業	精製ヘット製造業
ショートニング製造業	

× 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業（1641）

石けん製造業（1642）

099 その他の食料品製造業

0991 でんぶん製造業

主としてかんしょ、ばれいしょ、穀類からでんぶんを製造する事業所をいう。

○ かんしょでんぶん
ばれいしょでんぶん

コーンスターク

片くり粉

× こんにゃく粉製造業 (0969)

0992 めん類製造業

主としてうどん、そうめん、そば、マカロニなどを製造する事業所をいう。

○ 製めん業
うどん
そうめん
そば

マカロニ
スペゲッティ
手打めん
即席めん類

中華めん
インスタントラーメン

× 春さめ製造業 (0999)

ビーフン製造業 (0999)

0993 豆腐・油揚製造業

主として大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造する事業所をいう。

○ 豆腐

油揚げ

しみ豆腐

× 豆腐製造小売業 (5897)

0994 あん類製造業

主として小豆、その他の豆を主原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造する事業所をいう。

○ 生あん

練あん

乾燥あん

× あんもち製造業 (0972)

0995 冷凍調理食品製造業

主として野菜、水産物及び食肉を原料として調理食品（味付け又はころもかけなどのように他の食品を付加したものをいう）を製造し、かつ、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造する事業所をいう。

- 冷凍調理食品（魚類フライ、スティック、コロッケ、しゅうまい、ぎょうざ、ピラフなど）

- × 冷凍水産食品製造業（0926）
冷凍野菜・果物製造業（0931）
そう（惣）菜製造業（冷凍調理食品を除く）（0996）

0996 そう（惣）菜製造業

主として野菜、水産物、穀物、食肉等を原料とした煮物、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物等の料理品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所は「0912 肉加工品製造業」に分類される。
- (2) 水産缶詰・瓶詰を製造する事業所は「0921 水産缶詰・瓶詰製造業」に分類される。
- (3) 果実缶詰を製造する事業所は「0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」に分類される。

- 和風そう菜（煮豆、うま煮、焼魚、たまご焼、きんぴら、天ぷら、酢れんこんなど）

- 中華そう菜（しゅうまい、ぎょうざなど）

- 洋風そう菜（コロッケ、カツレツ、フライ、サラダ、グラタンなど）

- × つくだ煮製造業（水産物のもの）（0929）
のりつくだ煮製造業（0929）
海藻つくだ煮製造業（0929）
冷凍調理食品製造業（0995）
野菜つくだ煮製造業（0999）
野菜缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）（0931）
- 弁当製造業（0997）
かまぼこ製造業（0923）
焼きちくわ製造業（0923）
そう（惣）菜製造小売業（5895）
カット野菜製造業（0999）

0997 すし・弁当・調理パン製造業

主としてすし、弁当、調理パン等の調理食品の製造を行う事業所をいう。

○ すし・弁当・調理パン

サンドイッチ

機内食

× 弁当小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）(5895)

持ち帰りすし店（客の注文によって調理するもの）(771)

0998 レトルト食品製造業

主としてレトルト食品の製造を行う事業所をいう。

○ レトルト食品

レトルトカレー

0999 他に分類されない食料品製造業

主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。

○ パン種

ふくらし粉

イースト

きのこ種菌

酵母剤

クロレラ（培養）

しいたけ種駒

こうじ

種こうじ

麦芽

いり豆

こんにゃく

ふ（麩）・焼ふ

ゆば

玄米乳

甘酒

納豆

即席ココア

春さめ（豆素めん）

麦茶

はま茶

こぶ茶

プレミックス食品

最中かわ

バナナ熟成加工業

粉末ジュース

せんべい生地

野菜つくだ煮

果糖

もち（あんもちを除く）

なめ味そ

パン粉

フローラペースト

落花生加工業

アイスクリームコーン

カット野菜

× もやし栽培農業 (011)

薬用酵母剤製造業 (1652)

ウエハース製造業 (0979)

茶系飲料・コーヒー飲料製造業 (1011)

加工卵製造業（液卵、乾燥卵など）(0919)

ジュース製造業 (1011)

コーヒー豆ばいせん（焙煎）業 (1032)

中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業

総 説

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される。

葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 食料品を製造する事業所は「09 食料品製造業」に分類される。
- (2) たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。
- (3) 家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「I 卸売業、小売業」に分類される。

100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）

主として飲料・たばこ・飼料製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は飲料・たばこ・飼料製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的經 濟活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

101 清涼飲料製造業

1011 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及びし好飲料を製造する事業所をいう。

ただし、主として天然炭酸水の瓶詰を行い販売する事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

○ 清涼飲料	ジュース	茶系飲料
し好飲料	シロップ（糖みつ製造	コーヒー飲料
サイダー	業でないもの）	豆乳飲料
ラムネ	ミネラルウォーター	イオン飲料
炭酸水	果実飲料	
<hr/>		
× 糖みつ製造業（0952）	発酵乳製造業（0914）	
ジュース原液製造業（0931）	はちみつ処理加工業（0919）	
乳酸菌飲料製造業（0913）	粉末ジュース製造業（0999）	

102 酒類製造業

1021 果実酒製造業

主としてぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造する事業所をいう。

ただし、主として購入した果実酒の瓶詰を行うだけで製造混合を行わず販売する事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

○ 果実酒	ぶどう酒	みかん酒
甘味果実酒	いちご酒	ワイン
りんご酒		
<hr/>		
× 梅酒製造業（1024）		

1022 ビール類製造業

主としてビール及び発泡酒などを製造する事業所をいう。

○ ビール	ビール醸造業	発泡酒
<hr/>		

1023 清酒製造業

主として清酒を製造する事業所をいう。

○ 清酒

濁酒

× 甘酒製造業 (0999)

1024 蒸留酒・混成酒製造業

主として蒸留機により飲料用アルコール、焼酎などを製造し、又はこれらを原料とし他の原料と併用して混成酒（又は再製酒）を製造する事業所をいう。

○ ウイスキー

焼酎

洋酒（主として混成酒
を製造するもの）

ブランデー

合成清酒

味りん（本みりんを含
む）

薬用酒

飲料用アルコール

梅酒

リキュール

白酒

× 果実酒製造業 (1021)

発泡酒製造業 (1022)

甘味果実酒製造業 (1021)

工業用アルコール製造業 (1633)

103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）**1031 製茶業**

主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所をいう。

○ 荒茶（緑茶、紅茶）製
造業

茶再製業（緑茶、紅茶、
輸出茶）

× はま茶製造業 (0999)
こぶ茶製造業 (0999)

麦茶製造業 (0999)
茶系飲料製造業 (1011)

1032 コーヒー製造業

主としてコーヒー生豆をばいせん（焙煎），粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

○ 荒びきコーヒー

インスタントコーヒー

コーヒー豆ばいせん
(焙煎) 業

× 即席ココア製造業 (0999)

コーヒー飲料製造業 (1011)

104 製氷業

1041 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 天然氷の採取貯蔵を行う事業所は「0599 他に分類されない鉱業」に分類される。

(2) ドライアイスを製造する事業所は「1623 圧縮ガス・液化ガス製造業」に分類される。

○ 氷製造業（天然氷を除く）

人造氷製造業

冷凍業（主として氷の
製造を行うもの）

× 天然氷採取業 (0599)

105 たばこ製造業

1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）

主として紙巻たばこ，葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこなどを製造する事業所をいう。

○ たばこ

× たばこ卸売業 (5595)

1052 葉たばこ処理業

主として葉たばこの処理、例えば葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などを行う事業所をいう。ただし、農家で行う乾燥調理などは含まれない。

- 葉たばこ処理業

106 飼料・有機質肥料製造業**1061 配合飼料製造業**

主として穀類などを原料として、家畜、家きん（禽）、愛がん・観賞用動物などの配合飼料を製造する事業所をいう。

- 動物性たん白質混合飼料
- 植物性たん白質混合飼料

フィッシュソリュブル
吸着飼料

観賞魚用飼料
ペットフード

- × 複合肥料製造業（化成・配合肥料など）（1612）

1062 単体飼料製造業

主として購入した動植物性加工副産物を原料として家畜、家きん（禽）、愛がん・観賞用動物などの単体飼料を製造する事業所をいう。

- 酵母飼料
- 魚粉飼料

羽毛粉飼料

貝殻粉飼料

1063 有機質肥料製造業

主として動物性、植物性の肥料を製造する事業所をいう。

- 海産肥料
- 骨粉肥料
- 魚肥

植物かす肥料
腐葉土
たい（堆）肥

バークたい（堆）肥
油かす（肥料）

- × 飼料添加剤製造業（成長促進剤など）（1655）

中分類 11－ 繊維工業

総 説

この中分類には、主として製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガラスウールなどの紡織を行う事業所は「2117 ガラス繊維・同製品製造業」に分類される。
- (2) ロックウールなどの紡織を行う事業所は「2191 ロックウール・同製品製造業」に分類される。

110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）

主として繊維工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は繊維工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的經 濟活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

1111 製糸業

主として生糸を製造する事業所をいう。

- 器械生糸製造業
座繰生糸製造業

- 玉糸製造業
野蚕糸製造業

- 副蚕糸製造業

1112 化学繊維製造業

主として合成繊維を製造する事業所をいう。

- レーヨンフィラメント
スフ（ビスコース短纖
維）
アセテート長纖維
アセテート短纖維
ナイロン纖維
ビニロン纖維

- ポリ塩化ビニリデン纖
維
ポリ塩化ビニル纖維
ポリエステル纖維
ポリエチレン纖維
アクリル纖維
ポリプロピレン纖維

- スパンデックス（弹性
纖維）
キュプラ（銅アンモニ
ア系）
合成纖維

1113 炭素繊維製造業

主として炭素繊維を製造する事業所をいう。

- 炭素繊維

1114 綿紡績業

主として綿から紡績糸を製造する事業所をいう。

- 綿紡績業

- 落綿紡績業

- 特紡紡績業

1115 化学繊維紡績業

主としてスフ(ビスコース短纖維), アセテート短纖維, 合成纖維短纖維などから紡績糸を製造する事業所をいう。

○ スフ紡績業	ステープルファイバー 紡績糸製造業	レーヨン紡績業
アセテート紡績業	レーヨンステープル紡 績業	スフ糸製造業
合成纖維紡績業		ナイロン紡績糸製造業

1116 毛紡績業

主として羊毛から紡績糸を製造する事業所をいう。

○ 毛紡績業	そ(梳)毛紡績業	紡毛紡績業
--------	----------	-------

1117 ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)

主として絹, レーヨン, 綿, スフ, 毛, 合成纖維などの糸から, ねん糸を製造する事業所をいう。

○ 絹ねん糸	合成纖維ねん糸	網糸ねん糸
レーヨンねん糸	カタン糸	小町糸
綿ねん糸	刺しゅう糸	レース糸
スフねん糸	意匠より糸	飾りより糸
毛ねん糸	縫糸	
麻ねん糸	金銀ねん糸	

× 抄織紙糸製造業(1499)

医療用縫合糸製造業(2743)

金銀糸製造業(ねん糸を除く)(1159)

1118 かさ高加工糸製造業

主としてアセテート、合成繊維などの糸から、かさ高加工糸（伸縮加工糸などを含む）を製造する事業所をいう。

○ かさ高加工糸

ウーリーナイロン加工糸

× 分織糸製造業（1159）

金銀ねん糸製造業（1117）

金銀糸製造業（ねん糸を除く）（1159）

1119 その他の紡績業

主として他に分類されない紡績糸を製造する事業所をいう。

○ 絹紡績業

亜麻紡績業

ちよ麻紡績業

黄麻紡績業

手紡績業

和紡紡績業

くず繊維紡績業

ガラ紡績業

芭蕉繊維紡績業

マオラン繊維紡績業

× ガラス繊維製造業（2117）

112 織物業**1121 綿・スフ織物業**

主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

○ 綿織物業

スフ織物業

和紡織物業

タオル地織物業

てんじく（天竺）織業

ネル織業

クレープ織業

帆布地織業

蚊帳地織業

かすり（絣）地織業

ガーゼ地織業

綿タイヤコード織業

かなきん（巾）織業

寒冷紗織業

× ゴム糸入織物製造業（1125）

1122 絹・人絹織物業

主として生糸、絹紡糸、レーヨン、合成纖維長纖維などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

○ 絹織物業	羽二重織業	ろ（紹）織業
人絹織物業	ポリエステル長纖維織	しゃ（紗）織業
絹紡織物業	物業	つむぎ（紬）織業
ちりめん（縮緬）織物業	しゅす（繻子）織業	

× ゴム糸入織物製造業 (1125)

1123 毛織物業

主としてそ毛糸、紡毛糸、合成纖維紡績糸などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

○ そ（梳）毛織物業	モスリン織業	織フェルト製造業
紡毛織物業	らしや（羅紗）織業	

× ゴム糸入織物製造業 (1125)

プレスフェルト製造業 (1157)

1124 麻織物業

主として亜麻糸、ちよ麻糸、黄麻糸、合成纖維紡績糸などで、幅 13.0 cm（ただし、ホース地は直径 2.5 cm）以上の織物を製造する事業所をいう。

○ 亜麻織物業	黄麻織物業	ホース地織物業
ちよ麻織物業		

× ゴム糸入織物製造業 (1125)

1125 細幅織物業

主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成纖維糸などで、幅 13.0 cm未満の細幅織物を製造する事業所をいう。

ゴム糸入織物を製造する事業所は織幅に関係なく本分類に含まれる。

○ 光輝疊縁製造業
リボン製造業

織マーク製造業
テープ製造業

ゴム糸入織物製造業

1129 その他の織物業

主として他に分類されない幅 13.0 cm以上の織物を製造する事業所をいう。

○ 抄織紙織物業

芭蕉布織物業

× ゴム糸入織物製造業 (1125)
おさ (簇) 通し業 (1159)
そうこう (綜続) 通し業 (1159)
整経業 (1159)

レース製造業 (1154)
抄織紙糸製造業 (1499)
ゴム引布製造業 (1991)
ガラス纖維織物業 (2117)

113 ニット生地製造業**1131 丸編ニット生地製造業**

主として丸編ニット生地又は丸編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として丸編ニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」～「119 その他の纖維製品製造業」のそれぞれに分類される。

○ 丸編ニット生地

丸編ニット半製品

× ニット製下着製造業 (1172)
ニット製アウターシャツ類製造業 (1167)

丸編ニット製靴下製造業 (1184)

1132 たて編ニット生地製造業

主としてたて編ニット生地を製造する事業所をいう。

ただし、主としてたて編ニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」～「119 その他の繊維製品製造業」のそれぞれに分類される。

○ たて編ニット生地

× ニット製下着製造業（1172）

ニット製外衣製造業（1166）

1133 横編ニット生地製造業

主として横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として横編ニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」～「119 その他の繊維製品製造業」のそれぞれに分類される。

○ 横編ニット生地

横編ニット半製品

× セーター類製造業（1168）

ニット製手袋製造業（1185）

114 染色整理業

主として綿状繊維、糸、織物、ニット、レース、繊維雑品などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ{つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しうう（皺）、防虫、柔軟、シルケット、硬化、撚麻、のり付け、押型、防ばい（黴）、固定など}、その他の処理を行う事業所をいう。

機械染色整理業とは、精練、漂白、浸染、なっ染及び整理仕上げの工程が機械的に行われているものをいう。

また、手加工染色整理業とは、精練、漂白、浸染、なっ染の工程が、主として人力によって行われるもので、その加工品の整理仕上工程が機械化されていても機械染色整理業とは認めない。

1141 綿・スフ・麻織物機械染色業

主として綿、スフ、麻織物及び綿、スフ、麻風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。

○ 綿・スフ・麻織物機械

無地染業

綿・スフ・麻風合成繊

維織物機械無地染業

綿・スフ・麻織物機械

整理仕上業

綿・スフ・麻風合成繊

維織物機械整理仕

上業

1142 絹・人絹織物機械染色業

主として絹（絹紡を含む）、レーヨン織物及び絹、レーヨン風合成纖維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。

- 絹・レーヨン織物機械
漂白業
絹・レーヨン風合成纖
維織物機械漂白業
絹・レーヨン織物機械
無地染業
絹・レーヨン風合成纖
維織物機械無地染
業

- 絹・レーヨン織物機械
なっ染業
絹・レーヨン風合成纖
維織物機械なっ染
業

- 絹・レーヨン織物機械
整理仕上業
絹・レーヨン風合成纖
維織物機械整理仕
上業

1143 毛織物機械染色整理業

主として毛織物及び毛風合成纖維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。

- 毛織物・毛風合成纖維
織物機械漂白業
毛織物・毛風合成纖維
織物機械無地染業

- 毛織物・毛風合成纖維
織物機械なっ染業

- 毛織物・毛風合成纖維
織物機械整理仕上
業

1144 織物整理業

主として織物（毛織物及び毛風合成纖維織物を除く）に機械による幅出し、乾燥などの処理を行う事業所（専業）をいう。

- 織物幅出業

- 織物乾燥業

1145 織物手加工染色整理業

主として織物に人力による精練, 漂白, 浸染, なっ染, その他の処理を行う事業所をいう。

○ 手なっ染業 (スクリーン又は板上げの方法による友禅柄, スカーフ柄, マフラー柄,さらさ柄, 小紋柄, ふろしき柄などのなっ染を含む) 注染業 (中形, 手ぬぐい染を含む)	和ざらし (晒) 業 紋染業 手描染業 引染業 印はんてん染業 旗染業 長板本染業	精練・漂白業 (白張を含む) 浸染業 (あい染, 紅染を含む) 手加工染色整理仕上業 織物手加工修整業
---	---	--

1146 綿状纖維・糸染色整理業

主として綿状纖維及び糸に精練, 漂白, 染色, 整理仕上げ, その他の処理を行う事業所をいう。

○ 綿状纖維・糸漂白業	綿状纖維・糸染色業	綿状纖維・糸整理仕上業
-------------	-----------	-------------

1147 ニット・レース染色整理業

主としてニット (靴下を含む), レースに精練, 漂白, 染色, 整理仕上げ, その他の処理を行う事業所をいう。

○ ニット・レース漂白業 ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編 レース漂白業 ニット・レース染色業	ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編 レース染色業 ニット・レース整理仕上業	ニット生地・同製品 (靴下を含む)・編 レース整理仕上業
---	---	---------------------------------

1148 繊維雑品染色整理業

主としてタオル、細幅織物、組ひも、綱、網などに精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。

○ タオル染色整理業
細幅織物染色整理業

組ひも染色整理業

綱網染色整理業

-
- × 羊毛洗上業 (1156)
整毛業 (1156)
反毛業 (1156)

せん（剪）毛業 (1159)
毛皮染色業 (2081)

115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業**1151 綱製造業**

主としてマニラ麻、サイザル、やし纖維、しゅろ纖維、綿糸、合成纖維糸などで綱を製造する事業所をいう。

ただし、わら縄を製造する事業所は「3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」に分類される。

○ トワイン

ロープ（纖維製のもの）

コード（纖維製のもの）

-
- × わら縄製造業 (3281)

1152 漁網製造業

主として綿糸、マニラトワイン、ちよ麻糸、合成纖維糸などで、漁網地を製造する事業所をいう。

○ 漁網

漁網地

1153 網地製造業（漁網を除く）

主として綿糸、絹糸、麻糸、合成繊維糸などで、漁網以外の網地を製造する事業所をいう。

- 網地（棚網用、運動用、
包装用、ヘアネット
用など）

- × 漁網製造業（1152）

1154 レース製造業

主としてレースを製造する事業所をいう。

- 刺しゅうレース（エン
ブロイダリーレー
ス）
ケミカルレース
ギュピヤーレース

- 編レース
リバーレース
ボビンカーテンレース

- トーションレース
プレンネット
きっこうしゃ（亀甲紗）

1155 組ひも製造業

主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸又はゴム糸などで、組ひもを製造する事業所をいう。

- 組ひも

- さなだひも

- 靴ひも（繊維製のもの）

1156 整毛業

主として羊毛及び羊毛類似の獸毛の洗上、化炭及び毛、綿、レーヨン、スフ、合成繊維などの紡織くずの反毛を行う事業所をいう。

トップを製造する事業所も本分類に含まれる。

- 整毛業
反毛業

- 洗毛化炭業
トップ製造業

- 羊毛洗上業

- × 獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）（3299）

1157 フェルト・不織布製造業

主として羊毛、獸毛などを用い、ハーダー又は刺針機などにより、プレスフェルトを製造する事業所及びレーヨン、スフ、合成纖維などに化学的、機械的処理を施し、不織布を製造する事業所をいう。

ただし、織フェルトを製造する事業所は「1123 毛織物業」に分類される。

○ プレスフェルト

乾式不織布

× 織フェルト製造業 (1123)

湿式不織布製造業 (1421)

1158 上塗りした織物・防水した織物製造業

主として油布、タイプライタリボン、絶縁布、トレーシングクロス、ブラインドクロスなどの上塗り又は防水した織物を製造する事業所をいう。

ただし、ゴム引布を製造する事業所は「1991 ゴム引布・同製品製造業」に分類される。

○ 油布（オイルクロス）
タイプライタリボン
(ベースが布のもの)
トレーシングクロス

ブラインドクロス
絶縁布
ガムテープ（ベースが布のもの）

擬革布
アスファルトルーフィング（ベースが布のもの）

× ゴム引布・同製品製造業 (1991)

織物製ブックバインディングクロス製造業 (1431)

ガムテープ（ベースが紙のもの）製造業 (1499)

1159 その他の纖維粗製品製造業

主として他に分類されない纖維品を製造する事業所をいう。

○ 製綿業
麻製織業
べっчинせん（剪）毛業
コール天せん（剪）毛業
真綿
絹ラップ
ペニー
分織糸

金銀糸（ねん糸を除く）
たて糸のり付（サイジング）業
整経業
おさ（簇）通し業
そうこう（綜続）通し業
カバードヤーン
ジャカードカード（紋紙）

模様形
巻糸業
電着植毛業（ベースのいかんを問わない）
モール
ふさ類
巻・編・よりひも

× 医療用縫合糸製造業 (2743)	紙製生理用品製造業 (1499)
織維製衛生材料製造業 (1198)	金銀ねん糸製造業 (1117)

116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）

1161 織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）

主として織物製背広服、制服（学校服を除いた警察職員制服、消防職員制服、鉄道職員制服、自衛隊制服など）、オーバーコート、スプリングコート、レインコート、ジャンパー、ズボン、ジャケットなどの織物製成人男子・少年用外衣（乳幼児用を除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織物製作業用、スポーツ用外衣及び織物製学校服を製造する事業所は「1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」に分類される。
- (2) ニット製外衣を製造する事業所は「1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）」に分類される。
- (3) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「1991 ゴム引布・同製品製造業」に分類される。
- (4) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「1897 他に分類されないプラスチック製品製造業」に分類される。

○ 織物製成人男子・少年服（ジャンパー・ズボン・背広・コートなど）	織物製外とう（なめし革・毛皮製及び成人女子・少女用を除く）
織物製制服（学生服を除く）	

-
- | | | |
|---|------------------------------|--------------------|
| × | 織物製外衣製造業（作業用、スポーツ用のもの）(1165) | |
| | 織物製学校服製造業 (1165) | |
| | ゴム引布製外衣製造業（一貫作業によるもの）(1991) | |
| | ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）(1897) | |
| | なめし革製衣服製造業 (1189) | ニット製外衣製造業 (1166) |
| | 毛皮製衣服製造業 (1189) | セーター製造業 (1168) |
| | ニット製アウターシャツ類製造業 (1167) | 織物製ワイシャツ製造業 (1164) |

1162 織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）

主として織物製ドレス、スーツ、制服（学校服を除いた警察職員制服、消防職員制服、鉄道職員制服、自衛隊制服など）、オーバーコート、スプリングコート、レインコート、ケープ、ローブ、ジャンパー、ジャケット、ブラウス、スラックス、スカートなどの織物製成人女子・少女用外衣（乳幼児用を除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織物製作業用、スポーツ用外衣及び織物製学校服を製造する事業所は「1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」に分類される。
- (2) ニット製外衣を製造する事業所は「1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）」に分類される。
- (3) ニット製アウターシャツ類を製造する事業所は「1167 ニット製アウターシャツ類製造業」に分類される。
- (4) セーター類を製造する事業所は「1168 セーター類製造業」に分類される。
- (5) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「1991 ゴム引布・同製品製造業」に分類される。
- (6) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「1897 他に分類されないプラスチック製品製造業」に分類される。

○ 織物製成人女子・少女服（ブラウス・スカート・コート・コート・スリーブ・ドレス・スラックスなど）	織物製成人女子・少女用外とう	織物製制服（学生服を除く）
---	----------------	---------------

× 織物製外衣製造業（作業用、スポーツ用のもの）（1165）

織物製学校服製造業（1165）

ゴム引布製外衣製造業（一貫作業によるもの）（1991）

ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）（1897）

なめし革製衣服製造業（1189）

ニット製外衣製造業（1166）

毛皮製衣服製造業（1189）

セーター製造業（1168）

ニット製アウターシャツ類製造業（1167）

織物製ワイシャツ製造業（1164）

1163 織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）

主として織物製オーバーオール、ロンパース、ズボン・スカートなどの乳幼児服を製造する事業所をいう。

○ 織物製乳幼児服（ロンパース・ズボン・スカート・オーバーオールなど）		
-------------------------------------	--	--

× ニット製乳幼児服製造業 (1166)

1164 織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）

主として織物製ワイシャツ、開襟シャツなどを製造する事業所をいう。

ただし、ニット製シャツを製造する事業所は「1167 ニット製アウターシャツ類製造業」に分類される。

○ 織物製ワイシャツ
織物製開襟シャツ

織物製アロハシャツ

織物製カッターシャツ

× ニット製シャツ類製造業 (1167)
ブラウス製造業 (1162)

下着類製造業 (117)

1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）

主として織物製事務用、作業用、衛生用（美容衣、助産着、看護衣、医務服、白衣など）、スポーツ用（スキーアウトドア、登山服、乗馬服、狩猟服、野球服、水着類など）の衣服及び学校服（学童、中学、高校、大学生服など）を製造する事業所をいう。

ただし、ニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウエア、スキーアウトドア、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）及びニット製学校服を製造する事業所は「1169 その他の外衣・シャツ製造業」に分類される。

○ 織物製事務服
織物製作業服
織物製衛生衣（美容衣、
看護衣、医務服、助
産着、白衣など）

織物製スポーツ用衣服
(スキーアウトドア、
登山服、
狩猟服、乗馬服、野
球ユニフォームなど)
織物製エプロン

織物製割ぼう着
織物製学校服（学童、
中学、高校、大学生
服など）

× なめし革製衣服製造業 (1189)
毛皮製衣服製造業 (1189)
ニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウエア、スキーアウトドア、野球服、水着類
など）衣服（アウターシャツ類を除く）製造業 (1169)
柔道着・剣道着製造業 (1181)
ニット製学校服製造業 (1169)

1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）

主としてニット製成人男子・少年服、ニット製成人女子・少女服、ニット製乳幼児服を製造する事業所をいう。

○ ニット製成人男子・少年服	ニット製乳幼児服 ニット製ジャケット	ニット製ブレザー ニット製ジャンパー
ニット製成人女子・少女服		

-
- × 織物製成人男子・少年服製造業（1161）
 - 織物製成人女子・少女服製造業（1162）
 - 織物製乳幼児服製造業（1163）
 - 織物製シャツ製造業（下着を除く）（1164）
 - 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業（1165）
 - 織物製学校服製造業（1165）

1167 ニット製アウターシャツ類製造業

主としてニット製Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツ、オープンシャツ、タンクトップ、トレーナーなどアウターシャツ類を製造する事業所をいう。

○ Tシャツ	ニット製スポーツシャツ	ニット製開襟シャツ

-
- × 織物製シャツ製造業（下着を除く）（1164）
 - ニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウェア、スキーアンダーウェア、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）製造業（1169）
 - 下着類製造業（117）

1168 セーター類製造業

主としてセーター、カーディガン、ベストなどを製造する事業所をいう。

○ セーター	カーディigan	ベスト

1169 その他の外衣・シャツ製造業

主としてニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウエア、スキーアンダーウェア、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）、学校服など、その他のニット製外衣・シャツを製造する事業所をいう。

- ニット製事務服
ニット製作業服

ニット製スポーツ用衣
服（トレーニング
ウエア、スキーアンダーウェア、野球ユニフォーム、
水着類など）（アウターシャツ類を除く）

ニット製学校服

- × 織物製事務服製造業（1165）
織物製作業服製造業（1165）

織物製スポーツ用衣服製造業（1165）

117 下着類製造業

1171 織物製下着製造業

主として織物製のアンダーシャツ（ワイシャツなどを除く）、ズボン下、パンツ、ペチコート、スリップなどの下着を製造する事業所をいう。

ただし、ニット製下着を製造する事業所は「1172 ニット製下着製造業」に分類される。

- 織物製下着
織物製アンダーシャツ
(ワイシャツなどを除く)

織物製ズボン下
織物製パンツ
織物製ペチコート

織物製スリップ
織物製キャミソール

- × ニット製下着製造業（1172）
織物製シャツ製造業（1164）

ニット製アウターシャツ製造業（1167）
補整着製造業（1174）

1172 ニット製下着製造業

主としてニット製のアンダーシャツ（アウターシャツ類を除く），ズボン下，パンツ，ペチコート，スリップなどの下着を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織物製下着を製造する事業所は「1171 織物製下着製造業」に分類される。
- (2) 織物製寝着類及びニット製寝着類を製造する事業所は「1173 織物製・ニット製寝着類製造業」に分類される。
- (3) 補整着を製造する事業所は「1174 補整着製造業」に分類される。

○ ニット製下着	ニット製ズボン下	ニット製スリップ
ニット製アンダーシャツ（アウターシャツなどを除く）	ニット製パンツ	ニット製ペチコート
×	ニット製寝着類製造業（1173）	ニット製寝着類製造業（1173）
	ニット製アウターシャツ類製造業（1167）	
補整着製造業（1174）		

1173 織物製・ニット製寝着類製造業

主として織物製，ニット製のパジャマ，ナイトガウンなど寝着類を製造する事業所をいう。

○ 織物製パジャマ	織物製ネグリジェ	ニット製ナイトガウン
織物製ナイトガウン	ニット製パジャマ	ニット製ネグリジェ
×	ニット製下着製造業（1172）	
浴衣製造業（1181）		
寝具製造業（1191）		

1174 補整着製造業

主として材料のいかんを問わず，ブラジャー，ガードル，ボディースーツ，ウエストニッパーなどの補整着及びこれらの組合せ品を製造する事業所をいう。

○ ブラジャー	ブラスリップ	ウエストニッパー
ガードル	ボディースーツ	

118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業

1181 和装製品製造業（足袋を含む）

主として長着、羽織、じゅばん、帯、はかま、コート、半てん、柔道着、剣道着などの和服及び和服用繊維製身の回り品（ショール、半えり、帯揚げ、帯締め、羽織ひもなど）を製造する事業所をいう。

足袋、ふろしき、ふくさなどを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 帯	柔道着	羽織
コート（和服用）	剣道着	羽織ひも
はかま	半てん	足袋
長着	ショール（和服用）	足袋カバー
じゅばん	半えり	ふろしき
浴衣	帯揚げ	ふくさ
寝間着	帯締め	

× 地下足袋製造業（1921）

1182 ネクタイ製造業

主として繊維製のネクタイを製造する事業所をいう。

○ ネクタイ		
--------	--	--

1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業

主として繊維製のスカーフ、ネッカチーフ、マフラー、ハンカチーフなどを製造する事業所をいう。

○ スカーフ	マフラー	ハンカチーフ
ネッカチーフ		

1184 靴下製造業

主として繊維製の靴下を製造する事業所をいう。

タイツ、パンティストッキングを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 靴下
タイツ

パンティストッキング

ニット製靴下

1185 手袋製造業

主として繊維製の手袋を製造する事業所をいう。

○ 布製手袋
ニット製手袋

繊維製手袋

軍手

× なめし革製手袋製造業 (2051)

医療用ゴム手袋製造業 (1992)

ゴム製手袋製造業 (医療用を除く) (1999)

1186 帽子製造業（帽体を含む）

主として繊維製の帽子を製造する事業所をいう。

帽体を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ フェルト帽子・帽体
ニット製帽子

織物製帽子

レース製帽子

× 麦わら帽子製造業 (3281)

毛皮製帽子製造業 (1189)

1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業

主として毛皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マフ及び服飾品などを製造する事業所、購入した織物、組ひも又はなめし革、毛皮などを交えてつくられたサスペンダー、ガーター、アームバンド、そのほか衛生衣服附属品（よだれ掛け、おしめカバー、衛生バンドなど）など、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。

なめし革製衣服を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製手袋を製造する事業所は「2051 革製手袋製造業」に分類される。
- (2) 医療用ゴム手袋を製造する事業所は「1992 医療・衛生用ゴム製品製造業」に分類される。
- (3) ゴム製手袋（医療用を除く）を製造する事業所は「1999 他に分類されないゴム製品製造業」に分類される。

○ 毛皮製品	サスペンダー	繊維製スリッパ
毛皮コート	ガーター	繊維製草履・同附属品
毛皮ジャケット	アームバンド	よだれ掛け
毛皮えり巻	ズボン吊	おしめカバー
毛皮チョッキ	靴下止め	衛生バンド
毛皮マフ	衣服用ベルト（繊維製 のもの）	なめし革製衣服
毛皮装飾品	繊維製靴	布製甲被
毛皮製衣服		
毛皮製帽子		

-
- × 毛皮製造業（2081）
マフラー製造業（1183）
繊維製手袋製造業（1185）
ゴム製手袋製造業（医療用を除く）（1999）
なめし革製手袋製造業（2051）
医療用ゴム手袋製造業（1992）

119 その他の繊維製品製造業

1191 寝具製造業

主として布団（掛布団、敷布団、座布団）、夜着、寝具用カバーなどを製造する事業所をいう。

○ フォームラバー製寝具	羽根布団	シーツ
掛・敷布団	ポリウレタンフォーム	マットレス（和室用）
寝台掛	製寝具	タオルケット
まくら	寝袋	座布団
寝具用カバー		

× マットレス製造業（ベッド用）(1313)

毛布製造業（1192）

1192 毛布製造業

主として織物製、ニット製などの毛布を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 毛布地を製造する事業所は「112 織物業」又は「113 ニット生地製造業」に分類される。
- (2) 毛布地製の衣類などを製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。

○ 毛布	こたつ掛け毛布	ひざ掛け毛布
敷毛布		

× 毛布地織物製造業（綿、スフ、合成繊維を主とするもの）(1121)

毛布地織物製造業（毛を主とするもの）(1123)

毛布地ニット製造業（1131、1132）

電気毛布製造業（2939）

1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業

主として綿、羊毛、レーヨン、スフ、合成繊維、硬質麻類繊維などの繊維で、じゅうたん、だん通又はその他の繊維製の床敷物を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 畳表、ござ、花むしろなどを製造する事業所は「3282 畳製造業」に分類される。
- (2) リノリウムなどの床敷物を製造する事業所は「3299 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○ じゅうたん

だん通

麻マット

× 畳表製造業 (3282)

ござ製造業 (3282)

花むしろ製造業 (3282)

リノリウム製造業 (3299)

竹・とう製敷物製造業 (1299)

1194 帆布製品製造業

主としてテント、シート、日よけ、ほろなどの帆布製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) かばんを製造する事業所は材料のいかんを問わず「2061 かばん製造業」に分類される。
- (2) 袋物を製造する事業所は材料のいかんを問わず「2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）」に分類される。

○ テント

シート

日よけ

ほろ

× かばん製造業 (2061)

袋物製造業 (2071)

ハンドバッグ製造業 (2072)

1195 繊維製袋製造業

主として麻袋（ヘッシャンバッグ、ガンニーバッグ）、綿袋、スフ袋、合成繊維袋などを製造する事業所をいう。

○ 麻袋

ヘッシャンバッグ

ガンニーバッグ

綿袋

スフ袋

合成繊維袋

× 携帯用袋物製造業 (2071)

ハンドバッグ製造業 (2072)

1196 刺しゅう業

主として手又は機械により刺しゅう加工を行う事業所をいう。

○ 手刺しゅう業

機械刺しゅう業

刺しゅう製品製造業

× 刺しゅうレース製造業 (1154)

1197 タオル製造業

主としてタオルを製造する事業所をいう。

○ タオル

フェイスタオル

バスタオル

× タオル地織物業 (1121)

タオル地ハンカチ製造業 (1183)

タオルケット製造業 (1191)

1198 繊維製衛生材料製造業

主として脱脂綿、繊維製生理用品、ガーゼ、ほう帯などを製造する事業所をいう。

○ 脱脂綿

繊維製生理用品

ガーゼ

ほう帯

眼帯

衛生マスク

× 紙製衛生材料製造業 (1499)

紙製生理用品製造業 (1499)

1199 他に分類されない繊維製品製造業

主として購入した織物又はレース地（ドロンワーク、カットワークなどを含む）などからカーテン及びどん帳、テーブル掛、テーブルセンター、ドイリー、ナプキン、旗、のぼり、引幕、脚はん（ゲートル、スパツツなど）、そのほか他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。

○ どん帳

テーブル掛

テーブルセンター

ドイリー

ナプキン

手ぬぐい

布きん

ぞうきん

旗

のぼり

引幕

ウエイスト手袋

防災用手袋

カーテン

蚊帳

× 刺しゅう製品製造業 (1196)

羽毛成品製造業 (3222)

タオル地織物業 (1121)

はたき製造業 (3284)

中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）

総 説

この中分類には、主として製材、単板（ベニヤ）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所及びこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 家具、建具を製造する事業所は「13 家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 木型、木製の楽器、がん具、運動用具、ほうき、くま手などを製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。
- (3) 建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改裝などを行う事業所は「D 建設業」に分類される。
- (4) 個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）

主として木材・木製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は木材・木製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	自家用資材置場

121 製材業、木製品製造業

1211 一般製材業

主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木製サッシ（窓、戸の枠）、その他の造作材を製造する事業所は「1221 造作材製造業（建具を除く）」に分類される。
- (2) 購入した材料から木箱、包装木箱などを製造する事業所は「1232 木箱製造業」に分類される。
- (3) 土木建築の一部として工事現場で行う製材は「D 建設業」に分類される。

○ 製材業	唐木製材業	標準材製造業
製板業	まくら木製造業	面取材製造業
ひき（挽）材業	支柱製造業	ひき割業
仕組板製材業	腕木製造業	
木材小割業（薪製造を除く）		
×	木箱製造業（1232）	床板製造業（1228）
	木製サッシ製造業（1221）	床柱製造業（1227）
	くい丸太生産業（022）	磨き丸太製造業（1227）

1212 単板（ベニヤ）製造業

主として単板（ベニヤ）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合板を製造する事業所は「1222 合板製造業」に分類される。
- (2) 菓子及び果物の折箱、木箱を製造する事業所は「1232 木箱製造業」に分類される。

○ 単板（ベニヤ）		
×	合板製造業（1222）	木箱製造業（1232）

1213 木材チップ製造業

主として木材チップを製造する事業所をいう。

○ 木材チップ		
---------	--	--

1219 その他の特殊製材業

他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 屋根板製造業	おけ材製造業	竹ひご製造業
屋根まさ製造業	木栓製造業	さらし竹製造業
経木製造業	たが製造業	成形竹製造業
経木箱仕組材製造業	たる丸製造業	竹・とう・きりゅう・
経木マット製造業	和たる用材製造業	枝づる加工基礎資
経木さなだ製造業	洋たる用材製造業	材製造業
エキセルシャー製造業	げた材製造業	野球用バット素材製造
木毛製造業	鉛筆軸板製造業	業
たる材製造業	木管素地製造業	
<hr/>		
× 経木折箱製造業 (1232)	おけ製造業 (1233)	
マッチ箱製造業 (3289)	鉛筆軸製造業 (3261)	
コルク栓製造業 (1292)	野球用バット製造業 (3253)	
たる製造業 (1233)		

122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

1221 造作材製造業（建具を除く）

主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所をいう。

ただし、標準材や面取り材を製造する事業所は「1211 一般製材業」に分類される。

○ サッシ（木製のもの）	ドアフレーム（木製の もの）	羽目板
		天じょう（井）板

1222 合板製造業

主として単板（ベニヤ）をはり合わせた合板を製造する事業所をいう。
特殊合板を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 合板

竹合板

単板積層材（LVL）

化粧ばり合板

ベニヤ合板

特殊合板

× 単板（ベニヤ）製造業（1212）

集成材製造業（1223）

積層材製造業（1223）

パーティクルボード製造業（1225）

プラスチック化粧板製造業（1811）

1223 集成材製造業

主としてひき板又は小角材等を厚さ、幅及び長さの方向に集成接着した一般材を製造する事業所をいう。

○ 集成材

台形集成材

積層材

幅はぎ板

× 合板製造業（1222）

単板積層材（LVL）製造業（1222）

1224 建築用木製組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○ 木製組立建築材料

1225 パーティクルボード製造業

主としてパーティクルボード（削片板）を製造する事業所をいう。

○ パーティクルボード

削片板

チップボード

1226 繊維板製造業

主として木材その他のものから繊維板を製造する事業所をいう。

○ 硬質繊維板（ハードボード）

半硬質繊維板
軟質繊維板吸音繊維板
テックス

× パーティクルボード（削片板）製造業（1225）

1227 銘木製造業

主として床柱、磨き丸太など銘板、銘木を製造する事業所をいう。

○ 銘板

床柱

磨き丸太

× 合板製造業 (1222)

1228 床板製造業

主として床板を製造する事業所をいう。

○ 床板

フローリングボード

123 木製容器製造業（竹、とうを含む）

1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業

主として竹、とう、きりゅう、単板（ベニヤ）などから洗濯かご、衣料かご、バスケット、果物・野菜かご、卓上かご、その他の類似製品及び輸送用容器を製造する事業所をいう。

ただし、主として竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）」に分類される。

○ 竹製容器

とう製容器

きりゅう製容器

かご

ざる

こうり（行李）

ベニヤかご

× びく製造業 (3253)

1232 木箱製造業

主として経木又は板物を材料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所、各種の木箱（くぎ付け又は針金巻あるいは接着剤で接着したもの）を製造する事業所をいう。
輸送用木製ドラム、通かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 製かん（函）業	取枠	経木折箱
ベニヤ箱	巻枠	ささ折箱
輸送用木製ドラム	梱包容器（木製）	杉折箱
包装木箱	折箱	茶箱
工具木箱		

1233 たる・おけ製造業

主としてたる、おけを製造する事業所をいう。
ただし、主としてたる、おけ用材を製造する事業所は「1219 その他の特殊製材業」に分類される。

○ 和たる	くぎたる	たらい
酒たる	薬品たる	ふろおけ
味そたる	漬物たる	飯びつ（木製おけ形の
しょう油たる	水おけ	もの）
洋たる	化学用おけ	醸造おけ
ビールたる	肥料用おけ	

× たる用材製造業（1219）

おけ用材製造業（1219）

129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）**1291 木材薬品処理業**

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理を行う事業所をいう。

主として木材の乾燥を行う事業所も本分類に含まれる。

○ 木材防腐処理業	木材乾燥業（天日乾燥を含む）	まくら木薬品処理業
木材注薬業		木製履物台木いぶし業
木材耐火処理業		

1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業

主としてコルク加工基礎資材及びコルク製品を製造する事業所をいう。

○ コルク栓 コルクタイル	生圧搾コルク板 炭化コルク板	コルクカーペット コルク製絶縁用品
------------------	-------------------	----------------------

1299 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）

主として材料のいかんを問わず、靴型、靴しん（芯）を製造する事業所、他に分類されない木製品を製造する事業所、曲輪、曲物、曲木製品、種々の型物を製造する事業所及びとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として木、竹、とうづる、きりゅう製の家具を製造する事業所は「1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）」に分類される。

○ 靴型（金属製、プラスチック製を含む）	洗濯板	茶せん
靴しん（芯）	寄木細工（家具、置物を除く）	ふるい
木製履物	つまようじ	米びつ
げた台	くり物	重箱（漆器製を除く）
塗りげた（漆塗りを除く）	漆器素地（木製くり物）	木管（紡績用を除く）
木製履物塗装業（漆塗りを除く）	竹製敷物	洋服掛
曲輪	とう製敷物	木製品塗装業（鉛筆軸を除く）
曲物	はし（木・竹製のもので漆塗りを除く）	木ごて
せいろう	割ばし	よしづ
ひつ（櫃）	竹ばし	木製まな板
彫刻物（木製のもの）	木ばし	機械器具木部（紡績用木管を除く）
旗ざお（木・竹製のもの）		
柄（とう・竹製のもの）		
かい（櫂）		

×	木製履物台木いぶし業（1291）	物差製造業（2739）
	木製履物塗装業（漆塗りのもの）（3271）	そろばん製造業（3269）
	マッチ軸製造業（3289）	木管製造業（紡績用のもの）（2634）
	はし製造業（漆塗りのもの）（3271）	重箱製造業（漆器製のもの）（3271）
	ます（桟）製造業（2731）	鉛筆軸製造業（3261）
	パレット製造業（荷役運搬用、材料のいかんを問わない）（3293）	

中分類 13－家具・装備品製造業

総 説

この中分類には、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）、宗教用具、戸、障子、ふすま、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆塗り家具を製造する事業所は「3271 漆器製造業」に分類される。
- (2) 個人の注文により家具を製造する事業所は「6011 家具小売業」に分類される。
- (3) 個人の注文により建具を製造する事業所は「6012 建具小売業」に分類される。
- (4) 家具類の改造、修理などを行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13 家具・装備品製造業）

E
製

主として家具・装備品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣传、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は家具・装備品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

131 家具製造業

主として家庭及び事務所で普通に使われる家具を製造する事業所をいう。

学校、集会所、図書館などに用いる家具、つい立、戸棚、ロッカーを製造する事業所、輸送設備に用いる家具を製造する事業所、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブルなどの家具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 宗教用具を製造する事業所は「1321 宗教用具製造業」に分類される。
- (2) 漆塗り家具を製造する事業所は「3271 漆器製造業」に分類される。
- (3) 石製・プラスチック製家具を製造する事業所は「1399 他に分類されない家具・装備品製造業」に分類される。

1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）

主として木製家具を製造する事業所をいう。

○ 和家具	とう製家具	ラジオ・テレビジョン・
さし物	きりゅう製家具	ステレオ用キャビネット
たんす	はり板	ミシンテーブル（脚を除く）
鏡台	アイロン台	戸棚
机	洋家具	書棚
和机	テーブル	病院用木製家具
座卓	いす（折たたみ式を含む）	薬品棚
水屋	応接セット	家具塗装業（金属製、
はえ帳	船舶用木製家具	漆塗りを除く）
さし物火鉢	学校用木製家具	
竹製家具	ベッド	

- × 金属製家具製造業（1312）

石製家具製造業（1399）

宗教用具製造業（1321）

プラスチック製家具製造業（1399）

漆塗り製家具製造業（3271）

組スプリング製造業（1313）

プラスチック製ラジオ・テレビジョン・ステレオきょう（筐）体製造業（1831）

1312 金属製家具製造業

主として金属製家具を製造する事業所をいう。

○ 金属製家具	いす	保管庫・戸棚類（ノック
キャビネット	ベッド	ダウン方式を含む）
ロッカー	テーブル	

- × 金庫・金庫室製造業（2491）

組スプリング製造業（1313）

プラスチック製家具製造業（1399）

1313 マットレス・組スプリング製造業

主として材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス（フォームラバー、ポリウレタンフォーム製のもの及び箱スプリング製のものを含む）を製造する事業所、ベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング及びスプリングクッションを製造する事業所をいう。

ただし、個々のスプリングを製造する事業所は「2492 金属製スプリング製造業」に分類される。

○ マットレス（ベッド用） 組スプリング（クッション用のもの）	スプリングクッション フォームラバー製マットレス（ベッド用）	ポリウレタンフォーム 製マットレス（ベッド用）
------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------

× ワイヤスプリング製造業（2492）

マットレス製造業（和室用）（1191）

132 宗教用具製造業**1321 宗教用具製造業**

主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具（仏壇、神棚及びその附属品など）を製造する事業所をいう。

○ 仏具（位はい、仏具台、香盤、靈具ぜん、木魚、高つきなど）	神仏具 お宮 みこし	仏壇 三方（ひな祭用を除く） じゅず
--------------------------------	------------------	--------------------------

× 貴金属製仏具製造業（3219）

漆器製仏具製造業（3271）

陶磁器製神仏具製造業（2149）

葬具製造業（3299）

ひな祭用三方製造業（3252）

133 建具製造業

1331 建具製造業

主として障子、雨戸格子、ふすま（骨及び縁を含む）を製造する事業所をいう。

○ 建具（主として戸、障子を製造するもの） 戸・障子	欄間（銘板を除く） ふすま	ふすま骨 ふすま縁
-------------------------------	------------------	--------------

×	サッシ製造業（木製のもの）（1221） サッシ製造業（金属製のもの）（2443） 建具屋（6012） 建具工事業（079）	表具業（903） 漆塗り建具製造業（3271）
---	--	----------------------------

139 その他の家具・装備品製造業

1391 事務所用・店舗用装備品製造業

主として材料のいかんを問わず、事務所用又は店舗用の装備品及びこれに附隨する製品を製造する事業所をいう。

ただし、金庫及び金庫内箱を製造する事業所は「2491 金庫製造業」に分類される。

○ 陳列ケース（網棚、台を含む）	事務所用備品（事務所用つい立など）	陳列棚 間仕切り
------------------	-------------------	-------------

×	電気冷蔵庫製造業（2931） 冷凍・冷蔵ショーケース製造業（2535） 金属製保管庫・戸棚類製造業（ロッカーを含む）（1312）	金庫製造業（2491）
---	--	-------------

1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業

主として窓用・扉用日よけ、よろい戸、カーテンロッド、びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸及びその他部品、附属品を製造する事業所をいう。

ベネシャンブラインド（金属製を除く）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製ベネシャンブラインドを製造する事業所は「2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」に分類される。
- (2) 事務所用仕組つい立を製造する事業所は「1391 事務所用・店舗用装備品製造業」に分類される。
- (3) 個人の注文によってつくるいわゆる表具屋は「903 表具業」に分類される。

○ 日よけ (部品・附属品 製造を含む) (金属 製及び帆布製を除く) ブラインド(部品・附 属品製造を含む) (金属製を除く)	よろい戸 (金属製を除 く) カーテン部品 (カーテ ンロッド, カーテ ンの部品・附属品) びょうぶ	衣こう・つい立 (和式 のもの) すだれ 掛軸 (業務用, 広告用 など)
×	日よけ (金属製のもの) (2445) よろい戸製造業 (金属製のもの) (2445) よしづ製造業 (1299)	日よけ製造業 (帆布製のもの) (1194) 事務所用仕組つい立製造業 (1391) 表具業 (903)

1393 鏡縁・額縁製造業

主として鏡縁, 額縁, 画入れ額縁を製造する事業所をいう。

○ 鏡縁 額縁	画入れ額縁	写真入れ額縁
× 漆塗り製鏡縁・額縁製造業 (3271)		

1399 他に分類されない家具・装備品製造業

主として他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

○ 石製家具 黒板	プラスチック製家具・ 装備品	強化プラスチック製家具
×	竹製家具製造業 (1311) とう製家具製造業 (1311)	金属製家具製造業 (1312)

中分類 14－パルプ・紙・紙加工品製造業

総 説

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古纖維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄紙糸を製造する事業所、セロファンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 抄紙織物を製造する事業所は「1129 その他の織物業」に分類される。
- (2) 研磨紙を製造する事業所は「2173 研磨布紙製造業」に分類される。
- (3) 写真感光紙を製造する事業所は「1695 写真感光材料製造業」に分類される。

140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14 パルプ・紙・紙加工品製造業）

主としてパルプ・紙・紙加工品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はパルプ・紙・紙加工品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的經 濟活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所	自家用倉庫 自家用資材置場
---	--	------------------

141 パルプ製造業

1411 パルプ製造業

主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。

- 溶解サルファイトパルプ
- 溶解クラフトパルプ
- サルファイトパルプ

- ケミグランドパルプ
- クラフトパルプ
- セミケミカルパルプ
- 碎木パルプ

木材以外のパルプ（ソーダパルプ、わらパルプなど）

142 紙製造業

E
製

1421 洋紙・機械すき和紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の纖維から洋紙又は機械すき和紙を製造する事業所をいう。

- 洋紙
- 新聞用紙
- 印刷用紙
- 筆記用紙
- 図画用紙
- 包装用紙
- 薄葉洋紙
- 雑種洋紙
- 衛生用洋紙
- 印画紙用原紙
- 湿式不織布
- 塗工印刷用紙

- 機械すき和紙
- 障子紙
- せんか紙
- 薄葉和紙
- 雑種紙
- 衛生用紙（ちり紙用・トイレットペーパー用・ティッシュペーパー用・タオル用・ナップキン用紙など）

紙ひも原紙
書道用紙
家庭用薄葉紙

- × 塗工紙製造業（1431）
- 紙ナップキン製造業（1499）
- ティッシュペーパー製造業（1499）

トイレットペーパー製造業（1499）
紙タオル製造業（1499）

1422 板紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から板紙を製造する事業所をいう。

○ 黄板紙 白板紙	色板紙 段ボール原紙	チップボール 建材原紙
--------------	---------------	----------------

× 段ボール製造業 (1432)

1424 手すき和紙製造業

主としてこうぞ、みつまた、がんぴ、木材パルプ、その他の繊維から手すき和紙を製造する事業所をいう。

○ 障子紙（手すき） こうぞ紙 改良紙	温床紙 傘紙	工芸紙 がんぴ紙
---------------------------	-----------	-------------

× ふすま紙製造業 (1433)

143 加工紙製造業

1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）

主として購入し、又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行う事業所をいう。

○ ろう加工紙 油脂加工紙 プラスチック加工紙 包装加工紙 ターポリン紙 防せい（錫）紙 カーボン紙 アスファルトルーフィン シング（ベースが紙のもの） 絶縁紙	絶縁紙テープ ろう紙 油紙 人造竹皮 ソリッドファイバー バルカナイズドファイバー バー ラミネート紙 プラスチック塗装紙 紙製ブックバインディング シングクロス	織物製ブックバインディング クロス プラスチック加工ブックバインディング クロス ノーカーボン紙 防虫紙 感熱紙
---	---	--

× 塗工印刷用紙製造業 (1421)
写真感光紙製造業 (1695)

油布製造業 (1158)

- × ティッシュペーパー用紙製造業 (1421) 印画紙製造業 (1695)
 セメント袋製造業 (1451) 研磨紙製造業 (2173)
 化粧ぼり板製造業 (プラスチック製のもの) (1811)
 ソリッドファイバー (箱, 管, 筒) 製造業 (1499)
 バルカナイズドファイバー (箱, 管, 筒) 製造業 (1499)
 ガムテープ製造業 (ベースが布のもの) (1158)
 ガムテープ製造業 (ベースが紙のもの) (1499)

1432 段ボール製造業

主として段ボールを製造する事業所をいう。

- 段ボール

- × 段ボール箱製造業 (1453) 段ボール原紙製造業 (1422)

1433 壁紙・ふすま紙製造業

主として購入した紙から壁紙及びふすま紙を製造する事業所をいう。

- 壁紙

- ふすま紙

144 紙製品製造業

1441 事務用・学用紙製品製造業

主として事務用紙製品、学用紙製品を製造する事業所をいう。

- | | | |
|----------------------------|---------|----------|
| ○ 帳簿類 | 計算機用紙製品 | 方眼紙 |
| 事務用書式類 | 事務用角底紙袋 | 紙ばさみ (挟) |
| 封筒・事務用紙袋 | ノート | 伝票 |
| 事務用せん (箋) | 学習帳 | ルーズリーフ用紙 |
| 手帳 | 図画用紙 | 紙製ファイル |
| 表紙類 (ブックバイン
ディングクロスを除く) | 手工・工作用紙 | |
| | 原稿用紙 | |

- × 角底紙袋製造業 (1452) 画板製造業 (3262)
 ブックバインディングクロス製造業 (1431)
 小形紙袋製造業 (重包装・角底紙袋を除く) (1499)

1442 日用紙製品製造業

主として日用紙製品を製造する事業所をいう。

○ 便せん（箋） 祝儀用紙製品（祝儀袋、のし袋、水引など）	写真用紙製品（アルバム、コーナー、台紙など）	日記帳 卓上日記
----------------------------------	------------------------	-------------

1449 その他の紙製品製造業

主として購入した紙から他に分類されない紙製品を製造する事業所をいう。

○ 正札 名刺台紙 私製はがき	包装紙 カード 荷札	シール レッテル
-----------------------	------------------	-------------

× シール印刷業（1511，1512） 折紙製造業（3251）

145 紙製容器製造業

1451 重包装紙袋製造業

主としてセメント袋、米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所をいう。

○ セメント袋 小麦粉袋 石灰袋	肥料袋 砂糖袋	米麦用袋 石炭袋
------------------------	------------	-------------

1452 角底紙袋製造業

主としてショッピングバッグ、手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 事務用角底紙袋を製造する事業所は「1441 事務用・学用紙製品製造業」に分類される。
- (2) 重袋用クラフト紙を主資材とした多層の角底紙袋製品を製造する事業所は「1451 重包装紙袋製造業」に分類される。

○ 角底紙袋

ショッピングバッグ

手提紙袋

× 事務用角底紙袋製造業 (1441)

重包装紙袋製造業 (1451)

封筒（事務用）製造業 (1441)

1453 段ボール箱製造業

主として段ボール箱を製造する事業所をいう。

○ 段ボール箱

× 段ボール製造業 (1432)

1454 紙器製造業

主として紙器製品を製造する事業所をいう。

○ 印刷箱

貼箱

簡易箱

紙製コップ・皿

紙製折箱

書籍用紙製外箱

× 段ボール箱製造業 (1453)

マッチ箱製造業 (3289)

149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。

○ 紙タオル	小形紙袋（重包装・角底紙袋を除く）	バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻
紙ナプキン	ガムテープ（ベースが紙のもの）	絶縁用バルカナイズドファイバー製品
紙ひも	紙おむつ	衛生用紙綿
紙テープ	紙製生理用品	衛生用綿状パルプ
紙切断整理業	ソリッドファイバー（箱、管、筒）	ティッシュペーパー
セロファン	バルカナイズドファイバー（箱、管、筒）	トイレットペーパー
セロファン袋	ソリッドファイバードラム	
セロファンテープ		
紙製ストロー		
抄織紙糸		
紙管		
巻取紙断裁加工業		

-
- × ソリッドファイバー製造業 (1431) 角底紙袋製造業 (1452)
抄織紙糸織物業 (1129) 繊維製衛生材料製造業 (1198)
ジャカードカード（紋紙）製造業 (1159) 繊維板製造業 (1226)
模様形製造業 (1159) トイレットペーパー用紙製造業 (1421)
事務用紙袋製造業 (1441) ティッシュペーパー用紙製造業 (1421)
重包装紙袋製造業 (1451) バルカナイズドファイバー製造業 (1431)
ガムテープ製造業（ベースが布のもの）(1158)
バルカナイズドファイバー製トランク製造業 (2061)

中分類 15—印刷・同関連業

総 説

この中分類には、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15 印刷・同関連業）

主として印刷・同関連業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は印刷・同関連業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

- | | | |
|---|--|-----------------|
| ○ 主として管理事務を行う
本社等
管理事務を行う本社・
本所・本店・支社・
支所 | ○ その他の管理、補助的経
済活動を行う事業所
自家用車庫
自家用修理工場 | 自家用補修所
自家用倉庫 |
|---|--|-----------------|

151 印刷業

1511 オフセット印刷業（紙に対するもの）

主としてオフセット印刷により紙に印刷を行う事業所をいう。

○ オフセット印刷業

× とっ版印刷業（紙に対するもの）（1512）
おう版印刷業（紙に対するもの）（1512）

スクリーン印刷業（紙に対するもの）（1512）
紙以外の印刷業（1513）

1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）

主としてとっ版印刷、おう版印刷、スクリーン印刷などオフセット印刷以外で紙に印刷を行う事業所をいう。

○ とっ版印刷業

おう版印刷業

スクリーン印刷業

× オフセット印刷業（紙に対するもの）（1511）
紙以外の印刷業（1513）

1513 紙以外の印刷業

主として紙以外に各種の印刷を行う事業所をいう。

○ プラスチックフィルム
印刷業

金属印刷業

布地印刷業

152 製 版 業

1521 製 版 業

主としてオフセット版、とつ版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。

○ 写真製版業	グラビア製版業	紙型鉛版製造業
写真植字業（電算植字、 手動植字を含む）	スクリーン製版業	銅版彫刻業
デジタル製版業（C T P方式）	フレキソ製版業	木版彫刻業
刷版焼付業	版下作成業	印刷用プラスチック版
	鉛版製造業	製造業
	活字製造業	フォトマスク製造業

× プリント配線板製造業（配線済みのもの）（2841）

E
製

153 製本業、印刷物加工業

1531 製 本 業

主として製本を行う事業所をいう。

ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○ 製本業		
-------	--	--

× 印刷製本業（オフセット印刷のもの）（1511）

1532 印刷物加工業

主として印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。

○ 印刷物加工業	印刷物折り加工業	印刷物装てい業
印刷物光沢加工業	印刷物はく（箔）押し業	印刷物ミシン加工業
印刷物裁断業		

× はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）（929）

159 印刷関連サービス業

1591 印刷関連サービス業

主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業にかかる補助業務を行う事業所をいう。

○ 校正刷業
刷版研磨業

印刷物結束業
印刷校正業

中分類 16－化学工業

総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鉄の製鍊及び合金の製造を行う事業所は「22 鉄鋼業」に分類される。
- (2) 非鉄金属の製鍊及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「23 非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) 石油精製又はコークスの製造を行う事業所は「17 石油製品・石炭製品製造業」に分類される。
- (4) 調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は「09 食料品製造業」に分類される。
- (5) アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
- (6) ガラスの製造、石灰石、ドロマイドのほう焼を行う事業所は「21 窯業・土石製品製造業」に分類される。
- (7) ゴム製品を製造する事業所は「19 ゴム製品製造業」に分類される。
- (8) 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

E
製

160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16 化学工業）

主として化学工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は化学工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・本 所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	自家用油槽所
		自家用資材置場

161 化学肥料製造業

1611 窒素質・りん酸質肥料製造業

主としてアンモニア及びアンモニア誘導品、例えば硫酸アンモニウム（硫安）、硝酸アンモニウム（硝安）、硝酸、尿素、塩化アンモニウム（塩安）、石灰窒素、過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥などを製造する事業所をいう。

ただし、主として化成肥料を製造する事業所は「1612 複合肥料製造業」に分類される。

○ アンモニア	硝酸ナトリウム（硝酸ソーダ）	過りん酸石灰
アンモニア誘導品	亜硝酸ナトリウム（亜硝酸ソーダ）	溶成りん肥
硫酸アンモニウム（硫安）	塩化アンモニウム（塩安）	焼成りん肥
尿素	石灰窒素	重焼成りん肥
硝酸アンモニウム（硝安）		りん酸肥料
硝酸		

× 化成肥料製造業（1612）

りん酸製造業（1629）

カルシウムカーバイド製造業（1629）

塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）（1621）

1612 複合肥料製造業

主として窒素、りん酸又はカリのいずれか2成分以上を含有する複合肥料を製造する事業所をいう。

ただし、上記肥料成分が動植物質のみに由来する肥料を製造する事業所は「1063 有機質肥料製造業」に分類される。

○ 化成肥料

配合肥料

× 有機質肥料製造業（1063）

1619 その他の化学肥料製造業

主としてけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料など、他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

○ けい酸質肥料
苦土質肥料

マンガン質肥料

ほう素質肥料

162 無機化学工業製品製造業

主として工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 診断用試薬を製造する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。
- (2) 診断用以外の試薬を製造する事業所は「1697 試薬製造業」に分類される。
- (3) 無機殺虫剤を製造する事業所は「1692 農薬製造業」に分類される。

1621 ソーダ工業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰、重炭酸ナトリウム、塩酸、さらし粉、さらし液、塩素、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、金属ナトリウム、過酸化ナトリウムを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 上記以外のナトリウム化合物を製造する事業所は「1611 窒素質・りん酸質肥料製造業」又は「1629 その他の無機化学工業製品製造業」に分類される。
- (2) 塩を製造する事業所は「1624 塩製造業」に分類される。

○ ソーダ灰製造業
か性ソーダ製造業
液体塩素製造業
塩酸製造業
塩酸ガス製造業
さらし粉製造業
重炭酸ナトリウム（重炭酸ソーダ）製造業

塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）
塩素製造業
塩素酸ナトリウム製造業
過塩素酸ナトリウム製造業

亜塩素酸ナトリウム製造業
過酸化ナトリウム製造業
金属ナトリウム製造業
さらし液製造業

× 塩製造業（1624）
シアノ化ナトリウム製造業（1629）

フェロシアン化ナトリウム製造業（1629）
カリウム塩製造業（1629）

1622 無機顔料製造業

主として塗料、印刷インキ、プラスチック、窯業製品などの顔料として、又は紙及びゴムの充てん剤として使われる無機顔料を製造する事業所をいう。

○ 白顔料（酸化チタン、亜鉛華、リトポンなど）	有彩顔料（べんがら、黄鉛、紺青、群青、鉛丹、亜酸化銅、銀朱など）	体質顔料（炭酸カルシウム、沈降性硫酸バリウム、バライト粉など）
黒顔料（カーボンブラック、鉄黒など）	窯業顔料	

× 有機顔料製造業（1634）

絵具製造業（3262）

1623 圧縮ガス・液化ガス製造業

主として圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガス、窒素、ネオン、アルゴンなどを製造する事業所をいう。

固体炭酸ガス（ドライアイス）、溶解アセチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) アンモニアを製造する事業所は「1611 窒素質・りん酸質肥料製造業」に分類される。
- (2) 液体塩素を製造する事業所及び塩酸ガスを製造する事業所は「1621 ソーダ工業」に分類される。
- (3) シアン化水素を製造する事業所、ふつ化水素を製造する事業所は「1629 その他の無機化学工業製品製造業」に分類される。
- (4) 販売業務に附隨して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行うものは「5329 その他の化学製品卸売業」に分類される。
- (5) 他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行うものは「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ 圧縮酸素	ドライアイス	アルゴン
液体酸素	溶解アセチレン	液体炭酸ガス
圧縮水素	ネオンガス	窒素ガス

× アンモニア製造業（1611）

酸化エチレン製造業（1631, 1632）

液体塩素製造業（1621）

ブタジエン製造業（1631, 1632）

塩酸ガス製造業（1621）

塩化メチル製造業（1639）

シアン化水素製造業（1629）

臭化メチル製造業（1639）

ふつ化水素酸製造業（1629）

フロン製造業（1639）

エチレン製造業（1631）

塩化ビニル（モノマー）製造業（1631, 1632）

天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを作製する事業所（0531, 0532, 1711）

1624 塩 製 造 業

主として塩を製造する事業所をいう。

主として食卓塩などの精製塩を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 製塩業
食卓塩

精製塩
かん水（濃縮塩水）

にがり

1629 その他の無機化学工業製品製造業

主として他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は「1611 窒素質・りん酸質肥料製造業」に分類される。
- (2) か性ソーダ、ソーダ灰、塩酸などを製造する事業所は「1621 ソーダ工業」に分類される。
- (3) 診断用試薬を製造する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。
- (4) 診断用以外の試薬を製造する事業所は「1697 試薬製造業」に分類される。
- (5) アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は「2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」に分類される。

○ クロム塩
バリウム塩
りん化合物
無機酸（硫酸、ほう酸、
無水クロム酸、ふつ
化水素酸、クロルス
ルフロン酸など）
硫酸塩
ひ酸塩（殺虫剤を除く）
臭素
臭化物
金属カリウム
カリウム塩
金属カルシウム
カルシウム塩

マグネシウム塩
海水マグネシア
無機塩類
硝酸銀
明ばん
二硫化炭素
活性炭
よう素
ナトリウム塩（他に分
類されないもの）
触媒
シアン化ナトリウム
シアン化水素
フェロシアン化ナトリ
ウム

プラスチック安定剤
(有機系並びに有
機系及び無機系混
成のものを除く)
カーバイド（カルシウ
ムカーバイド）
人造黒鉛
りん酸
りん
過酸化水素
けい酸ナトリウム
トリポリりん酸ナトリ
ウム

- × 硫酸アンモニウム製造業（1611）
硝酸アンモニウム製造業（1611）
重炭酸ナトリウム製造業（1621）
べんがら製造業（1622）
無機顔料製造業（1622）

- 医薬品製剤製造業（1652）
診断用試薬製造業（1652）
試薬製造業（診断用以外のもの）（1697）
石灰窒素製造業（1611）
シリコンカーバイド製造業（2171）

- × 黒鉛製品製造業 (216)
 - 有機顔料製造業 (1634)
 - プラスチック安定剤製造業 (有機系) (1639)
 - プラスチック安定剤製造業 (無機系及び有機系混成のもの) (1699)
- 酸化エチレン製造業 (1631, 1632)
- 絵具製造業 (3262)

163 有機化学工業製品製造業

- 主として工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造する事業所をいう。
- ただし、次の事業所は本分類に含まれない。
- (1) 医薬品を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
 - (2) 合成繊維を製造する事業所は「1112 化学繊維製造業」に分類される。
 - (3) 石けん、グリセリン、その他の油脂製品を製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
 - (4) 農薬を製造する事業所は「1692 農薬製造業」に分類される。
 - (5) 香料を製造する事業所は「1693 香料製造業」に分類される。
 - (6) 化粧品、歯磨きを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
 - (7) 木材乾留製品、しょう脳を製造する事業所は「1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業」に分類される。
 - (8) 塗料を製造する事業所は「1644 塗料製造業」に分類される。
 - (9) 印刷インキを製造する事業所は「1645 印刷インキ製造業」に分類される。
 - (10) 診断用試薬を製造する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。
 - (11) 診断用以外の試薬を製造する事業所は「1697 試薬製造業」に分類される。

1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）

主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学的処理により石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその連産品）を製造する事業所及び同一事業所で石油化学基礎製品から一貫して脂肪族系中間物、環式中間物、プラスチック原料、合成繊維原料、プラスチック、合成ゴムなどの誘導品を製造する事業所をいう。

分解ガソリン、改質ガソリンから抽出によってベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール）を製造する事業所、石油からノルマルパラフィンを製造する事業所、石油の直接酸化によって酢酸などの脂肪族有機酸を製造する事業所、石油の分解によってアセチレン及びエチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石油又は石油副生ガスを原料としてアンモニアを製造する事業所は「1611 窒素質・りん酸質肥料製造業」に分類される。
- (2) 石油又は石油副生ガスを原料としてメタノール、ホルマリンを製造する事業所は「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) 石油化学基礎製品を他から受け入れて脂肪族系中間物を製造する事業所は「1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」に分類される。
- (4) 環式中間物を製造する事業所は「1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」に分類される。

- (5) プラスチックを製造する事業所は「1635 プラスチック製造業」に分類される。
- (6) 合成ゴムを製造する事業所は「1636 合成ゴム製造業」に分類される。
- (7) 天然ガス、石炭を原料としてメタノール、ホルマリン、塩化メチル、塩化メチレン、四塩化炭素などを製造する事業所は「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類される。

○ エチレン	分解ガソリン	キシレン(キシロール)
プロピレン	ベンゼン(ベンゾール)	アセチレン
ブタン	トルエン(トルオール)	ノルマルパラフィン
ブチレン		

- × 酢酸製造業（他から受け入れたエチレン、プロピレン又は他から受け入れたアセトアルデヒドによるもの）(1632)
- 脂肪族系中間物製造業（他から受け入れたエチレン、プロピレン又は他から受け入れたアセトアルデヒドによるもの）(1632)
- 酢酸製造業（カーバイド法アセチレンを原料とするもの）(1632)
- メタン誘導品製造業（1639）
- ベンゼン（ベンゾール）製造業（コールタールを原料とするもの）(1639)
- トルエン（トルオール）製造業（コールタールを原料とするもの）(1639)
- キシレン（キシロール）製造業（コールタールを原料とするもの）(1639)
- プラスチック製造業（他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるもの）(1635)
- 塩化ビニル（モノマー）製造業（カーバイド法アセチレンを原料とするもの）(1632)
- アンモニア製造業（1611）
- 石油精製業（1711）

1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）

主としてエチレン、プロピレンなどのオレフインからの誘導品を製造する事業所をいう。

アセチレンを原料として、同様の誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素から一貫して製造する事業所は「1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」に分類される。

(2) メタノール、ホルマリンなどメタン誘導品を製造する事業所は「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類される。

○ アセトアルデヒド	塩化ビニリデン（モノマー）	ドデシルベンゼン
酢酸	酸化エチレン	ノネン
酢酸エチル	酸化プロピレン	ドデセン
トリクロルエチレン	塩化アリル	合成エチルアルコール
テトラクロルエチレン (パークロルエチレン)	プロピレンクロルヒドリン	ブタノール
酢酸ビニル	合成グリセリン	アセトン
塩化ビニル(モノマー)		エチレングリコール

× ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業（1631）

メタノール製造業（1639）

ホルマリン製造業（1639）

塩化メチル製造業（1639）

塩化メチレン製造業（1639）

溶解アセチレン製造業（1623）

発酵法エチルアルコール製造業（1633）

スチレン（モノマー）製造業（1631, 1634）

塩化ビニル樹脂製造業（1631, 1635）

塩化ビニリデン樹脂製造業（1635）

高級アルコール製造業（天然物を原料とするもの）（1639）

1633 発酵工業

主として発酵法によりエチルアルコール、くえん酸、乳酸、石油たん白、その他の有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合成エチルアルコールを製造する事業所は「1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」に分類される。
- (2) 発酵法により食料品を製造する事業所は「09 食料品製造業」に分類される。
- (3) 飲用アルコール、茶を製造する事業所は「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
- (4) 医薬品を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。

○ エチルアルコール くえん酸	乳酸	石油たん白
×	清酒製造業 (1023) グルタミン酸ナトリウム製造業 (0949)	× 焼酎製造業 (1024) 混成酒製造業 (1024) 飲料用アルコール製造業 (1024)

1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

主としてプラスチック、合成繊維、合成染料、医薬品、農薬などの原料として用いられる環式中間物、合成染料及び有機顔料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は「1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」に分類される。
- (2) 無機顔料を製造する事業所は「1622 無機顔料製造業」に分類される。
- (3) 天然染料を製造する事業所は「1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業」に分類される。

○ テレフタル酸 (T. P.)	カプロラクタム	多環式中間物 (アントラゼン、フェナントレン誘導品など)
A)	合成石炭酸	
ジメチルテレフタレート (D. M. T)	合成染料 (食用染料を含む)	複素環式中間物 (合成ピリジン、合成キノリン、チオフェン、フルフラール及びこれららの誘導品)
スチレン (モノマー)	染料・医薬中間物	農薬中間物
メタキシレンジアミン	ベンゼン系又はナフタリン系誘導品 (ニトロベンゼン、クロルベンゼン、トルイジン、サルチル酸、塩化ベンジル、ナフトール、ジメチルアニリン安息香酸など)	有機顔料
トルイレンジイソシアネート (T. D. I)		無水フタル酸
ジフェニルメタンジイソシアネート (M. D. I)		
シクロヘキサン		
シクロヘキサン		

-
- | | | |
|---|------------------------|----------------|
| × | 無機顔料製造業 (1622) | 農薬製造業 (1692) |
| | ドデシルベンゼン製造業 (1632) | 天然染料製造業 (1696) |
| | フェノール系プラスチック製造業 (1635) | 絵具製造業 (3262) |
| | 医薬品製造業 (165) | |

1635 プラスチック製造業

主としてプラスチックを粉末、粒状、液体の形で製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は「1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」に分類される。
- (2) 化学繊維を製造する事業所は「1112 化学繊維製造業」に分類される。
- (3) 写真フィルムを製造する事業所は「1695 写真感光材料製造業」に分類される。
- (4) 合成皮革を製造する事業所は「1824 合成皮革製造業」に分類される。
- (5) セロファンを製造する事業所は「1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」に分類される。
- (6) プラスチック製の管、板、フィルム、プラスチック製の食器などのプラスチック製品を製造する事業所は製品の種類によって「18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又はその他の中分類に分類される。
- (7) 大豆グルーなどの接着剤を製造する事業所は「1694 ゼラチン・接着剤製造業」に分類される。

○ ポリエチレン	ポリイソブチレン（樹脂）	ホルマリン系プラスチック
ポリスチレン	けい素樹脂（シリコン）	ふつ素樹脂
ポリプロピレン	ユリア樹脂	硝化綿
塩化ビニル樹脂	メラミン樹脂	塩化ビニリデン樹脂
ポリビニルアルコール	フェノール樹脂	
ポリブタジエン（樹脂）	たん白可塑物	
ポリエチレンテレフタレート		

×	エチレン・プロピレン製造業（1631）	フロン製造業（1639）
	二塩化エチレン製造業（1632）	カプロラクタム製造業（1634）
	ポリエチレングリコール製造業（1632）	合成石炭酸製造業（1634）
	ポリプロピレングリコール製造業（1632）	無水フタル酸製造業（1634）
	アクリロニトリル製造業（1632）	尿素製造業（1611）
	酢酸ビニル製造業（1632）	プラスチック製品製造業（18）
	ノネン製造業（1632）	テレフタル酸製造業（1634）
	ドデセン製造業（1632）	セロファン製造業（1499）
	ホルマリン製造業（1639）	
	スチレン（モノマー）製造業（1631, 1634）	
	写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（1821）	
	トルイレンジイソシアネート（T. D. I.）製造業（1634）	

1636 合成ゴム製造業

主として合成ゴム（合成ラテックスを含む）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は「1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」に分類される。
- (2) 合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19 ゴム製品製造業」に分類される。

○ 合成ラテックス スチレンーブタジエン ラバー (S. B. R) アクリロニトリルーブ タジエンラバー (N. B. R)	ブタジエンラバー (B. R) クロロプロレンラバー (C. R) イソプレンラバー (I. R)	エチレンープロピレン ラバー (E. P. D. M) イソプレンーイソプチ レンラバー (I. I. R) シリコンゴム
--	--	---

× プラスチック製造業 (1635)

ゴム製品製造業 (19)

1639 その他の有機化学工業製品製造業

主として他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石油の直接酸化によって酢酸を製造する事業所は「1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」又は「1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」に分類される。
- (2) 環式中間物、合成染料、有機顔料を製造する事業所は「1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」に分類される。
- (3) プラスチックを製造する事業所は「1635 プラスチック製造業」に分類される。
- (4) 発酵法によるエチルアルコール、くえん酸、乳酸を製造する事業所は「1633 発酵工業」に分類される。
- (5) 医薬品を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (6) 石けん、合成洗剤、脂肪酸、グリセリンを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
- (7) 香料を製造する事業所は「1693 香料製造業」に分類される。
- (8) 化粧品、歯磨きを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (9) 天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は「1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業」に分類される。

○ メタノール	ピッヂ	合成なめし剤
ホルマリン	タール酸類（分留石炭 酸、クレゾール類な ど）	合成タンニン
フルオロカーボン	精製コールタール	天然物を原料とする高 級アルコール（オク チルアルコール、ラ ウリルアルコール など）
塩化メチル	有機酸（こはく酸、酒 石酸など）	繊維素グリコール酸ナ トリウム
塩化メチレン	有機酸塩	プラスチック安定剤 (無機系並びに無 機系及び有機系混 成のものを除く)
クロロホルム	可塑剤	
臭化メチル	サッカリソ	
クレオソート油	シクロヘキシルスルフ アミン酸ナトリウ ム	
石炭化学系ナフタリン	ゴム加硫促進剤	
コールタール分留物	ゴム老化防止剤	
アントラセン	ガソリン添加物	
コールタールを原料と するベンゼン（ベン ゾール）・トルエン (トルオール)・キ シレン（キシロール） など	潤滑油添加剤	

- ×
- アンモニア製造業 (1611)
 - カーボンブラック製造業 (1622)
 - 合成エチルアルコール製造業 (1632)
 - ホルマリン系プラスチック製造業 (1635)
 - 石油化学系ベンゼン類製造業 (1631)
 - コークス製造業 (1731)
 - 石けん製造業 (1642)
 - 合成洗剤製造業 (1642)
 - 香料製造業 (1693)
 - 化粧品製造業 (166)
 - プラスチック安定剤製造業 (無機系) (1629)
 - プラスチック安定剤製造業 (無機系及び有機系混成のもの) (1699)
- 木材化学製品製造業 (1696)
- トリクロルエチレン製造業 (1632)
- テトラクロルエチレン製造業 (1632)
- けい素樹脂製造業 (1635)
- ふつ素樹脂製造業 (1635)
- 石油化学系基礎製品製造業 (1631)
- 脂肪族系中間物製造業 (1631, 1632)
- 環式中間物製造業 (1631, 1634)
- プラスチック製造業 (1631, 1635)

164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業

主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所をいう。

ただし、主として石けんを製造する事業所は「1642 石けん・合成洗剤製造業」に分類される。



脂肪酸

硬化油(工業用, 食用)

グリセリン

× ショートニング製造業 (0982)

食用精製油脂製造業 (0982)

マーガリン製造業 (0982)

合成グリセリン製造業 (1632)

動植物油脂製造業 (098)

1642 石けん・合成洗剤製造業

主として石けん、合成洗剤を製造する事業所をいう。

ただし、主として次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 石けん、合成洗剤以外の洗浄及び磨用剤などを製造する事業所は「1646 洗浄剤・磨用剤製造業」に分類される。

(2) シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。



浴用石けん

洗濯石けん

工業用石けん

カリ石けん

家庭用合成洗剤

工業用合成洗剤

× クレンザー製造業 (1646)

ひげそりクリーム製造業 (1669)

シャンプー製造業 (1662)

洗浄剤(石けん、合成洗剤を除く)・磨用剤製造業 (1646)

1643 界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)

主として繊維、農薬、紙、パルプなどの製造加工に用いる陰イオン、陽イオン、両性イオン、非イオン活性剤(石けん、合成洗剤を除く)を製造する事業所をいう。

ただし、主として切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は「1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」に分類される。



繊維用油剤

硫酸化油(ロート油)

× 潤滑油製造業(石油精製によらないもの) (1721)

グリース製造業(石油精製によらないもの) (1721)

潤滑油・グリース製造業(石油精製によるもの) (1711)

1644 塗料製造業

主としてペイント、ワニス（電気絶縁ワニスを含む）、エナメル、ラッカー、パテ、酒精ワニス、漆及びその他の塗料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチックを製造する事業所は「1635 プラスチック製造業」に分類される。
- (2) 油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は「3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）」に分類される。
- (3) 有機顔料を製造する事業所は「1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」に分類される。
- (4) 無機顔料を製造する事業所は「1622 無機顔料製造業」に分類される。

○ エナメル	漆	電気絶縁塗料
ワニス	合成樹脂塗料	シンナー類
ペイント	油性塗料	パテ
水系塗料	ボイル油	
船底塗料	ラッカー	

× 有機顔料製造業（1634）

油絵具製造業（3262）

1645 印刷インキ製造業

主として印刷インキ、新聞インキを製造する事業所をいう。

ただし、主として筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」に分類される。

○ 印刷インキ	新聞インキ
---------	-------

× 筆記用インキ製造業（1699）

スタンプ用インキ製造業（1699）

1646 洗浄剤・磨用剤製造業

主として石けん・合成洗剤以外の洗浄剤、磨用剤、つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 石けん、合成洗剤を製造する事業所は「1642 石けん・合成洗剤製造業」に分類される。
- (2) 繊維及び皮革工業などの用に供する界面活性剤を製造する事業所は「1643 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」に分類される。

○ クレンザー
つや出し剤
磨粉

金属磨用剤
革つや出し

靴クリーム
塗装ワックス

× 石けん・合成洗剤製造業（1642）

繊維用油剤製造業（1643）

1647ろうそく製造業

主として鉱物性及び動植物性ろうからろうそくを製造する事業所をいう。

○ ろうそく

165 医薬品製造業

1651 医薬品原薬製造業

主として医薬品の原末、原液を製造する事業所をいう。

○ 医薬品原末

医薬品原液

× 農薬製造業（1692）

1652 医薬品製剤製造業

主として医薬品、医薬部外品の製剤（他に分類されるものを除く）を製造（一貫製造及び小分けを含む）する事業所をいう。

○ 内服薬	蚊取り線香	医療用動物油脂
注射剤	殺菌・消毒剤（農薬を除く）	薬用酵母剤
外用薬	診断用試薬	医薬品小分け業
殺虫・殺そ（鼠）剤（農薬を除く）	医療用植物油脂	

-
- | | |
|---------------------|---------------|
| × はえ取り紙製造業 (3299) | 農薬製造業 (1692) |
| 試薬製造業（診断用を除く）(1697) | 薬用酒製造業 (1024) |
| オブラート製造業 (0999) | |
| 食料品用酵母剤製造業 (0999) | |

1653 生物学的製剤製造業

主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。

○ ワクチン	毒素	日本赤十字社血液センター（血液製剤を製造するもの）
血液製剤	抗毒素	
血清		

-
- | | |
|---------------|--|
| × 献血ルーム (83D) | |
|---------------|--|

1654 生薬・漢方製剤製造業

主として動物、植物又は鉱物から選別、調整、小分けなどにより生薬・漢方製剤を製造する事業所をいう。

○ 生薬製剤	漢方製剤	生薬小分け業

-
- | | |
|----------------|--|
| × 寒天製造業 (0922) | |
|----------------|--|

1655 動物用医薬品製造業

主として動物用の医薬品及び医薬部外品を製造する事業所をいう。

○ 繁殖用薬

飼料添加剤（成長促進剤など）

× 殺虫剤製造業（農薬に限る）（1692）

166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）

主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品及びクリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所をいう。

香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 口紅

ファンデーション

クリーム

化粧水

乳液

洗顔クリーム

× 頭髪用化粧品製造業（1662）

脱毛料製造業（1669）

日焼け止め・日焼け用化粧品製造業（1669）

石けん製造業（1642）

1662 頭髪用化粧品製造業

主としてシャンプー、整髪料、養毛料などの頭髪用化粧品を製造する事業所をいう。

○ 頭髪料

整髪料

染毛料

シャンプー

養毛料

× 仕上用・皮膚用化粧品製造業（1661）

脱毛料製造業（1669）

香水・オーデコロン製造業（1661）

1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業

主として他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。

○ 日焼け止め化粧品

日焼け用化粧品

脱毛料

歯磨

ひげそり用化粧品

ひげそりクリーム

× 仕上用・皮膚用化粧品製造業（1661）

頭髪用化粧品製造業（1662）

169 その他の化学工業

1691 火薬類製造業

主として黒色火薬、無煙火薬、ダイナマイト、カーリット、導火線、工業雷管などの産業用火薬類及び弾薬などの原料となる爆薬、無煙火薬などを製造する事業所をいう。

ただし、主として武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は「2761 武器製造業」に分類される。

○ 黒色火薬	工業雷管	トリニトロ化合物（火薬類に限る）
産業用無煙火薬	電気雷管	硝酸エステル（火薬類に限る）
武器用無煙火薬	信号雷管	硝安油剤爆薬
硝安爆薬	獣用火工品	産業用信管・火管・雷管
ダイナマイト	銃用雷管	
カーリット	獣銃用実包・空包	
導火線	建設用空包	
導爆線	捕鯨用信管・火管・雷管	

- × 武器用信管製造業（2761）
武器用信管・火管・雷管装てん組立業（2761）

1692 農薬製造業

主として銅製剤、ひ酸塩製剤、石灰硫黃合剤などの無機殺虫・殺菌剤、除虫菊乳剤、ニコチン製剤、硫黃系、水銀系及びりん系の殺虫・殺菌剤などの農薬を製造する事業所をいう。

ただし、主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤を製造する事業所は「1652 医薬品製剤製造業」に分類される。

○ 殺虫剤（農薬に限る）	ニコチン製剤	除草剤
殺菌剤（農薬に限る）	ひ酸カルシウム・同製剤	植物成長調整剤

- × 殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）（1652）
殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）（1652）

E
製

1693 香料製造業

主として天然香料、合成香料又は調合香料を製造する事業所をいう。

- 天然香料
くろもじ油
みかん油

- 苦へん桃油
バルサム精製業
薄荷油精製業

- 合成香料
調合香料

× 香水製造業 (1661)

しょう脳油製造業 (1696)

1694 ゼラチン・接着剤製造業

主として動物系ゼラチン、動植物系接着剤及び合成樹脂系接着剤を製造する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ゴム系接着剤を製造する事業所は「1933 工業用ゴム製品製造業」に分類される。
- (2) 医療用接着剤を製造する事業所は「2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)」に分類される。
- (3) ゼラチンを原料として菓子を製造する事業所は「0972 生菓子製造業」に分類される。
- (4) 寒天を製造する事業所は「0922 海藻加工業」に分類される。
- (5) 接着剤原料用プラスチックを製造する事業所は「1635 プラスチック製造業」に分類される。

- にかわ
ゼラチン

- 大豆グルー
ミルクカゼイングルー

- 合成樹脂系接着剤
プラスチック系接着剤

× ゼラチン菓子製造業 (0972)
寒天製造業 (0922)
カゼイン製造業 (0914)

ゴム系接着剤製造業 (1933)
医療用接着剤製造業 (2743)
事務用のり製造業 (3269)

1695 写真感光材料製造業

主として写真フィルム、感光紙、乾板などの感光材料及び写真用化学薬品（写真用として包装したもの）を製造する事業所をいう。

- 写真フィルム
X線フィルム
印画紙
乾板
青写真感光紙
複写感光紙

- 製版用感光性樹脂
写真用化学薬品（メト
ール、ハイドロキノ
ン、調合剤などを包
装したもの）

- 感光紙用化学薬品
写真感光紙
映画フィルム
レンズ付フィルム（使
い捨てカメラ）

× 印刷インキ製造業 (1645)
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業 (1821)

1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業

主として乾留、抽出などにより天然樹脂、木材、木皮、その他の植物性原料からテレピン油、ロジン、しょう脳、天然染料、なめし剤、これらの関連製品などを製造する事業所をいう。

主として動物性原料から天然の染料を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は「A 農業、林業」に分類する。
- (2) 合成染料を製造する事業所は「1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」に分類される。

○ 木材乾留業	テレピン油	しょう脳
松根油	なめし剤(天然のもの)	しょう脳油
木タール（木材乾留によるもの）	タンニン抽出業（天然のもの）	ダンマルガム精製業
木酢酸（木材乾留によるもの）	タンニンエキス	コーパルガム精製業
漆液精製業	天然染料	セラック
木ろう（蠅）	あい（藍）染料	うこん染料
	あかね（茜）染料	ロジン

- × 木炭製造業 (023)

合成染料製造業 (1634)

樹脂採取業 (023)

合成なめし剤製造業 (1639)

活性炭製造業 (1629)

天然香料製造業 (1693)

1697 試薬製造業

主として試薬を製造する事業所をいう。

- 試薬（診断用試薬を除く）

- × 診断用試薬製造業 (1652)

医薬品製造業 (165)

1699 他に分類されない化学工業製品製造業

主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

○ デキストリン	スタンプ用インキ	防水剤
浄水剤	プラスチック安定剤	骨炭
イオン交換樹脂	(無機系及び有機 系混成のもの)	浴用剤
防臭剤		
筆記用インキ	めつき薬品	

-
- | | | |
|---|---------------------------|-----------------|
| × | カゼイン製造業 (0914) | 接着剤製造業 (1694) |
| | ふのり製造業 (0922) | 墨製造業 (3269) |
| | 蚊取り線香製造業 (1652) | 墨汁製造業 (3269) |
| | 線香製造業 (3299) | 事務用のり製造業 (3269) |
| | プラスチック安定剤製造業 (有機系) (1639) | |
| | プラスチック安定剤製造業 (無機系) (1629) | |

中分類 17－石油製品・石炭製品製造業

総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。

170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）

E
製

主として石油製品・石炭製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は石油製品・石炭製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用倉庫 自家用油槽所 自家用油送所 自家用資材置場
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所	

171 石油精製業

1711 石油精製業

主として原油及び留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は「0532 天然ガス鉱業」に分類される。
- (2) 販売業務に附隨して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は「5331 石油卸売業」又は「6051 ガソリンスタンド」に分類される。
- (3) 他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ ガソリン製造業（原油 から製造するもの） パラフィン精製業	液化石油ガス（LPG） 製造業（石油精製に よるもの）	潤滑油・グリース製造 業（石油精製による もの）
---------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

-
- × 天然ガス・ガソリン製造業（0532）
潤滑油製造業（石油精製によらないもの）（1721）
再生燃料油製造業（1799）
廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（1799）

172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所をいう。

- 潤滑油（購入原料によるもの）
機械油（購入原料によるもの）

工作油剤（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）（購入原料によるもの）

グリース（購入原料によるもの）

-
- × 潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（1711）
塗料製造業（1644）

E
製

173 コークス製造業

1731 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

- コークス（成型コークスを含む）

半成コークス

-
- × 石油コークス製造業（1799）
カルサインコークス製造業（1799）

174 舗装材料製造業

1741 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）並びに舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。

○ 舗装用混合物 れき青乳剤 舗装用ブロック	タールブロック アスファルトブロック アスファルト乳剤	アスファルト混合材 タール混合材
------------------------------	-----------------------------------	---------------------

× 舗装タイル製造業（石タイル製のもの）（2184）

179 その他の石油製品・石炭製品製造業

1799 その他の石油製品・石炭製品製造業

主として他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○ 石油コークス 再生燃料油 廃油再生業（潤滑油、 グリース以外のも の）	膨潤炭 微粉炭 ガラ焼業 カルサインコークス	練炭 豆炭 ピッヂ練炭 成型炭
---	---------------------------------	--------------------------

× 懐炉灰製造業（3299）

たどん製造業（3299）

中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）

総 説

この中分類には、プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所、同製品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などの加工を行う事業所、プラスチックを用いて成形のために配合、混和（短纖維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチック製家具を製造する事業所は「1399 他に分類されない家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック（ユリア樹脂、メラミン樹脂等）を製造する事業所は「1635 プラスチック製造業」に分類される。
- (3) 合成樹脂系接着剤を製造する事業所は「1694 ゼラチン・接着剤製造業」に分類される。
- (4) プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は「1922 プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (5) プラスチック製かばんを製造する事業所は「2061 かばん製造業」に分類される。
- (6) プラスチック製袋物を製造する事業所は「2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）」に分類される。
- (7) プラスチック製ハンドバッグを製造する事業所は「2072 ハンドバッグ製造業」に分類される。
- (8) プラスチック製歯車を製造する事業所は「2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」に分類される。
- (9) プラスチック製計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (10) プラスチック製の楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル・模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。

E
製

180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）

主としてプラスチック製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はプラスチック製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業

1811 プラスチック板・棒製造業

主としてプラスチック製の板、棒を押出し、プレスなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

板とは厚さ 0.5 ミリメートル以上で硬質製のものをいう。

波板を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として発泡・強化プラスチック製の板・棒を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

○ プラスチック平板	プラスチック棒	メタクリル樹脂板
プラスチック積層板	プラスチック波板	フェノール樹脂積層板
プラスチック化粧板	塩化ビニル板	メラミン化粧板

× 化粧ばり合板製造業（1222）

棒状発泡製品製造業（1842）

板状発泡製品製造業（1842）

強化プラスチック板・棒製造業（1843）

プラスチック板・棒加工業（1815）

1812 プラスチック管製造業

主としてプラスチック製の管（だ円管を含む）を押し出し、積層などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

ただし、主として発泡・強化プラスチック製の管を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

○ プラスチック硬質管
プラスチックホース

プラスチック積層管
塩化ビニル管

塩化ビニルホース

-
- × 管状発泡製品製造業（1842）
強化プラスチック管製造業（1843）

プラスチック管加工業（1815）

1813 プラスチック継手製造業

主としてプラスチック製の継手を射出などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

ただし、主として強化プラスチック製の継手を製造する事業所は「1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業」に分類される。

○ プラスチック継手

-
- × 強化プラスチック継手製造業（1843）

プラスチック継手加工業（1815）

1814 プラスチック異形押出製品製造業

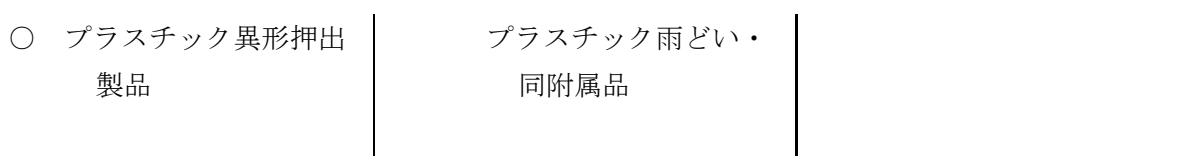
主としてプラスチック製の異形押出製品を押出成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

異形押出製品とは、断面形状が正方形、長方形、正円又はだ円ではない板状又は棒状の押出製品及び正円又はだ円でない管状の押出製品をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 発泡・強化プラスチック製の異形押出製品を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

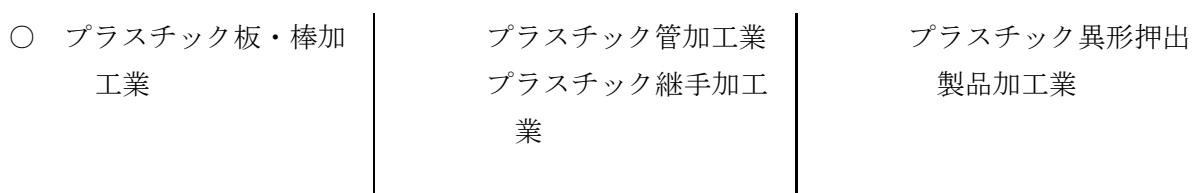
(2) プラスチック製の波板を製造する事業所は「1811 プラスチック板・棒製造業」又は「1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業」に分類される。



- × プラスチック異形押出製品加工業 (1815) 強化プラスチック製波板製造業 (1843)
 プラスチック波板製造業 (1811)

1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業

主としてプラスチック製の板・棒・管・継手・異形押出成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。



- × プラスチック板・棒製造業（1811） 強化プラスチック板・棒製造業（1843）
 - プラスチック管製造業（1812） 強化プラスチック管製造業（1843）
 - プラスチック継手製造業（1813） 強化プラスチック継手製造業（1843）
 - プラスチック異形押出製品製造業（1814） 強化プラスチック製波板製造業（1843）

182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

1821 プラスチックフィルム製造業

主としてプラスチック製のフィルムを押し出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

フィルムとは厚さが0.2ミリメートル未満で軟質製のもの及び0.5ミリメートル未満で硬質製のものをいう。

○ プラスチックフィルム プラスチック積層フィルム プラスチックインフレーションチューブ	プラスチック製袋 写真フィルム用アセチルセルロースフィルム ポリエチレンフィルム	塩化ビニルフィルム ポリプロピレンフィルム ポリエステルフィルム
--	--	--

- × 化粧ばり合板製造業（1222）
プラスチック塗装紙製造業（1431）
プラスチック含浸加工紙製造業（1431）
プラスチック積層加工紙製造業（1431）
上塗りした織物・防水した織物製造業（1158）
プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業（1431）
プラスチック製袋製造業（購入フィルムによるもの）（1825）
- セロファン製造業（1499）
合成皮革製造業（1824）
プラスチックフィルム加工業（1825）
プラスチック板製造業（1811）

E
製

1822 プラスチックシート製造業

主としてプラスチック製のシートを押し出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

シートとは、厚さが0.2ミリメートル以上で軟質製のものをいう。

○ プラスチックシート	塩化ビニルシート
-------------	----------

- × 化粧ばり合板製造業（1222）
プラスチック塗装紙製造業（1431）
プラスチック含浸加工紙製造業（1431）
プラスチック積層加工紙製造業（1431）
セロファン製造業（1499）
上塗りした織物・防水した織物製造業（1158）
プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業（1431）
写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業（1821）
合成皮革製造業（1824）
プラスチックシート加工業（1825）
プラスチック板製造業（1811）
プラスチックフィルム製造業（1821）

1823 プラスチック床材製造業

主としてプラスチックを原料としてカレンダー、圧縮などの成形加工により床材を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ プラスチック床材

プラスチックタイル

塩化ビニルタイル

× プラスチック床材加工業 (1825)

1824 合成皮革製造業

主としてプラスチックを用い、合成皮革をカレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合成皮革製の靴を製造する事業所は「1922 プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (2) 合成皮革製のかばんを製造する事業所は「2061 かばん製造業」に分類される。
- (3) 合成皮革製の袋物を製造する事業所は「2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）」に分類される。
- (4) 合成皮革製のハンドバッグを製造する事業所は「2072 ハンドバッグ製造業」に分類される。

○ 合成皮革

ナイロンレザー

塩化ビニルレザー

× 油布製造業 (1158)

合成皮革製かばん製造業 (2061)

絶縁布製造業 (1158)

合成皮革製袋物製造業 (2071)

合成皮革製靴製造業 (1922)

ハンドバッグ製造業 (2072)

1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業

主としてプラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

○ プラスチックフィルム
加工業

プラスチックシート加
工業

プラスチック床材加工
業

合成皮革加工業

プラスチック製袋製造
業（購入フィルムに
よるもの）

× プラスチックフィルム製造業 (1821)

プラスチック床材製造業 (1823)

プラスチックシート製造業 (1822)

合成皮革製造業 (1824)

プラスチック製袋製造業（一貫して製造するもの）(1821)

183 工業用プラスチック製品製造業

1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）

主として射出、圧縮などの成形加工により電気機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。

ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。

- プラスチック製電話機
きょう（筐）体
- プラスチック製冷蔵庫
内装用品
- プラスチック製電気掃
除機器体

- プラスチック製扇風機
羽根
- プラスチック製テレビ
ジョン・ラジオきょ
う（筐）体

- プラスチック系光ファ
イバ素線

× プラスチック製歯車製造業（2531）

工業用プラスチック製品加工業（1834）

プラスチック製軸受製造業（2594）

光ファイバケーブル製造業（2342）

プラスチック製差込プラグ製造業（2915）

プラスチック製電子回路板製造業（2841）

プラスチック製携帯電灯器具製造業（2942）

プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業（電力用を除く）（2821）

プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）（2634）

強化プラスチック製品製造業（1843, 1844）

1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）

主として射出、圧縮などの成形加工により輸送機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。

ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。

- プラスチック製自動車
部品製造業（バンパ
ー、ダッシュボード、
ホイールキャップな
ど）

- | | | |
|---|---------------------|----------------------------|
| × | プラスチック製歯車製造業 (2531) | 強化プラスチック製品製造業 (1843, 1844) |
| | プラスチック製軸受製造業 (2594) | 工業用プラスチック製品加工業 (1834) |

1833 その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）

主として射出、圧縮などの成形加工によりその他の工業用プラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

- | | | |
|---|-------------------|-----------------------|
| ○ | プラスチック製カメラ
ボデー | プラスチック製複写機
きょう（筐）体 |
|---|-------------------|-----------------------|

1834 工業用プラスチック製品加工業

主として工業用プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

- | | |
|---|--------------------|
| ○ | 工業用プラスチック製
品加工業 |
|---|--------------------|

- | | |
|---|--|
| × | 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）(1831)
輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）(1832) |
|---|--|

184 発泡・強化プラスチック製品製造業

1841 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、軟質プラスチック発泡製品（半硬質性を含む）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ 軟質ポリウレタンフォーム	ポリエチレンフォーム (軟質)	軟質塩化ビニルフォーム
----------------	--------------------	-------------

-
- × ポリスチレンフォーム製造業 (1842)
硬質ポリウレタンフォーム製造業 (1842)
硬質塩化ビニルフォーム製造業 (1842)
ポリスチレンペーパー製造業 (1842)
ポリウレタンフォーム製寝具製造業 (1191)
ポリウレタンフォーム製マットレス製造業 (1313)
軟質プラスチック発泡製品加工業 (1845)

E
製

1842 硬質プラスチック発泡製品製造業

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、硬質プラスチック発泡製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は「07 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08 設備工事業」に分類される。

○ 硬質ポリウレタンフォーム	ポリスチレンペーパー 板状発泡製品	発泡スチロール製梱包 材
----------------	----------------------	-----------------

ポリスチレンフォーム	棒状発泡製品	発泡スチロール製魚箱
------------	--------	------------

硬質塩化ビニルフォーム	管状発泡製品	
-------------	--------	--

-
- × ポリエチレンフォーム製造業 (1841)
軟質ポリウレタンフォーム製造業 (1841)
軟質塩化ビニルフォーム製造業 (1841)
ポリウレタンフォーム製寝具製造業 (1191)
ポリウレタンフォーム製マットレス製造業 (1313)
硬質プラスチック発泡製品加工業 (1845)

1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業

主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮・積層などの成形加工により、強化プラスチック製板・棒・管・継手を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

強化プラスチック製波板を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 強化プラスチック製
板・棒・管・継手

強化プラスチック製波
板

-
- × ガラス繊維・同製品製造業 (2117)
 - 強化プラスチック製舟艇製造業 (3133)
 - 強化プラスチック製自動車車体製造業 (3112)
 - 強化プラスチック製家具製造業 (1399)
 - 強化プラスチック製釣ざお製造業 (3253)
 - 強化プラスチック製スキー用具製造業 (3253)
 - 強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業 (1845)
 - 強化プラスチック製容器製造業 (1844)
 - 強化プラスチック製浴槽製造業 (1844)

1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業

主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮などの成形加工により容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ 強化プラスチック製容
器

強化プラスチック製浴
槽

強化プラスチック製淨
化槽

強化プラスチック製保
安帽帽体

強化プラスチック製が
い子

強化プラスチック製橋
脚

強化プラスチック製コ
ンテナ

-
- × ガラス繊維・同製品製造業 (2117)
 - 強化プラスチック製舟艇製造業 (3133)
 - 強化プラスチック製自動車車体製造業 (3112)
 - 強化プラスチック製家具製造業 (1399)
 - 強化プラスチック製釣ざお製造業 (3253)
 - 強化プラスチック製スキー用具製造業 (3253)
 - 強化プラスチック製容器加工業 (1845)

1845 発泡・強化プラスチック製品加工業

主として発泡・強化プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などをを行い加工製品を製造する事業所をいう。

○ 軟質プラスチック発泡
製品加工業(半硬質性を含む)

硬質プラスチック発泡
製品加工業
強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業

強化プラスチック製容器加工業

- × 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）（1841）
硬質プラスチック発泡製品製造業（1842）
強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業（1843）
強化プラスチック製容器・浴槽等製造業（1844）
強化プラスチック製波板製造業（1843）
強化プラスチック製家具製造業（1399）
強化プラスチック製釣ざお製造業（3253）
強化プラスチック製スキー用具製造業（3253）
プラスチック製ゴルフクラブ製造業（3253）

185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）

1851 プラスチック成形材料製造業

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所をいう。

○ プラスチック配合成形
材料 | 再生プラスチック | 塩化ビニルコンパウン
ド

-
- ×
- × プラスチック製造業 (1635)
 - プラスチック系接着剤製造業 (1694)
 - プラスチック再生資源卸売業 (5369)

1852 廃プラスチック製品製造業

主として押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

○ 廃プラスチック製品
(くい、柵、魚礁など)

-
- ×
- × プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 (181)
 - プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 (182)
 - 工業用プラスチック製品製造業 (183)
 - 発泡・強化プラスチック製品製造業 (184)
 - 再生プラスチック製造業 (1851)

189 その他のプラスチック製品製造業

1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業

主として射出、圧縮などの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品（容器を除く）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ プラスチック製台所用品（まな板、ボウル、コーナー、しゃもじ、洗い桶など）

プラスチック製食卓用品（食器、盆、調味料入れなど）
プラスチック漆器下地

プラスチック製浴室用品（洗面器、石けん箱、腰掛けなど）
プラスチック製バケツ

× プラスチック製家具・装備品製造業（1399）

プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（322）

プラスチック製ブラシ製造業（3284）

プラスチック製傘・同部分品製造業（3289）

プラスチック製うちわ製造業（3283）

プラスチック製魔法瓶製造業（3289）

漆器製造業（3271）

プラスチック製容器製造業（1892）

E
製

1892 プラスチック製容器製造業

主として中空、圧縮、射出などの成形加工によりプラスチック製容器を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ プラスチック製容器
プラスチック製ボトル
プラスチック製コンテナ

プラスチック製ごみ容器
プラスチック製工業用薬品缶

プラスチック製洗剤・シャンプー用容器
プラスチック製灯油缶

× プラスチック製魔法瓶製造業（3289）

漆器製造業（3271）

ポリスチレンフォーム製造業（1842）

強化プラスチック製容器製造業（1844）

強化プラスチック製コンテナ製造業（1844）

プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業（1891）

1897 他に分類されないプラスチック製品製造業

主として押出し、圧縮、射出などの成形加工により他に分類されないプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

○ プラスチック結束テープ 塩化ビニル止水板 人工芝（合成樹脂製のもの）	プラスチック製絶縁材料 ビニル製外衣（一貫作業によるもの）	プラスチック製つり（吊）革 プラスチック製時計ガラス
--	----------------------------------	-------------------------------

-
- × プラスチック製靴型製造業（1299）
 - プラスチック製家具・装備品製造業（1399）
 - 印刷用プラスチック版製造業（1521）
 - プラスチック製履物・同附属品製造業（1922）
 - プラスチック製模造真珠製造業（2199）
 - プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業（3297）
 - プラスチック製楽器製造業（324）
 - プラスチック製がん具製造業（3251）
 - プラスチック製運動用具製造業（3253）
 - プラスチック製ペン・ペンシル等事務用品製造業（326）
 - プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（322）
 - プラスチック製畳表製造業（3282）
 - プラスチック製ブラシ製造業（3284）
 - プラスチック製看板・標識機製造業（3292）
 - プラスチック製傘・同部分品製造業（3289）
 - プラスチック製うちわ製造業（3283）
 - プラスチック製モデル・模型製造業（3294）
 - プラスチック製魔法瓶製造業（3289）
 - 合成繊維製造業（1112）
 - 合成樹脂塗料製造業（1644）
 - 漆器製造業（3271）

1898 他に分類されないプラスチック製品加工業

主として各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所をいう。

- プラスチック製品加工業（他に分類されないもの）

- ×
- プラスチック製靴型製造業（1299）
 - プラスチック製家具・装備品製造業（1399）
 - 印刷用プラスチック版製造業（1521）
 - プラスチック製履物・同附属品製造業（1922）
 - プラスチック製模造真珠製造業（2199）
 - プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業（3297）
 - プラスチック製楽器製造業（324）
 - プラスチック製がん具製造業（3251）
 - プラスチック製運動用具製造業（3253）
 - プラスチック製ペン・ペンシル等事務用品製造業（326）
 - プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（322）
 - プラスチック製畳表製造業（3282）
 - プラスチック製ブラシ製造業（3284）
 - プラスチック製看板・標識機製造業（3292）
 - プラスチック製傘・同部分品製造業（3289）
 - プラスチック製うちわ製造業（3283）
 - プラスチック製モデル・模型製造業（3294）
 - プラスチック製魔法瓶製造業（3289）
 - 合成繊維製造業（1112）
 - 合成樹脂塗料製造業（1644）
 - 漆器製造業（3271）

中分類 19—ゴム製品製造業

総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「11 繊維工業」に分類される。

(2) 合成ゴムを製造する事業所は「1636 合成ゴム製造業」に分類される。

190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）

主としてゴム製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

191 タイヤ・チューブ製造業

1911 自動車タイヤ・チューブ製造業

主としてトラック、バス、乗用車、小型トラック、二輪自動車、産業車両、建設車両、農耕車両、航空機用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ・リムバンドを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 更生タイヤを製造する事業所は「1994 更生タイヤ製造業」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造せずフラップ、リムバンドを製造する事業所は「1933 工業用ゴム製品製造業」に分類される。

○ 自動車タイヤ
自動車チューブ
二輪自動車タイヤ

航空機用タイヤ
産業車両用タイヤ
建設車両用タイヤ

農耕車両用タイヤ
オートバイタイヤ

× 更生タイヤ製造業 (1994)

フラップ・リムバンド製造業 (1933)

1919 その他のタイヤ・チューブ製造業

主として自転車、リヤカー、手押し運搬車など内燃機関を装着しない車両用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ・リムバンドを製造する事業所をいう。

ただし、主としてタイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は「1933 工業用ゴム製品製造業」に分類される。

○ 自転車タイヤ・チューブ

リヤカータイヤ・チューブ

一輪車タイヤ・チューブ

192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

1921 ゴム製履物・同附属品製造業

主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダルなどを製造する事業所及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

○ 地下足袋 ゴム底布靴 ゴム靴	ゴム製靴底 ゴム草履・サンダル	ゴム製履物用部分品・ 附属品
×	布製甲被製造業 (1189) 靴中敷物製造業 (革製) (2031)	靴中敷物製造業 (革製を除く) (3299)

1922 プラスチック製履物・同附属品製造業

主としてプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物を製造する事業所及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は「2041 革製履物製造業」に分類される。

○ プラスチック製靴 合成皮革製靴 プラスチック成形靴 ヘップサンダル	バックレスサンダル プラスチック製射出成形 サンダル プラスチック製草履 プラスチック製スリッパ	ケミカルシューズ プラスチック製履物用 部分品・同附属品
×	革製履物製造業 (2041) 革製サンダル製造業 (2041)	木製サンダル製造業 (1299)

193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

1931 ゴムベルト製造業

主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルトを製造する事業所をいう。

○ 平ベルト	Vベルト	コンベヤベルト
--------	------	---------

1932 ゴムホース製造業

主として編上げホース、布巻きホース、その他のホースを製造する事業所をいう。

○ 編上げホース

布巻きホース

× ビニルホース製造業 (1812)

工業用ゴム管製造業 (1933)

1933 工業用ゴム製品製造業

主としてゴムベルト、ゴムホース以外の車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし、タイヤ、チューブの製造とともに、フランプ、リムバンドを製造する事業所は「191 タイヤ・チューブ製造業」に分類される。

○ 防振ゴム

工業用エボナイト製品

工業用ゴムロール

工業用ゴム管・板

工業用スポンジゴム製品

フランプ・リムバンド

ゴム系接着剤

ゴムライニング加工業

ゴム製パッキン・シール

ゴム製テープ

防げん(舷)材

自動車用ゴム製部品・

附属品

× ゴムベルト製造業 (1931)

ゴムホース製造業 (1932)

199 その他のゴム製品製造業**1991 ゴム引布・同製品製造業**

主としてゴム引布を製造する事業所及び同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所をいう。

ただし、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「11 繊維工業」に分類される。

○ ゴム引布製品（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの）

防水外衣

潜水服

× ゴム引布製衣服・縫製品製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）(11)

ゴム引布製かばん製造業 (2061)

ハンドバッグ製造業 (2072)

ゴム引布製袋物製造業 (2071)

1992 医療・衛生用ゴム製品製造業

主として医療・衛生用のゴム製品を製造する事業所をいう。

- ゴム製医療用品（手術用ゴム手袋など）

コンドーム

ゴム製乳首

× ゴム手袋製造業（医療用を除く）（1999）

1993 ゴム練生地製造業

主として更生タイヤ，履物，工業用品などに用いるゴム練生地を製造する事業所をいう。

- ゴム練生地（更生タイヤ，履物，工業用品などに用いるもの）

× 更生タイヤ製造業（1994）

1994 更生タイヤ製造業

主として古タイヤから更生タイヤを製造する事業所をいう。

ただし，主として自動車タイヤの修理を行う事業所は「891 自動車整備業」に分類される。

- 更生タイヤ

× 自動車タイヤ修理業（891）

1995 再生ゴム製造業

主として他から受け入れた古タイヤ，古チューブ，くずゴムから再生ゴムを製造する事業所をいう。

ただし，主として古タイヤ，くずゴムなどを集めて販売することを目的とし，再生ゴムの製造を行わない事業所は「5369 その他の再生資源卸売業」に分類される。

- 再生ゴム

× 古ゴム集荷業（5369）

1999 他に分類されないゴム製品製造業

主として他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

○ フォームラバー 糸ゴム ゴムバンド ゴム手袋（医療用を除く） ゴムタイル ゴム板（工業用を除く）	ゴム製漁業用浮子 ゴム製気球 理化学用ゴム製品 {へら、栓（キャップ）、耐酸容器など} スポンジゴム製品（工業用を除く）	ゴム製マット類 ゴム製戸止め 消しゴム（ゴム製のもの） ゴム製印材 ゴム製吸着盤 ゴム栓（キャップ） ウェットスーツ製造業
---	---	---

-
- | | | |
|---|--|--|
| × | 組ひも製造業（1155）
工業用ゴム板製造業（1933）
工業用スポンジゴム製品製造業（1933）
フォームラバー製寝具製造業（1191） | 医療用ゴム手袋製造業（1992）
合成ゴム製造業（1636）
ゴム製がん具製造業（3251）
ゴム製運動用具製造業（3253） |
|---|--|--|

中分類 20－なめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は「1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (2) がん具を製造する事業所は「3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）」に分類される。
- (3) 運動用具を製造する事業所は「3253 運動用具製造業」に分類される。

200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20 なめし革・同製品・毛皮製造業）

主としてなめし革・同製品・毛皮製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はなめし革・同製品・毛皮製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

201 なめし革製造業

2011 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○ 皮なめし業	水産革	染革業
タンニンなめし革	は虫類革	革塗装業
クロムなめし革	皮さらし業	

× 毛皮製造業（2081）

E
製

202 工業用革製品製造業（手袋を除く）

2021 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主としてベルト、パッキンなど工業用革製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は「2051 革製手袋製造業」に分類される。

○ 革ベルト	工業用革ベルト	なめし革製チューブホース
なめし革製パッキン	ローハイドピニオン	革製オイルシール
なめし革製ガスケット	自転車用サドル革	工業用ピッカー
紡績用エプロンバンド		

× 革手袋製造業（2051）

203 革製履物用材料・同附属品製造業

2031 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○ 革製製靴材料	革製履物材料	革製鼻緒
革製靴底	革製靴中敷物	革製甲・かかと
靴革ひも（完成したもの）		

× 靴中敷物製造業（革製を除く）（3299）

靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない）（1299）

204 革製履物製造業

2041 革製履物製造業

主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴，短靴，サンダル，スリッパ，草履などの履物を製造する事業所をいう。

- 革靴
- 革製サンダル
- 革製スリッパ

- 革製草履
- 革製運動靴
- ゴム底革靴

- 革製作業靴
- 革製長靴

-
- × 足袋製造業（1181）
 - 地下足袋製造業（1921）
 - 革製靴中敷物製造業（2031）

- ゴム製履物製造業（1921）
- 合成皮革製靴製造業（1922）
- プラスチック製履物製造業（1922）

205 革製手袋製造業

2051 革製手袋製造業

主として革製手袋を製造する事業所をいう。
合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 合成皮革製手袋

- 工業用革手袋

- スポーツ用革手袋

-
- × ゴム製手袋製造業(医療用を除く)（1999）
 - 軍手製造業（1185）

- ニット製手袋製造業（1185）

206 かばん製造業

2061 かばん製造業

主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をいう。

○ 革製かばん	スーツケース	かかえかばん
繊維製かばん	ランドセル	学生かばん
金属製トランク	リュックサック	楽器用ケース
プラスチック製かばん	スポーツ用バッグ	光学器具用ケース
バルカナイズドファイ	ボストンバッグ	携帯ラジオ用ケース
バー製トランク	合成皮革製かばん	化粧用ケース
ゴム引布製かばん	手提かばん	

× ハンドバッグ製造業（2072）

手提紙袋製造業（1452）

E
製

207 袋物製造業

2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）

主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所をいう。

○ 革製袋物	人造真珠製袋物	くし入れ
プラスチック製袋物	携帯用袋物	がまぐち
繊維製袋物	ゴム引布製袋物	名刺入れ
紙製袋物	財布	買物用袋物（角底紙袋
ストロー製袋物	たばこ入れ	のものを除く）
金属製袋物	合成皮革製袋物	定期入れ
ビーズ製袋物	眼鏡入れ	ポーチ

× ハンドバッグ製造業（2072）

角底紙袋製造業（1452）

2072 ハンドバッグ製造業

主として材料のいかんを問わず、ハンドバッグを製造する事業所をいう。

○ 革製ハンドバッグ	繊維製ハンドバッグ	合成皮革製ハンドバッグ
プラスチック製ハンドバッグ	セカンドバッグ	

× かばん製造業（2061）

財布製造業（2071）

208 毛皮製造業

2081 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○ 毛皮縫製業

毛皮染色・仕上業

× 毛皮製衣服・身の回り品製造業 (1189)

209 その他のなめし革製品製造業

2099 その他のなめし革製品製造業

主として他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は「1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。

○ 室内用革製品

つり（吊）革

腕時計用革バンド

革製首輪

服装用革ベルト

革製肩帯

帽子つば革

革と（砥）

カットガット

ケン（すじ）

革クッション

革まくら

馬具製造業（革及び類似品のもの）

ばん（鞆）具製造業（革及び類似品のもの）

革製むち（鞭）

× なめし革製衣服製造業 (1189)

自転車用サドル革製造業 (2021)

なめし革製運動用具製造業 (3253)

プラスチック製つり（吊）革製造業 (1897)

中分類 21－ 窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰などを製造する事業所が分類される。

210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）

主として窯業・土石製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は窯業・土石製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

211 ガラス・同製品製造業

2111 板ガラス製造業

主として普通板ガラス、変わり板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として他から受け入れた板ガラスから合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所は「2112 板ガラス加工業」に分類される。

○ 板ガラス

すりガラス

強化ガラス

× 強化ガラス製造業（他から受け入れた板ガラスから製造するもの）(2112)

合わせガラス製造業（他から受け入れた板ガラスから製造するもの）(2112)

すりガラス製造業（他から受け入れた板ガラスから製造するもの）(2112)

2112 板ガラス加工業

主として他から受け入れた板ガラスからすりガラス、合わせガラス、強化ガラス、曲げガラス、鏡などを製造する事業所をいう。

○ すりガラス製造業

合わせガラス製造業

強化ガラス製造業

曲げガラス製造業

複層ガラス製造業

自動車用ガラス製造業

石英ガラス製造業

網入ガラス製造業

鏡製造業

× 板ガラス製造業 (2111)

光学レンズ製造業 (2753)

眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）(3297)

2113 ガラス製加工素材製造業

主として加工用素材としてのガラス製品であって、ガラスの粉、粒、塊、棒、管などを製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 光学ガラス素地

電球類用ガラスバルブ

電子管用ガラスバルブ

アンプル用ガラス管

ガラス纖維原料用ガラス

電子機器用基盤ガラス

模造真珠用ガラス素地

がん具用ガラス素地

× 石英ガラス製造業 (2112)

漁業用ガラス浮玉製造業 (2119)

眼鏡用ガラス製造業 (2119)

白熱電球製造業 (2941)

2114 ガラス容器製造業

主としてガラス製の飲料容器、食料容器、調味料容器、化粧品容器などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 食卓用及びちゅう房用のコップ、皿、鉢、バター入れ、湯沸しなどを製造する事業所は「2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」に分類される。
- (2) 理化学用及び医療用の耐酸瓶、アルコール瓶、試薬瓶などを製造する事業所は「2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業」に分類される。

○ ビール瓶 酒瓶	牛乳瓶 サイダー瓶	しょう油瓶 化粧瓶
--------------	--------------	--------------

- × ガラス製コップ製造業（2116）
 ガラス製皿製造業（2116）
 耐酸瓶製造業（2115）
- フ拉斯コ製造業（2115）
 魔法瓶用ガラス製中瓶製造業（2119）
 魔法瓶製造業（3289）

2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業

主として理化学及び医療・衛生用ガラス器具を製造する事業所をいう。

○ フラスコ ビーカー 標本瓶 耐酸瓶 アルコール瓶 試薬瓶	試験管 注射筒（目盛りのないもの） アンプル 耐熱ガラス製理化学用・ 医療用器具	寒暖計・体温計用ガラス 乳鉢 培養皿（シャーレ） シリンドラ
---	--	---

- × 注射筒製造業（目盛りのあるもの）（2741）
 乳鉢製造業（陶磁器製のもの）（2145）
 体温計製造業（2739）

2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業

主として卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造する事業所をいう。

○ コップ 皿 しょう油差し 耐熱ガラス製ちゅう房 用器具	インキスタンド 金魚鉢 花瓶	灰皿 鉢 コーヒーポット
---	----------------------	--------------------

2117 ガラス纖維・同製品製造業

主としてガラス纖維（長纖維、短纖維）及びガラス纖維製の布、テープ、マット、ボード、フィルタなどの製品を製造する事業所をいう。

主としてガラス纖維を他から受け入れてガラス纖維製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ ガラス纖維	ガラス長纖維	ガラス纖維製織物
ガラス纖維製品	グラスファイバー	ガラス纖維製マット
石英系光ファイバ素線	ガラス短纖維	ガラス纖維製ボード
ガラス纖維製布	グラスウール	ガラス纖維製フィルタ
ガラス纖維製テープ		
<hr/>		
× 繊維強化プラスチック（F. R. P）製品製造業（1843, 1844）		
光ファイバケーブル製造業（2342）		

2119 その他のガラス・同製品製造業

主としてその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

○ 照明器具用ガラス	多泡ガラス	魔法瓶用ガラス製中瓶
時計用ガラス	ガラス製電灯かさ	ガラス製絶縁材料
シャンデリアガラス	眼鏡用ガラス	建設用ガラス製品
石英ガラス製品	漁業用ガラス浮玉	ガラス研磨業
ガラスブロック		
<hr/>		
× 寒暖計・体温計用ガラス製造業（2115）	眼鏡レンズ製造業（3297）	
ガラス製がん具製造業（3251）	模造真珠製造業（2199）	
魔法瓶製造業（3289）		

212 セメント・同製品製造業

2121 セメント製造業

主としてポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造する事業所をいう。

○ ポルトランドセメント 高炉セメント	フライアッシュセメント シリカセメント	アルミナセメント 水硬性セメント
------------------------	------------------------	---------------------

× 気硬性セメント製造業 (2199)

2122 生コンクリート製造業

主として生コンクリートを製造する事業所をいう。

○ 生コンクリート		
-----------	--	--

2123 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 生コンクリートを製造する事業所は「2122 生コンクリート製造業」に分類される。
- (2) 気泡コンクリート製品を製造する事業所は「2129 その他のセメント製品製造業」に分類される。

○ コンクリートパイプ コンクリートポール コンクリート管 空洞コンクリートブロ ック 土木用コンクリートブ ロック	道路用コンクリート製 品 テラゾー プレストレストコンク リート製品（まくら 木、はり、けた、矢 板など）	建築用プレキャストコ ンクリートパネル コンクリートタンク コンクリート製電柱
--	---	--

× 生コンクリート製造業 (2122)

気泡コンクリート製品製造業 (2129)

E
製

2129 その他のセメント製品製造業

主として木材セメント製、セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○ 木毛セメント板	厚形スレート	窯業外装材
木片セメント板	気泡コンクリート製品	セメントかわら
パルプセメント板	スラグせっこう板	セメントタイル

× アスファルトブロック製造業 (1741)

歯科用セメント製造業 (2744)

タールブロック製造業 (1741)

213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

2131 粘土かわら製造業

主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所をいう。

ただし、主として厚形スレートを製造する事業所は「2129 その他のセメント製品製造業」に分類される。

○ 粘土かわら	塩焼かわら	いぶしかわら
うわ（釉）藁かわら		

× 厚形スレート製造業 (2129)

2132 普通れんが製造業

主として建築用れんが、築炉用外張りれんがを製造する事業所をいう。

ただし、主として耐火れんがを製造する事業所は「2151 耐火れんが製造業」に分類される。

○ 普通れんが	築炉用外張りれんが	舗装用れんが
建築用れんが		

× 耐火れんが製造業 (2151)

2139 その他の建設用粘土製品製造業

主として他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。

○ 陶管 土管	テラコッタ ストーブライニング用品	粘土がわら白生地
×		
× 陶磁器製タイル製造業 (2146) 石タイル製造業 (2184) コンクリート管製造業 (2123)		厚形スレート製造業 (2129) 耐火れんが製造業 (2151) けいそう土れんが製造業 (2185)

214 陶磁器・同関連製品製造業**2141 衛生陶器製造業**

主として硬質、半硬質の衛生陶器、配管用取付品及び附属品を製造する事業所をいう。

○ 衫生陶器 (浴槽、洗面 手洗器、便器、水槽 など及びこれらの附 属品)	衛生陶器用配管用品
×	

2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業

主として食卓用、ちゅう房用の陶磁器を製造する事業所をいう。

○ 陶磁器製食器 (茶わん、 皿、どんぶりなど)	陶磁器製ちゅう房器具 陶磁器製こんろ	土なべ
×		

× 花瓶製造業 (陶磁器製のもの) (2143)

ランプ台製造業 (陶磁器製のもの) (2143)

2143 陶磁器製置物製造業

主として陶磁器製置物を製造する事業所をいう。

○ 陶磁器製置物	陶磁器製花瓶	陶磁器製ランプ台
×		

× 陶磁器製がん具製造業 (3251)

2144 電気用陶磁器製造業

主としてがい子、がい管、電気用特殊陶磁器など電気用陶磁器を製造する事業所をいう。

○ 陶磁器製絶縁材料
がい（碍）子

がい（碍）管
電気用特殊陶磁器

電気用セラミック製品

2145 理化学用・工業用陶磁器製造業

主として理化学及び工業用陶磁器（電気用を除く）を製造する事業所をいう。

○ 理化学用陶磁器
工業用陶磁器

熱電対保護管
温度計用陶磁器

理化学用セラミック製品
工業用セラミック製品

2146 陶磁器製タイル製造業

主として床タイル、壁タイルなどの陶磁器製タイルを製造する事業所をいう。

主としてタイルの紙はり、網はりなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。

○ 陶磁器製タイル
うわ（釉）薬タイル

モザイクタイル加工業
(紙はり、網はりなど)

セラミックタイル

× 石タイル製造業（2184）

ゴムタイル製造業（1999）

プラスチック製タイル製造業（1823）

セメントタイル製造業（2129）

2147 陶磁器絵付業

主として陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所をいう。

○ 陶磁器絵付業
陶磁器製がん具絵付業

陶磁器加工業（陶磁器に
装飾加工を行うもの）

2148 陶磁器用はい（坯）土製造業

主として陶磁器用材料に用いる各種の原土の精製及び配合を行う事業所をいう。

○ 陶磁器用はい(坯)土

陶土精製業

陶磁器用粘土

2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業

主としてその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

○ 陶磁器製植木鉢

素焼植木鉢

セラミックブロック

陶瓶

陶磁器製神仏具

陶磁器素（生）地

陶磁器関連製品素（生）

地

215 耐火物製造業**2151 耐火れんが製造業**

主として耐火れんが、耐火断熱れんがを製造する事業所をいう。

○ 耐火れんが

耐火断熱れんが

× 普通れんが製造業（2132）

けいそう土れんが製造業（2185）

2152 不定形耐火物製造業

主として不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所をいう。

○ 不定形耐火物

耐火モルタル

× けいそう土製耐火物製造業（2185）

2159 その他の耐火物製造業

主として人造耐火材その他の耐火物を製造する事業所をいう。

ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は「2185 けいそう土・同製品製造業」に分類される。

○ マグネシアクリンカー
合成ムライト

高炉用ブロック

粘土質るつぼ

× 不定形耐火物製造業 (2152)

耐火モルタル製造業 (2152)

216 炭素・黒鉛製品製造業

2161 炭素質電極製造業

主として炭素質電極を製造する事業所をいう。

○ 炭素電極

黒鉛電極

× 炭素繊維製造業 (1113)

2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業

主として炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、特殊炭素製品、黒鉛るつぼ、精製黒鉛、その他の炭素、黒鉛製品を製造する事業所をいう。

主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として人造黒鉛を製造する事業所は「1629 その他の無機化学工業製品製造業」に分類される。

○ 電ブラシ（刷子）
炭素棒
特殊炭素製品

黒鉛るつぼ
精製黒鉛
炭素れんが

黒鉛れんが
黒鉛ブラシ

× 炭素繊維製造業 (1113)

高炉用ブロック製造業 (2159)

カーボンブロック製造業 (1622)

炭素質電極製造業 (2161)

人造黒鉛製造業 (1629)

217 研磨材・同製品製造業

2171 研磨材製造業

主として天然研磨材及び人造研削材を製造する事業所をいう。

○ 天然研磨材	研削用けい砂フリント	炭化ほう素, 窒化ほう素などの炭化物・窒化物研磨材
人造研削材	溶融アルミナ研削材	
研削用ガーネット	炭化けい素研削材	シリコンカーバイド

× シリコン製鍊業 (2319)

2172 研削と石製造業

主として人造研削材で研削と（砥）石を製造する事業所をいう。

○ ビトリファイド法と石 レジノイド法と石	ゴム法と石	マグネシア法と石
--------------------------	-------	----------

× 天然と石製造業 (2179)

2173 研磨布紙製造業

主として天然又は人造の研磨材で研磨布紙を製造する事業所をいう。

○ 研磨布 耐水研磨布	研磨紙 耐水研磨紙	研磨ファイバ
----------------	--------------	--------

2179 その他の研磨材・同製品製造業

主としてその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。

○ 再生研磨材 研削と（砥）石加工業	天然と石	油脂性研磨材
-----------------------	------	--------

218 骨材・石工品等製造業

2181 碎石製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所をいう。

○ 玉石碎石

岩石碎石

碎石パラスト

× 岩石採石業 (054)

2182 再生骨材製造業

主としてコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の粉碎、選別などを行って土木建築用の再生骨材を製造する事業所をいう。

○ 再生骨材

産業廃棄物処分業 (882)

人工骨材製造業 (2183)

2183 人工骨材製造業

主としてけつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所をいう。

○ 焼成真珠岩 (パーライ
ト)

焼成ひる石

人工骨材

2184 石工品製造業

主として花こう岩（せん綠岩及びはんれい岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、ぎょう灰岩、その他の石材を建築その他の目的のために切せつ（截）造形仕上げを行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。
- (2) 石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利、玉石採取業」に分類される。
- (3) と（砥）石を製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。

○ 石材	石うす	敷石
石細工業	石とうろう	石タイル
石材切断・切削業	石碑	舗装タイル（石タイル 製のもの）
石磨き業	建築用石材	石スレート
大理石加工品	すずり	
大理石磨き業	石工業（石工品を製造 するもの）	
石材彫刻品		

- × 石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）(6099)
 採石業（054） 天然と石製造業（2179）
 石製家具製造業（1399）

2185 けいそう土・同製品製造業

主としてけいそう土の粉碎及びけいそう土質れんが、こんろなどのけいそう土製品を製造する事業所をいう。

○ けいそう土精製業	けい酸カルシウム保温材	けいそう土れんが
けいそう土製品	けい酸カルシウム板	けいそう土こんろ
けいそう土製耐火物	けいそう土粉碎業	

2186 鉱物・土石粉碎等処理業

主として雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ベントナイト、石灰石など土石、岩石、鉱物の粉碎、摩碎、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、主として研削用ガーネット、研削用けい砂フリントを製造する事業所は「2171 研磨材製造業」に分類される。

○ 石粉製造業（雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、石灰石などの粉末）	つき（搗）粉製造業 クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く） 化学用粘土製造業	雲母精製業 シャモット製造業 ベントナイト精製業 重質炭酸カルシウム製造業
× 碎石製造業（2181） 研削用ガーネット製造業（2171） 研削用けい砂フリント製造業（2171）		ろう石クレー製造業（0552） 陶石クレー製造業（0559）

219 その他の窯業・土石製品製造業

2191 ロックウール・同製品製造業

主としてロックウール及び保温、断熱、耐火、吸音などに用いられるロックウール製品を製造する事業所をいう。

○ ロックウール（岩綿、鉱さい綿）	保温用、断熱用、耐火用、吸音用ロックウール製品（板、帶、筒、ブランケット、吹付用ロックウール、フェルト、マットなど）	岩綿絶縁製品 岩綿テープ
-------------------	--	-----------------

2192 石こう（膏）製品製造業

主として焼石こう、石こうプラスタ、石こうボード、その他の石こう製品及び石こうを主要材料とする製品を製造する事業所をいう。

○ 焼石こう 石こうプラスタ	石こうボード 建築用装飾石こう製品	石こう細工（美術品、置物など） 医療用石こう
-------------------	----------------------	---------------------------

2193 石灰製造業

主として石灰石、ドロマイト、貝殻などから生石灰、消石灰、焼成ドロマイトなどを製造する事業所をいう。

○ 生石灰 消石灰 焼成ドロマイト	苦土石灰 貝灰	ドロマイトプラスタ 軽質炭酸カルシウム
-------------------------	------------	------------------------

2194 錫型製造業（中子を含む）

主としてけい砂により鋳造用鋳型・中子を製造する事業所をいう。

○ 錫型	中子
------	----

× 金型製造業（2691, 2692） 木型製造業（3295）

2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業

主として他に分類されない窯業・土石製品を製造する事業所をいう。

○ ほうろう鉄器	看板・標識用ほうろう	石筆
ほうろう引き食器	鉄器	白墨
ほうろう引き浴槽	ほうろう製看板・標識	雲母板
ほうろう酒造タンク	ほうろうパネル	気硬性セメント
ほうろう引き製バット	七宝製品	うわ（釉）薬
家庭電気用ほうろう鉄 器	模造宝石	
燃焼器具用ほうろう鉄 器	人造宝石	

× 人工骨材製造業 (2183)

雲母精製業 (2186)

気泡コンクリート製品製造業 (2129)

中分類 22－鉄鋼業

総 説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

- | | | |
|-----------------------|------------------------|----------------------------|
| ○ 主として管理事務を行う本社等 | ○ その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 | 自家用補修所
自家用倉庫
自家用資材置場 |
| 管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 | 自家用車庫
自家用修理工場 | |

221 製 鉄 業

2211 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所（高炉が稼動しているもの）をいう。

一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。

○ 高炉銑製造業

圧延鋼材製造業

特殊鋼製造業

普通鋼製造業

鋼管製造業

2212 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

主として純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、純鉄粉を製造する事業所は「2299 他に分類されない鉄鋼業」に分類される。

○ 電気炉銑製造業

再生炉銑製造業

原鉄製造業

小形高炉銑製造業

純鉄製造業

ベースメタル製造業

2213 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

○ フェロアロイ

フェロクロム

シリコマンガン

合金鉄

フェロマンガン

フェロシリコン

222 製鋼・製鋼圧延業

2221 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所（転炉、電気炉が稼動しているもの）をいう。

ただし、高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は「2211 高炉による製鉄業」に分類される。

○ 製鋼・製鋼圧延業	鋼矢板製造業	線材製造業
圧延鋼材製造業	帶鋼製造業	棒鋼製造業
特殊鋼製造業	薄板製造業	厚板製造業
钢管製造業	形鋼製造業	

223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

2231 熱間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所（製鋼を行わないもの）をいう。

○ 热間圧延業	線材製造業	薄板製造業
形鋼製造業	厚板製造業	帶鋼製造業
棒鋼製造業		

2232 冷間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた薄板、帶鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨帶鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○ 冷延鋼板製造業	磨帶鋼製造業	

2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帶鋼、帶鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

○ 軽量形鋼		

2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帶鋼、帶鋼などから継目無鋼管、電縫钢管、鍛接钢管などを製造する事業所をいう。

- 継目無鋼管
- 電縫钢管

ガス溶接钢管

鍛接钢管

2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

- 伸鉄製造業

再生仕上鋼板製造業

2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

- 磨棒鋼

2237 引抜钢管製造業

主として他から受け入れた钢管（中古管を含む）から引抜钢管を製造する事業所をいう。

- 引抜钢管

再生引抜钢管

2238 伸線業

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。

さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 鉄線製造業 硬鋼線製造業 ピアノ線製造業 くぎ製造業（線材から 一貫作業によるも の）	針金製造業（線材から 一貫作業によるもの） 金網製造業（線材から 一貫作業によるもの）	ワイヤロープ製造業 (線材から一貫作業 によるもの) P C 鋼より線製造業 (線材から一貫作業 によるもの)
--	--	--

× くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）(2471)

針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）(2249)

金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）(2479)

鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）(2479)

2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

○ 溶接形鋼		
--------	--	--

224 表面処理鋼材製造業**2241 亜鉛鉄板製造業**

主として他から受け入れた薄板、広幅帶鋼などから亜鉛鉄板を製造する事業所をいう。

○ 亜鉛鉄板	着色亜鉛鉄板	
--------	--------	--

2249 その他の表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼管、鋼材からめっき鋼管、他に分類されない表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

○ 亜鉛めっき鋼管 ブリキ	針金（線材から一貫作業によらないもの）	亜鉛めっき硬鋼線 ビニル鋼板 ティンフリースチール
------------------	---------------------	---------------------------------

× 針金製造業（線材から一貫作業によるもの）（2238）

225 鉄素形材製造業

2251 銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管、可鍛鋳鉄以外の機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造する事業所をいう。

○ 機械用銑鉄鋳物 日用品用銑鉄鋳物	鋳物なべ	鉄びん
-----------------------	------	-----

× 鋳鉄管製造業（2293） 可鍛鋳鉄製造業（2252）

銅合金鋳物製造業（ダイカストを除く）（2351）

2252 可鍛鋳鉄製造業

主として他から受け入れた銑鉄から可鍛鋳鉄を製造する事業所をいう。

○ 可鍛鋳鉄 合金可鍛鋳鉄	靴底金	パイプ継手
------------------	-----	-------

2253 鋳鋼製造業

主として鋼鋳物を製造する事業所をいう。

○ 鋳鋼	鋼鋳物	
------	-----	--

2254 鍛工品製造業

主として他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで型鍛造などを行い鍛工品を製造する事業所をいう。

○ 鍛工品

2255 鍛鋼製造業

主として鋼塊を製造し、更に鋼塊からハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。他から受け入れた鋼塊、鋼半製品からの鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 鍛鋼

229 その他の鉄鋼業**2291 鉄鋼シャースリット業**

主として他から受け入れた広幅帶鋼、帶鋼、鋼板の切断（溶断を含む）を行う事業所をいう。

○ 鉄鋼シャーリング業

鉄鋼スリット業

× 非鉄金属シャーリング業 (2399)

2292 鉄スクラップ加工処理業

主として他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所をいう。

○ 鉄スクラップ加工処理業
製鋼原料用鉄スクラップ
プレス・シャーリング業

製鋼原料用鉄スクラップ
シュレッダー業

製鋼原料用鉄スクラップ
化学処理業

× 鉄鋼シャースリット業 (2291)
鉄スクラップ卸売業 (5362)

鉄くず破碎請負業 (929)

2293 鋳鉄管製造業

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管を製造する事業所をいう。

- 鋳鉄管
-

2299 他に分類されない鉄鋼業

主として他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

- 鉄粉製造業
- 純鉄粉製造業

純鉄圧延業

ペレット製造業

中分類 23－非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）

主として非鉄金属製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は非鉄金属製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

- | | | |
|-------------------------------|----------------------------|---------|
| ○ 主として管理事務を行う
本社等 | ○ その他の管理、補助的経
済活動を行う事業所 | 自家用補修所 |
| 管理事務を行う本社・
本所・本店・支社・
支所 | 自家用車庫 | 自家用倉庫 |
| | 自家用修理工場 | 自家用資材置場 |

E
製

231 非鉄金属第1次製鍊・精製業

2311 銅第1次製鍊・精製業

主として銅鉱石を処理し、銅の製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○ 銅製鍊・精製業

電気銅精製業

銅地金製造業

銅製造業

× 伸銅品製造業 (2331)

銅合金製造業 (2329)

2312 亜鉛第1次製鍊・精製業

主として亜鉛鉱石を処理し、亜鉛の製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○ 亜鉛製鍊・精製業

電気亜鉛精製業

亜鉛地金製造業

× 亜鉛・同合金圧延業 (2339)

亜鉛合金製造業 (2329)

2319 その他の非鉄金属第1次製鍊・精製業

主として銅及び亜鉛以外の非鉄金属鉱石を処理し、製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○ 鉛製鍊・精製業

金、銀、白金製鍊・精
製業

貴金属製鍊・精製業

ニッケル製鍊・精製業
(主として鉱石又は
ニッケルマットから
製造するもの)

ニッケル地金製造業

チタン製鍊・精製業

ウラン製鍊・精製業

トリウム製鍊・精製業

すず製鍊業

アンチモン製鍊業

水銀製鍊業

マンガン製鍊業

クロム製鍊業

タンクステン製鍊業

モリブデン製鍊業

マグネシウム製鍊業

ゲルマニウム製鍊業

シリコン製鍊業

タンタル製鍊業

アルミニウム製鍊・精
製業 (主として鉱石
又はアルミナから製
造するもの)

アルミナ製鍊業

金地金製造業

× 鉛・同合金圧延業 (2339)

チタン合金製造業 (2329)

はんだ・減摩合金製造業 (2321)

核燃料製造業 (2391)

活字合金製造業 (2321)

すず合金製造業 (2329)

貴金属・同合金圧延業 (2339)

すず・同合金圧延業 (2339)

貴金属合金製造業 (2329)

アルミニウム・同合金圧延業 (2332)

ニッケル・同合金圧延業 (2339)

アルミニウム合金製造業 (2322)

ニッケル合金製造業 (2329)

非鉄金属合金製造業 (232)

チタン・同合金圧延業 (2339)

非鉄金属・同合金圧延業 (233)

232 非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

2321 鉛第2次製鍊・精製業（鉛合金製造業を含む）

主として鉛のくず及びドロスを処理し、鉛を再生する作業を行う事業所をいう。

減摩合金、活字合金などの鉛合金（はんだを含む）を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 鉛再生業 はんだ・減摩合金製造業	活字合金製造業	鉛再生地金製造業
-----------------------	---------	----------

2322 アルミニウム第2次製鍊・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

主としてアルミニウムのくず及びドロスを処理し、アルミニウムを再生する作業を行う事業所をいう。

アルミニウム合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ アルミニウム再生業	アルミニウム合金製造業	アルミニウム再生地金製造業
-------------	-------------	---------------

2329 その他の非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

主として鉛及びアルミニウム以外の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所をいう。

これらの合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 貴金属再生業 すず再生業 水銀再生業 ニッケル再生業 貴金属合金製造業	銅合金（黄銅、青銅など）製造業 ニッケル合金製造業 チタン合金製造業	すず合金製造業 亜鉛再生業 亜鉛合金製造業 亜鉛再生地金製造業
---	--	--

233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

2331 伸銅品製造業

主として銅、黄銅、青銅及びその他の銅合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○ 銅圧延業	銅管	銅くぎ（線材から一貫作業によるもの）
銅合金圧延業	黄銅棒	
銅線・銅合金線（裸電線を除く）		銅板
×	銅合金製造業（2329） 裸電線製造業（2341）	打ちはく業（2499） 電線・ケーブル製造業（234）

2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主としてアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○ アルミニウム・同合金圧延業	アルミニウム線製造業 (裸電線を除く) アルミニウム管製造業	アルミニウム圧延はく製造業 アルミニウム合金伸線業
×	アルミニウム合金製造業（2322） 打ちはく業（2499）	裸電線製造業（2341） 電線・ケーブル製造業（234）

2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主として銅、アルミニウム以外の非鉄金属及び合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○ 鉛・同合金圧延業	亜鉛・同合金圧延業	すず・同合金圧延業
鉛・同合金伸線業	ニッケル・同合金圧延業	マグネシウム・同合金圧延業
鉛管・鉛板製造業	チタン・同合金圧延業	
貴金属・同合金圧延業		
×	はんだ・減摩合金製造業（2321） 活字合金製造業（2321）	打ちはく業（2499） 非鉄金属焼入れ業（2465）

234 電線・ケーブル製造業

2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）

主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所をいう。

ただし、主として光ファイバケーブルを製造する事業所は「2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」に分類される。

○ 裸電線	銅荒引線	通信ケーブル（搬送ケーブル、同軸ケーブルなど）
絶縁電線	電力ケーブル	
銅被覆線		

× 光ファイバケーブル製造業（2342）

銅線製造業（裸電線を除く）（2331）

2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）

主として光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。

主として光ファイバ心線を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は「2117 ガラス纖維・同製品製造業」に、プラスチック系は「1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）」に分類される。

○ 光ファイバケーブル	光ファイバ通信ケーブル（通信複合ケーブルを含む）	光架空地線
光複合ケーブル		光ファイバコード

光ファイバ心線

× 電線・ケーブル製造業（2341）

石英系光ファイバ素線製造業（2117）

プラスチック系光ファイバ素線製造業（1831）

235 非鉄金属素形材製造業

2351 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）

主として銅及び同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。

○ 銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）		
---------------------	--	--

× 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金を除く）（2352）

アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）（2352）

2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）

主としてアルミニウム及び同合金、マグネシウム及び同合金などの非鉄金属鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。

ただし、銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所は「2351 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）」に分類される。

○ 非鉄金属鋳物（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	アルミニウム・同合金鋳物（ダイカストを除く）	マグネシウム・同合金鋳物（ダイカストを除く）
-----------------------------	------------------------	------------------------

× 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）(2351)

銑鉄鋳物製造業（2251）

2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

主としてアルミニウム・同合金ダイカストを製造する事業所をいう。

ただし、非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金を除く）を製造する事業所は「2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）」に分類される。

○ アルミニウム・同合金ダイカスト		
-------------------	--	--

× 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）(2354)

2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）

主として亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属ダイカストを製造する事業所をいう。

○ 非鉄金属ダイカスト (アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	亜鉛・同合金ダイカスト 銅・同合金ダイカスト	マグネシウム・同合金ダイカスト
-------------------------------------	---------------------------	-----------------

× アルミニウム・同合金ダイカスト製造業（2353）

2355 非鉄金属鍛造品製造業

主として銅、アルミニウム等の非鉄金属及び合金からハンマ、プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

○ 非鉄金属鍛造業

銅・同合金鍛造品

アルミニウム・同合金
鍛造品

× 鍛鋼品製造業 (2255)

239 その他の非鉄金属製造業**2391 核燃料製造業**

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工（濃縮、再処理業等を含む）する事業所をいう。

○ 核燃料成形加工業

核燃料濃縮業

使用済核燃料再処理業

2399 他に分類されない非鉄金属製造業

主として非鉄金属の粉末などを製造する事業所で他に分類されないものをいう。

○ 非鉄金属粉末（粉末や
金を除く）

非鉄金属シャーリング業

× 粉末や金業（磁性材部品の製造を除く）(2453)

非鉄金属熱処理業 (2465)

中分類 24 — 金属製品製造業

総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製家具を製造する事業所は「1312 金属製家具製造業」に分類される。
- (2) はん用機械を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 生産用途の機械を製造する事業所は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (4) 計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (5) 電気機械を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 電子計算機及び通信機械を製造する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「31 輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (8) 宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。
- (9) 鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は「22 鉄鋼業」又は「23 非鉄金属製造業」に分類される。

240 管理、補助的経済活動を行う事業所 (24 金属製品製造業)

主として金属製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は金属製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は「2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業」又は「2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）」に分類される。

○ 缶詰用缶	ブリキ製容器	めっき板製品
18リットル缶	バケツ	ビール缶
ブリキ缶	エアゾール缶	牛乳輸送用缶
<hr/>		
× 打抜プレス加工製品製造業（2451、2452）	ブリキ板製造業（2249）	
ドラム缶製造業（2446）		ビール缶（アルミプレス製）製造業（2451）
板金製品製造業（244）		

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

2421 洋食器製造業

主として食卓用刀物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

○ 食卓用ナイフ・フォーク・スプーン	盆	
<hr/>		
× 貴金属製洋食器製造業（3219）		

2422 機械刃物製造業

主として金属加工機械（金属工作機械を除く），木材加工機械，パルプ及び製紙機械，製本機械，皮革処理機械，たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は「2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）」に分類される。
- (2) 建設及び鉱山機械に取り付けられるビット，スペード，スチールなどを製造する事業所は「2621 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。

○ 機械刃物	製紙機械刃物	たばこ製造機械刃物
木材加工機械刃物	製本機械刃物	皮革処理機械刃物

-
- × 切削工具製造業（2664）
建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業（2621）

2423 利器工道具・手道具製造業（やすり，のこぎり，食卓用刃物を除く）

主として機械用及び農業用刃物を除くあらゆる種類の利器，工道具，手道具及びその他の修理業者，宝石加工業者，石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。

○ おの	缶切	ショベル
かんな	ポケットナイフ	つるはし
のみ	バリカン	ハンマ
きり	かみそり	石工用手道具
刃物（包丁，はさみ， 肉切用・製靴用・彫 刻用刃物など）	安全かみそり（替刃を 含む）	宝石加工手道具
	土工用具	

-
- × 農業用刃物製造業（2426）
医療用刃物製造業（2741）
動力付手持工具製造業（2664）
手引のこぎり製造業（2425）

2424 作業工具製造業

主としてレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバ、やすりなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 利器工具及び手道具を製造する事業所は「2423 利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」に分類される。
- (2) のこぎりを製造する事業所は「2425 手引のこぎり・のこ刃製造業」に分類される。
- (3) 農業用器具を製造する事業所は「2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）」に分類される。
- (4) 動力付手持工具を製造する事業所は「2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）」に分類される。

○ レンチ スパナ	ペンチ ドライバ	やすり やすり目立業
--------------	-------------	---------------

×	機械刃物製造業（2422） 利器工具製造業（2423） のこぎり製造業（2425）	農業用器具製造業（2426） 動力付手持工具製造業（2664） 研磨布紙製造業（2173）
---	---	---

2425 手引のこぎり・のこ刃製造業

主として手引のこぎり及びのこ刃（手引用、動力用）を製造する事業所をいう。

ただし、のこ盤を製造する事業所は「2642 木材加工機械製造業」に分類される。

○ 手引のこぎり	のこ刃（丸・帯のこぎりのもの）（手引用、動力用）
----------	--------------------------

×	製材機械製造業（のこ盤製造業）（2642） のこぎり目立業（修理のために行うもの）（909）	木工用のこ盤製造業（2642）
---	---	-----------------

2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）

主としてくわ、かま、ホー、すき、まんのうなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として農業用機械を製造する事業所は「2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」に分類される。

○ 耕作用具 金属製養蚕用機器 金属製養きん用機器 金属製養ほう機器	農業用刃物 ホー くわ	かま まんのう すき
---	-------------------	------------------

- × 農業用機械製造業 (2611)
土工用具製造業 (ショベル, つるはしなど) (2423)

2429 その他の金物類製造業

- 主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。
- (1) ボルト、ナットを製造する事業所は「2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」に分類される。
 - (2) くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は「2471 くぎ製造業」に分類される。
 - (3) 機械刃物を製造する事業所は「2422 機械刃物製造業」に分類される。

○ 建築用金物	自動車用金物	かぎ (鍵)
架線金物	車両用金具	金庫錠
袋物用金具	船舶用金具	金属製戸車
家具用金具	かばん金具	ドアクローザ・ヒンジ
建具用金具	錠前	ちょうつかい

- × ボルト・ナット製造業 (2481) 機械刃物製造業 (2422)
くぎ・靴くぎ製造業 (他から受け入れた線材によるもの) (2471)

243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

2431 配管工事用附属品製造業 (バルブ, コックを除く)

- 主として鋳鉄製、真ちゅう製などの配管工事用附属品を製造する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。
- (1) バルブを製造する事業所は「2592 弁・同附属品製造業」に分類される。
 - (2) 陶磁器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
 - (3) ほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業」に分類される。

○ 配管工事用附属品 (バルブ, コックを除く)	止め栓	金属製手洗用給水器
金属製衛生器具	鉄管継手	蒸気抜き
ノズル	非鉄金属継手	水抜き
	金属製シャワー	

- × バルブ・同附属品製造業 (2592) 陶磁器製ちゅう房器具製造業 (2142)
ほうろう鉄器製造業 (2199) 蛇口製造業 (2592)
陶器製配管用品製造業 (2141) コック・同附属品製造業 (2592)

2432 ガス機器・石油機器製造業

主としてガストーブ、石油ストーブのような暖房機器、ガス及び石油を燃料とする調理機器及び装置、冷蔵庫などを製造する事業所をいう。

○ ふろバーナ	ふろ釜	ガスオーブン
ガスこんろ	ガス釜	石油こんろ
ガスレンジ	ガス乾燥機	石油ストーブ
ガス湯沸器	ガス冷蔵庫	温風暖房機（熱交換式
ガスストーブ	ガス炊飯器	のものを除く）

× 温水ボイラ製造業（2433）

電気冷蔵庫製造業（2931）

温風暖房機製造業（熱交換式のもの）（2433）

2433 温風・温水暖房装置製造業

主として温風暖房装置（熱交換式のもの）及び温水暖房装置を製造する事業所をいう。

○ 温風暖房機（熱交換式 のもの）（電気式を除 く）	温水ボイラ 放熱器	ユニットヒータ
----------------------------------	--------------	---------

× ガス機器製造業（2432）

工業用ボイラ製造業（2511）

石油機器製造業（2432）

自動車用ラジエータ製造業（3113）

ふろバーナ製造業（2432）

電気ストーブ製造業（2939）

太陽熱利用温水装置製造業（2439）

2439 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）

主として他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子レンジなどの電気ちゅう房機器を製造する事業所は「2931 ちゅう房機器製造業」に分類される。
- (2) 電気ストーブなどの電気暖房機器を製造する事業所は「2939 その他の民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 工業窯炉を製造する事業所は「2534 工業窯炉製造業」に分類される。
- (4) 電気炉を製造する事業所は「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」に分類される。
- (5) 工業用、動力用及び船舶用ボイラを製造する事業所は「2511 ボイラ製造業」に分類される。
- (6) 板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は「2446 製缶板金業」に分類される。

○ 調理用機器・同装置(電気式を除く)	太陽熱利用温水装置 焼却器	焼却炉(産業用を除く)
×	電子レンジ製造業 (2931) 電気こんろ製造業 (2931) 電気ストーブ製造業 (2939) 炉製造業(工業用のもの) (2534) ガス機器・石油機器製造業 (2432) 製缶業(ボイラかん体, 板金製タンク, 板金製煙突など) (2446)	温風・温水暖房装置製造業 (2433) 放熱器製造業 (2433) ユニットヒータ製造業 (2433) 焼却炉製造業(産業用) (2596)

244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)

2441 鉄骨製造業

主として鉄骨を製造する事業所をいう。

○ 鉄骨		
×	鉄塔製造業 (2442) 鋼橋製造業 (2442)	金属柵製造業 (2442) 鋼板煙突製造業 (2442)

2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)

主として鉄骨以外の建設用の金属製品を製造する事業所をいう。

○ 鉄塔 鋼橋 貯蔵槽	金属柵 鋼板煙突 金属製階段	金属製門 金属製格子
×	鉄骨製造業 (2441) 金属扉製造業 (2443) シャッター製造業 (2445) 組立家屋(プレハブ)用金属製品製造業 (2444)	建築用ラス製品製造業 (2445) 板金製タンク製造業 (2446) 板金製煙突製造業 (2446)

2443 金属製サッシ・ドア製造業

主として建築用の金属製サッシ、ドアを製造する事業所をいう。

○ 金属製サッシ・ドア 住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ	アルミニウム製ドア	金属製扉
----------------------------------	-----------	------

2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業

主として鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所をいう。

○ 鉄骨系プレハブ住宅	組立家屋（プレハブ） 用金属製品	
-------------	---------------------	--

2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）

主として建築用の金属製品（サッシ、ドア、プレハブ住宅を除く）を製造する事業所をいう。

○ 建築用板金製品 建築用ラス製品 金属製よろい戸	建築装飾用金属製品 金属屋根製品 金属製シャッター	金属製カーテンウォール 金属製ベネシャンブラインド
---------------------------------	---------------------------------	------------------------------

× 建築用金物製造業（2429） よろい戸製造業（金属製を除く）（1392）
ブラインド製造業（金属製を除く）（1392）

2446 製缶板金業

主として温水缶、板金製煙突及びタンク、ドラム缶、ガス容器（ボンベ）などの製造並びに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。

○ 製缶業 温水缶製造業 蒸気缶製造業 鉄鋼板加工業（溶接、 折曲げ、ろう付けなど）	ガス容器（ボンベ）製造業 板金製タンク製造業 板金製煙突製造業 ドラム缶製造業	金属製コンテナ製造業 アップータンク製造業 スチール製梱包容器製造業
--	--	--

- | | |
|---|--|
| × 建築用板金製品製造業 (2445)
発電用ボイラ製造業 (2511)
ブリキ缶製造業 (2411)
鋼板煙突製造業 (2442) | 貯蔵槽製造業 (2442)
温水ボイラ製造業 (2433)
船体ブロック製造業 (3132)
ドラム缶更生業 (2499) |
|---|--|

245 金属素形材製品製造業

2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業

主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用・家庭用・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。

○ アルミニウム・同合金のスタンプ・プレス製品（自動車車体部品、機械部分品、台所用品、医療器具など）	打抜プレス加工製品 (アルミニウム製飲料缶など)
--	-----------------------------

-
- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| × ほうろう引製品製造業 (2199)
こはぜ製造業 (3224) | 金属製トランク製造業 (2061) |
|--------------------------------------|-------------------|

2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）

主としてアルミニウム、アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金、調理用・家庭用・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

○ アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品（自動車車体部分品、機械部分品、台所用品、医療器具など）	打抜プレス加工製品 (アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品)
---	--

-
- | |
|--|
| × アルミニウム・同合金のスタンプ・プレス製品製造業 (2451)
金属製トランク製造業 (2061) |
|--|

2453 粉末や金製品製造業

主として金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

- | | |
|----------------------|-------|
| ○ 機械部分品（磁性材部品の製造を除く） | 超硬チップ |
|----------------------|-------|

-
- | | |
|---|---|
| × | 磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）（2899）
超硬工具製造業（粉末や金によるものを除く）（2664） |
|---|---|

246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）**2461 金属製品塗装業**

主として他から支給された金属製品にエナメル、ラッカーなどの塗装を行う事業所をいう。ただし、漆の塗装を行う事業所は「3271 漆器製造業」分類される。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ○ エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの） | ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの） |
|-----------------------------|---------------------------|

-
- | | | |
|---|--|----------------|
| × | 漆塗装業（3271）
ペンキ塗装業（主として看板書きを行うもの）（929） | 金属製家具塗装業（1312） |
|---|--|----------------|

2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

主として他から支給された金属製品に亜鉛被膜又は他のめっきあるいはアルミニウム、鉛、亜鉛などの被膜を行う事業所又は缶及び諸器具のすず被膜直しを行う事業所をいう。

ただし、亜鉛被膜、すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「224 表面処理鋼材製造業」に分類される。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ○ 亜鉛めっき業（主として成形品に行うもの） | すずめっき業（主として成形品に行うもの） |
|------------------------|----------------------|

-
- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| × | ブリキ製造業（2249）
亜鉛鉄板製造業（2241）
めっき鋼管製造業（2249） | めっき鉄鋼線製造業（2249）
電気めっき業（2464） |
|---|---|---------------------------------|

2463 金属彫刻業

主として販売用として印刷以外の目的のために銀器、封印又は他の金属製品に対し彫刻、たがね彫りを行う事業所をいう。

○ 金属彫刻品製造業

なつ染ロール彫刻業

2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

主として他から支給された金属製品に電気めっきを行う事業所をいう。

ただし、電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「224 表面処理鋼材製造業」に分類される。

○ 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

× 溶融めっき業（2462）

ブリキ製造業（2249）

亜鉛鉄板製造業（2241）

めっき钢管製造業（2249）

めっき鉄鋼線製造業（2249）

2465 金属熱処理業

主として他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所をいう。

○ 機械部分品熱処理業
鋼材熱処理業

非鉄金属熱処理業
金属焼入れ業

金属焼なまし業

2469 その他の金属表面処理業

主として金属張り及び研磨、陽極酸化処理などを行う事業所をいう。

○ 電解研磨業
金属張り業
陽極酸化処理業
研磨業

メタリコン業（修理業
を除く）
金属防せい（鍛）処理
加工業

シリコン研磨業
シリコン加工業
パーカライジング加工業

× 表面処理鋼材製造業（224）

ほうろう鉄器製造業（2199）

247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

2471 くぎ製造業

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又はその線を引いてくぎ、特殊くぎなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として線材からの一貫作業によってくぎ、特殊くぎを製造する事業所は「2238 伸線業」又は「2331 伸銅品製造業」に分類される。

○ 鉄くぎ

銅くぎ

靴くぎ

特殊くぎ

× くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（2238）

かすがい製造業（2481）

銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）（2331）

2479 その他の金属線製品製造業

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又はその線を引いて、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接棒などを製造する事業所をいう。

ただし、主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は「2238 伸線業」又は「2331 伸銅品製造業」に分類される。

○ ざる

ワイヤチェーン

ワイヤロープ

金網

ビニル被覆鉄線

溶接棒

蛇かご

有刺鉄線

× 木ねじ製造業（2481）

P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）（2238）

金網製造業（線材から一貫作業によるもの）（2238）

ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの）（2238）

金属製ねじ製造業（購入線材によるもの）（2481）

ワイヤスプリング製造業（2492）

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びよう（鉢）、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延業は「22 鉄鋼業」に分類される。

○ ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等	犬くぎ 割ピン 座金（ワッシャー） かすがい	スパイク ターンバックル びよう テーパピン
-------------------------	---------------------------------	---------------------------------

× はとめ製造業（3224）

かしめ製造業（3224）

249 その他の金属製品製造業

2491 金庫製造業

主として金庫を製造する事業所をいう。

主として金庫室の扉及び内張安全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 金庫 手提金庫	金庫室扉	内張安全金庫
--------------	------	--------

× 金庫錠製造業（2429）

金属製ロッカー製造業（1312）

2492 金属製スプリング製造業

主として板ばね、火造りばね、コイル状平ばねなどを製造する事業所をいう。

○ 板ばね 火造りばね	火ばね コイル状平ばね	ワイヤスプリング
----------------	----------------	----------

× スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）（22）

2499 他に分類されない金属製品製造業

主として他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

○ 金属製ヘルメット（帽 体）	フレキシブルチューブ	打ちはく（箔）業（金, 銀, アルミニウムなど）
ドラム缶更生業	金属製押出しチューブ	石油灯
18リットル缶更生業	金属製パッキング	金属製はしご（可搬式の もの）
金属製ネームプレート (腐しよく製のもの 以外のものも含む)	金属製ガスケット ガス灯 カーバイド灯 金属製反射鏡	脚立

- × 電気照明器具製造業（2942）
アルミニウム圧延はく製造業（2332）

E
製

中分類 25－はん用機械器具製造業

総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）

主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又ははん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

251 ボイラ・原動機製造業

2511 ボイラ製造業

主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。

ただし、主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は「2433 温風・温水暖房装置製造業」に分類される。

○ 工業用ボイラ 原動機用ボイラ	発電用ボイラ	ボイラ部分品・取付具・ 附属品
---------------------	--------	--------------------

× 温水ボイラ製造業 (2433)

2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）

主として蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン及びガスタービンを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ターボゼネレータを製造する事業所は「2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」に分類される。
- (2) 機関車の製造、改造を行う事業所は「3121 鉄道車両製造業」に分類される。

○ 蒸気機関 蒸気タービン	水力タービン ガスタービン	タービン部分品・取付 具・附属品
------------------	------------------	---------------------

× 機関車製造業 (3121)

温水缶製造業 (2446)

ターボゼネレータ製造業 (2911)

2513 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は「3113 自動車部分品・附属品製造業」に分類される。
- (2) 舶用機関を製造する事業所は「3134 舶用機関製造業」に分類される。
- (3) 航空機用エンジンを製造する事業所は「3142 航空機用原動機製造業」に分類される。

○ はん用ガソリン機関 はん用石油機関	はん用ディーゼル機関 はん用ガス機関	はん用内燃機関部分品・ 取付具・附属品
------------------------	-----------------------	------------------------

× 自動車用内燃機関製造業 (3113)

舶用内燃機関製造業 (3134)

二輪自動車用内燃機関製造業 (3113)

航空機用内燃機関製造業 (3142)

2519 その他の原動機製造業

主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

○ 風力機関
圧縮空気機関

水車（水力タービンを除く）

特殊車両用エンジン

× 蒸気缶製造業（2446）

水力タービン製造業（2512）

252 ポンプ・圧縮機器製造業

2521 ポンプ・同装置製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 油圧ポンプを製造する事業所は「2523 油圧・空圧機器製造業」に分類される。
- (2) ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は「2731 体積計製造業」に分類される。

○ 手動ポンプ
動力ポンプ

家庭用ポンプ
消防用ポンプ

舶用ポンプ

× 油圧ポンプ製造業（2523）

航空原動機用ポンプ製造業（3142）

オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業（2731）

2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業

主として空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所をいう。

ただし、主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」に分類される。

○ 圧縮機（コンプレッサ）
吹付機械

ふいご
送風機

排風機

× 冷凍機製造業（2535）

真空ポンプ製造業（2693）

空気調節装置製造業（2535）

2523 油圧・空圧機器製造業

主として油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

○ 油圧ポンプ	油圧フィルタ	空気圧シリンダ
油圧モータ	油圧ユニット機器	空気圧ユニット機器
油圧バルブ	空気圧フィルタ	空気圧ルブリケータ
油圧シリンダ	空気圧バルブ	流体素子
油圧アキュムレータ		

× 空気ハンマ製造業 (2662)	空気動工具製造業 (2664)
-------------------	-----------------

253 一般産業用機械・装置製造業

2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）

主として鎖伝導装置、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）等の装置及び部分品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉及びころ軸受を製造する事業所は「2594 玉軸受・ころ軸受製造業」に分類される。
- (2) 自動車の機械的動力伝導装置を製造する事業所は「3113 自動車部分品・附属品製造業」に分類される。

○ 歯車（プラスチック製 を含む）	動力伝導用鎖（機械用、 自転車用、オートバイ 用）	トランスマッション (自動車用を除く)
軸・軸けい（頸）類	滑車	減速機（自動車用を除 く）
平軸受・同部分品	シャフト（自動車用を除 く）	クラッチ（自動車用を 除く）
ベルト調車（プーリー）	変速機（自動車用を除く）	逆転機
軸受（ベアリング） (玉・ころ軸受以外 のもの)		

× 軸受製造業（玉・ころ軸受を製造するもの）(2594)	
変速機製造業（自動車用）(3113)	

2532 エレベータ・エスカレータ製造業

主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として商工業用コンベヤ装置を製造する事業所は「2533 物流運搬設備製造業」に分類される。

○ エレベータ

エスカレータ

× コンベヤ製造業 (2533)

2533 物流運搬設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所をいう。

ただし、主としてエレベータ及びエスカレータを製造する事業所は「2532 エレベータ・エスカレータ製造業」に分類される。

○ コンベヤ

ローラーコンベヤ

クレーン（建設用を除く）

貨物取扱装置

巻上機（ウインチ）

自動立体倉庫装置

索道

スキーリフト

天井走行クレーン

× エレベータ製造業 (2532)

産業用ロボット製造業 (2694)

エスカレータ製造業 (2532)

建設用クレーン製造業 (2621)

2534 工業窯炉製造業

主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を使用する工業窯炉を製造する事業所をいう。

ただし、窯炉用の電熱装置を製造する事業所は「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」に分類される。

○ 窯炉（工業用のもの）

工業窯炉部分品・取付
具・附属品

キュボラ

× 窯炉用電熱装置製造業 (2929)

電気炉製造業 (2929)

2535 冷凍機・温湿調整装置製造業

主として工業用・商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気冷蔵庫を製造する事業所は「2931 ちゅう房機器製造業」に分類される。
- (2) 家庭用エアコンディショナを製造する事業所は「2932 空調・住宅関連機器製造業」に分類される。

○ 冷凍機 製氷装置 冷蔵装置 工業用温湿調整装置	業務用エアコンディシヨナ 冷却塔（クーリングタワー）	温度・湿度調整装置 空気調節装置 冷凍・冷蔵ショーケース
×	電気冷蔵庫製造業 (2931)	

家庭用エアコンディショナ製造業 (2932)

259 その他のはん用機械・同部分品製造業

2591 消火器具・消火装置製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車（車両は購入したもの）のぎ装を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所は「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」に分類される。
- (2) 自動車車体の製造及び車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は「3112 自動車車体・附隨車製造業」に分類される。

○ 消火器 消防自動車ぎ装業 スプリンクラー	送水式動力消火装置 泡まつ発生式動力消火装置	散水式動力消火装置
×	消防用動力ポンプ製造業 (2521)	

消防用自動車製造業 (3111)

2592 弁・同附属品製造業

主として流体の通路においてこれを導入し、遮断などして流体の制御に用いられる弁、コック及びその部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は「2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）」分類される。

○ 一般バルブ・コック 自動調整バルブ	高温・高圧バルブ 給排水栓	蛇口 バルブ・同附属品
× ノズル製造業（2431） 止め栓製造業（2431） 自動車用バルブ製造業（3113）	自転車用バルブ製造業（3191） 航空機用バルブ製造業（3149）	

2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業

主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業を行い若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所をいう。

○ 異形管製造業（購入管 によるもの）	パイプ加工業（購入パ イプによるもの）
------------------------	------------------------

2594 玉軸受・ころ軸受製造業

主として玉及びころ軸受並びにその部分品を製造する事業所をいう。

ただし、主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は「2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」に分類される。

○ ころ軸受（ローラベア リング）・同部分品	玉軸受（ボールベアリ ング）・同部分品	プラスチック製軸受
× 軸受製造業（ころ・玉軸受を除く）（2531）		

2595 ピストンリング製造業

主としてピストンリングを製造する事業所をいう。

○ ピストンリング

2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業

主として他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

○ 潜水装置	焼却炉（産業用）	旋回窓
潤滑装置	重油・ガス燃焼装置(ボ	自動車用エレベータ
自動車用代燃装置	イラ用、工業用炉用	
駐車装置	に限る)	

× 焼却炉（産業用を除く） (2439)

2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工並びに修理を行う事業所をいう。

これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

これらの事業所はその業態に特徴があつて、製造と修理とを分離しえないので、製品によって分類する一般的な分類方法とは別に、修理活動をも含めて本項目を設け、これらの事業所をここに分類する。

ただし、専ら機械の修理を行う事業所は「90 機械等修理業（別掲を除く）」に分類される。

○ 機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの）	取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）	各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）
-----------------------------	------------------------	----------------------------

× 一般機械修理業（修理を専業とするもの） (901)

電気機械器具修理業（修理を専業とするもの） (902)

中分類 26－生産用機械器具製造業

総 説

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所は「27 業務用機械器具製造業」に分類される。

260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）

主として生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は生産用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

ただし、主として農業用手道具を製造する事業所は「2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）」に分類される。

○ 農業用機械（農業用器具を除く）	脱穀機 除草機 わら加工用機械 飼料・穀物乾燥機 ふ卵装置 育すう装置	ガーデントラクタ 電気ふ卵器 農業用トラクタ コンバイン 農業用機械部分品・取付具・附属品
× 農業用器具製造業（2426） 集材機械製造業（2699）		建設用トラクタ製造業（2621）

E
製

262 建設機械・鉱山機械製造業

2621 建設機械・鉱山機械製造業

主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具を製造する事業所、鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、摩碎機、選別機を製造する事業所をいう。

○ 建設機械・同装置・部品 鉱山機械・同装置・部品 分品・附属品（ビット、スペード、スチールなど） さく井機械 エキスカベータ タンバーカ 油田用機械器具 ロードローラ コンクリートミキサ ふるい分機 破碎機 選別機	選鉱装置 建設用トラクタ 建設用クレーン 建設用ショベルトラック トラッククレーン ブルドーザ クローラクレーン ボーリングマシン ワゴンドリル チャンドリル さく岩機 ジャックハンマー ドリフタ ストーパ	オーガ マインカーローダ ギャザリングローダ クラムシェル ドラグショベル ラダーエキスカベータ ランマ スキンマ タワーエキスカベータ くい打機 グラウトポンプ アースオーガ タンパ バッチャープラント コンクリートポンプ
---	--	--

コンクリートプレーサ	掘削機械	スクレーパ
セメントガン	パワーショベル	グレーダ
コンクリート舗装機械	ドラグライン	トレンチャ

- × クレーン製造業(建設用を除く) (2533) 遠心分離機製造業 (2652)
 ダンプトラック製造業 (3111) ガーデントラクタ製造業 (2611)
 農業用トラクタ製造業 (2611)
 ショベルトラック製造業(建設用を除く) (3159)

263 繊維機械製造業

2631 化学繊維機械・紡績機械製造業

主として糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

○ 化学繊維機械	毛紡績機械	ねん糸機械
紡績機械	麻紡績機械	蚕糸機械
綿・スフ紡績機械	絹紡績機械	

- × 緑綿機械製造業 (2699)

2632 製織機械・編組機械製造業

主として製織機械(製織用準備機械を含む), 編機, 組機, レース機械, 刺しゅう機械, 製網機械, 製綱機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。

ただし, 主として毛糸手編機械を製造する事業所は「2635 縫製機械製造業」に分類される。

○ 綿織機	製織用準備機械	製綱機械
絹・人絹織機	製ちゅう(紐)機	レース機械
麻・毛織機	ニット機械	刺しゅう機械
特殊織機(リボン, ビ	製網機械	
ロード, じゅうたん など)		

- × 金属織物用機械製造業 (2699) 毛糸手編機械製造業 (2635)
 金網製造機械製造業 (2699)

2633 染色整理仕上機械製造業

主として洗浄、精練、漂白、なっ染、乾燥機械などの糸及び織物の処理・仕上機械を製造する事業所をいう。

○ 繊維精練・漂白機械	織物仕上機械	幅出機
染色機械	織物乾燥機械	起毛機
なっ染機械	カレンダ（織物つやだし用）	整反機
繊維仕上機械		

× カレンダ製造業（プラスチック加工用）（2653）

2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

主として繊維機械の部分品、取付具及び附属品を製造する事業所をいう。

ただし、主としてミシン部分品を製造する事業所は「2635 縫製機械製造業」に分類される。

○ 化学繊維機械部分品	ドビー	リング
紡績機械部分品	ジャカード	チンローラ
製織機械部分品	おさ	ワイヤーヘルド
染色・整理・仕上機械部分品	木管（紡績用のもの）	なっ染型（スクリーン なっ染）
スピンドル	メリヤス針	ドロッパ
針布	ノズル（紡糸用のもの）	フルテッドローラ
シャットル	プラスチック製ボビン (繊維機械用)	

× ノズル（配管用）製造業（2431）

ジャカードカード（紋紙）製造業（1159）

ミシン部分品製造業（2635）

木管素地製造業（1219）

編針製造業（3224）

木管製造業（紡績用を除く）（1299）

2635 縫製機械製造業

主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。

○ 工業用ミシン	ミシン部分品及び附属品（テーブルを除く）	縫製仕上工程機械（プレス機）
家庭用ミシン	縫製準備工程機械（縫製用裁断機、目打機、柄合機、延反機、解反機）	

× ミシンテーブル製造業（木製）（1311）

ミシン針製造業（3224）

高周波ミシン製造業（2969）

264 生活関連産業用機械製造業

2641 食品機械・同装置製造業

主として農産物、畜産物又は水産物を原料素材として加工処理し、これを多種多様な食品、飲料、調味料等に調理精製するための工程において使用される食品機械・器具及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 缶、瓶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所は「2645 包装・荷造機械製造業」に分類される。
- (2) 冷凍機械を製造する事業所は「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」に分類される。

○ 精米機械・同装置	製菓機械・同装置	製茶用機械・同装置
精麦機械・同装置	醸造用機械・同装置	豆腐製造機械・同装置
製粉機械・同装置	牛乳加工機械・同装置	調理食品加工機械・同
製めん（麺）機械・同 装置	飲料加工機械・同装置	装置
製パン機械・同装置	肉類加工機械・同装置	食料品加工機械・同部
	水産加工機械・同装置	分品・附属品
<hr/>		
× 冷凍機械製造業（2535）	瓶詰機械製造業（2645）	
缶詰機械製造業（2645）	純水製造装置製造業（2652）	
充てん機械製造業（缶詰、瓶詰など）（2645）		

2642 木材加工機械製造業

主として木材加工機械及び運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) かんな、おの、小刀を製造する事業所は「2423 利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」に分類される。
- (2) 手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は「2425 手引のこぎり・のこ刃製造業」に分類される。

○ 製材機械	自動かんな	のこ盤
木工旋盤	繊維板機械	合板製造機械
ベニヤ機械		
<hr/>		
× 木工用手道具製造業（2423）	目立機械製造業（2699）	
手引のこぎり・のこ刃製造業（2425）		

2643 パルプ装置・製紙機械製造業

主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。

ただし、主として印刷・製本業用の機械を製造する事業所は「2644 印刷・製本・紙工機械製造業」に分類される。

○ パルプ製造機械・同装置	製紙機械・同装置
---------------	----------

× 印刷・製本機械製造業（2644）

2644 印刷・製本・紙工機械製造業

主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。

○ 印刷機械・同装置（事務用を除く）	製版機械・同装置 製本機械・同装置	紙器製造機 封筒製造機
--------------------	----------------------	----------------

× 染色機械製造業（2633） 活字製造業（1521）
事務用印刷機械製造業（2719） 謄写版製造業（3269）

2645 包装・荷造機械製造業

主として包装（充てんを含む）する機械装置、荷造りする機械装置及び同部分品・附属品などを製造する事業所をいう。

瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 食品機械を製造する事業所は「2641 食品機械・同装置製造業」に分類される。
- (2) プラスチック成形加工機械を製造する事業所は「2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業」に分類される。
- (3) 計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○ 充てん機械 袋詰め機 容器成形充てん機 缶詰機械 瓶詰機械 シール機 結さつ機 ラベル貼り機	小箱詰機 上包み機（折畳み式、ひねり形式、かぶせ形式、真空吸着式、収縮式、ストレッチ式を含む） 真空包装機 ガス封入包装機 ケーサー	ケースのり付機 テープ貼り機 パレット包装機 バンド掛け機 ひも掛け機 ステープラ（包装・荷造機械） こん包機械
---	--	--

× 食品機械製造業 (2641)	プラスチック成形加工機械製造業 (2653)
紙工機械製造業 (2644)	はかり製造業 (2732)

265 基礎素材産業用機械製造業

2651 鋳造装置製造業

主として鋳造装置を製造する事業所をいう。

○ 鋳造装置	砂処理装置	型込機
造型装置	ダイカストマシン・同附	中子整型機
注湯装置	属装置	
製品処理装置		

2652 化学機械・同装置製造業

主として一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 酿造用機械・同装置を製造する事業所は「2641 食品機械・同装置製造業」に分類される。
- (2) 赤外線乾燥装置を製造する事業所は「2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」に分類される。
- (3) 高周波加熱装置を製造する事業所は「2969 その他の電子応用装置製造業」に分類される。

○ 化学機械・同装置	蒸煮機器・同装置	廃棄物処理機器・同裝置
ろ過機器(フィルタ)・同装置	化学装置用タンク・同装置	純水製造装置
分離機器・同装置	乾燥機器・同装置(赤外線乾燥装置、高周波加熱装置を除く)	廃液処理装置
集じん機器・同装置	焼成機器・同装置	クリーンルーム装置
圧搾機器・同装置	造水機器・同装置	遠心分離機
熱交換器・同装置	大気汚染防止機器・同装置	インテングミキサ
混合機・同装置		ニーダ
かくはん(攪拌)機・同装置		ブレンダ
粉碎機・同装置		電解槽
反応用機器・同装置	水質汚濁防止機器・同装置	蒸発機器

× 酒造用機械・同装置製造業 (2641)	コンクリートミキサ製造業 (2621)
赤外線乾燥装置製造業 (2929)	自動車用オイルフィルタ製造業 (3113)
高周波加熱装置製造業 (2969)	

2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

主としてプラスチック加工機械、同附属装置を製造する事業所をいう。

ただし、主として混練混合機を製造する事業所は「2652 化学機械・同装置製造業」に分類される。

○ 圧縮成形機	真空成形機	グラニュレータ
射出成形機	合成樹脂用溶接機・同	コーティング機
押出成形機	応用装置	プラスチック成形加工
中空成形機	タブレットマシン	機械
カレンダ (プラスチック加工用)	ペレット装置	合成樹脂加工機械
<hr/>		
× 混合機製造業 (2652)	ニーダ製造業 (2652)	
インテングミキサ製造業 (2652)	ブレンダ製造業 (2652)	

266 金属加工機械製造業

2661 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

○ 金属工作機械	研削盤	放電加工機械
旋盤	歯切盤	N C 旋盤
ボール盤	歯車仕上機械	金切のこ盤
フライス盤	マシニングセンタ	
<hr/>		
× 鍛造機械製造業 (2662)	タップダイス製造業 (2664)	
金属プレス機械製造業 (2662)	機械工具製造業 (2664)	
工作機械部分品・附属品製造業 (2663)	切削工具製造業 (2664)	

2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）

主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械を製造する事業所をいう。
これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。
ただし、主として電気溶接機を製造する事業所は「2921 電気溶接機製造業」に分類される。

○ 圧延機械	鍛造機	空気ハンマ
線引機	ガス溶接機	ワイヤフォーミングマ
製管機	巻線機（コイルワイン	シン
プレス機械	ディングマシン）	
せん断機		

-
- × 電気溶接機製造業（2921） ビット製造業（鉱山用）（2621）
ダイカストマシン製造業（2651）
金属加工機械部分品・附属品製造業（2663）

2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）

主として金属工作機械用及び金属加工機械用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

○ 金属工作機械用部分品・附属品	金属加工機械用部分品・附属品	ダイピン類
	金属圧延用ロール	ダイスプリング

-
- × 治具製造業（2664） 金型製造業（2691, 2692）

2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などを製造する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。
(1) 手道具（動力付きを除く）を製造する事業所は「2423 利器工道具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」に分類される。
(2) 超硬チップを製造する事業所は「2453 粉末や金製品製造業」に分類される。

○ 特殊鋼工具	タップ	電動ドリル
治具	ダイス	工具保持器（コレット、
ダイヤモンド工具	空気動工具	ソケットなど）
超硬工具	ドレッサ	ビット（鉱山用を除く）
切削工具	リーマ	ブローチ
動力付手持工具（ドリル、びょう打ちハンマ、グラインダなど）	電動工具	バイト

- × 手道具製造業 (2423) 超硬チップ製造業 (2453)
- 工業用計量器製造業 (273)
- 粉末や金業 (磁性材部品の製造を除く) (2453)

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

2671 半導体製造装置製造業

主として半導体（半導体集積回路、半導体素子）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置、ウェーハプロセス（電子回路形成）装置、半導体チップ組立装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 設計用装置を製造する事業所は「3031 電子計算機製造業（パソコンコンピュータを除く）」に分類される。
- (2) 検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は「2971 電気計測器製造業（別掲を除く）」に分類される。
- (3) 純水製造装置を製造する事業所は「2652 化学機械・同装置製造業」に分類される。

○ ウェーハ加工（スライシング、研削、ラッピング）装置	ウェーハ洗浄・乾燥装置	ウェーハ真空蒸着装置
ウェーハ熱処理（酸化、拡散）装置	ウェーハエッチング装置	ウェーハダイシング装置
ウェーハ露光装置	ウェーハハイオン注入装置	チップボンディング装置
ウェーハレジスト処理装置	ウェーハ薄膜形成装置（CVD、スペッタリング、エピタキシャル成長）	チップモールディング装置
マスク・レチクル製造装置		

- ×
- 半導体設計用装置製造業 (3031) ガス制御装置製造業(工業計器用) (2972)
- 分析機器製造業 (2735) ロボット製造業 (2694)
- 温度・湿度調整装置製造業 (2535) 制御機器製造業 (工業計器用) (2972)
- 純水製造装置製造業 (2652) クリーンルーム装置製造業 (2652)
- 廃液処理装置製造業 (2652)
- 検査・評価装置製造業（電気計測器用）(2971)

2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

主として液晶パネル（LCD）の製造に利用されるガラス基板製造用装置、カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 設計用装置を製造する事業所は「3031 電子計算機製造業（パソコンコンピューターを除く）」に分類される。
- (2) 検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は「2971 電気計測器製造業（別掲を除く）」に分類される。
- (3) 純水製造装置を製造する事業所は「2652 化学機械・同装置製造業」に分類される。

○ 液晶パネル熱処理（酸化、拡散）装置	液晶パネル薄膜形成装置 (CVD, スパッタリン グ, エピタキシャル成長)	液晶パネル基板貼合わせ装 置
液晶パネル露光装置	液晶パネル真空蒸着装置	液晶パネル用塗布装置
液晶パネルレジスト処理装置	液晶パネルガラス加工装置	液晶パネルエージング装置
液晶パネル洗浄・乾燥装置	液晶パネル陽極酸化装置	液晶パネル用剥離装置
液晶パネルエッチング装置	液晶パネルラビング装置	液晶パネルレーザーリペア 装置
液晶パネルイオン注入装置		液晶パネル真空注入装置
		液晶パネルトリミング装置
×	半導体設計用装置製造業（3031）	ガス制御装置製造業（工業計器用）（2972）
	温度・湿度調整装置製造業（2535）	ロボット製造業（2694）
	純水製造装置製造業（2652）	制御機器製造業（工業計器用）（2972）
	廃液処理装置製造業（2652）	クリーンルーム装置製造業（2652）
	検査・評価装置製造業（電気計測器用）（2971）	

269 その他の生産用機械・同部分品製造業

2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業

主として金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○ 金属製品用金型（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など）	金属用金型部分品・附 属品（ガイドピン, ダイセットなど）	
×	金属加工用プレス機械製造業（2662）	

2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業

主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○ 非金属製品用金型（ レス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）	非金属用金型部分品・ 附属品（ガイドピン、 ダイセットなど）
--	--------------------------------------

2693 真空装置・真空機器製造業

主として真空装置、真空ポンプ、真空装置用部品、真空装置附属装置等を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 半導体製造装置を製造する事業所は「2671 半導体製造装置製造業」に分類される。
- (2) フラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は「2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」に分類される。

○ 真空や金装置 真空化学装置 真空蒸着装置 スペッタリング装置	ドライエッチング装置 CVD装置 イオン注入装置	真空ポンプ 真空装置用部品 真空装置用附属機器
---	--------------------------------	-------------------------------

× 半導体製造装置製造業（2671）

分析機器製造業（2735）

2694 ロボット製造業

主としてマニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボットなどの産業用ロボット及び福祉ロボット、医療ロボット、アミューズメントロボット、メンテナンスロボット、災害対応ロボットなどのサービス用ロボットを製造する事業所をいう。

ただし、自動立体倉庫装置を製造する事業所は「2533 物流運搬設備製造業」に分類される。

○ 産業用ロボット	プレイバックロボット	アミューズメントロボット
マニピュレータ	数値制御ロボット	メンテナンスロボット
固定シーケンスロボット	サービス用ロボット	災害対応ロボット
ト	福祉ロボット	
可変シーケンスロボット	医療ロボット	

× 自動立体倉庫装置製造業 (2533)

2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

主として他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

○ 繰綿機械	製靴機械	金網製造機械
帽子製造機械	石工機械	自動選瓶機械
白熱電球製造装置	製瓶機械	のり刈取機械
皮革処理機械	鉛筆製造機械	目立機械
ゴム製品製造機械	産業用銃	金属織物用機械
たばこ製造機械	集材機械	

× 縫製機械製造業 (2635)

アンプル充てん機械製造業 (2645)

製菓機械・同装置製造業 (2641)

食品機械製造業 (2641)

プラスチック加工機械製造業 (2653)

中分類 27－業務用機械器具製造業

総 説

この中分類には、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 理化学用のガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (4) 理化学用の陶磁器を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (5) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 物の生産に供される機械器具を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」又は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「31 輸送用機械器具製造業」に分類される。

270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）

主として業務用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は業務用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

271 事務用機械器具製造業

2711 複写機製造業

主として複写機を製造する事業所をいう。

- 複写機

2719 その他の事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具（複写機を除く）を製造する事業所をいう。

○ 事務用印刷機械	製図機械器具	タイムレコーダ
電子式卓上計算機	あて名印刷機	貨幣処理機械
エアシュータ（気送管）	金銭登録機	ファイリングシステム
事務用シュレッダ	マイクロ写真機械	用器具

- × そろばん製造業（3269）

製図用器具（三角・T定規、コンパス、鳥口など）製造業（3269）

電子計算機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）
(3031)

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

2721 サービス用機械器具製造業

主としてサービス用機械器具及び装置を製造する事業所をいう。

○ 営業用洗濯機 ドライクリーニング機 ドライクリーニング用 プレス機	自動車整備・サービス 機器（自動車電装試 験機器、自動車整備 リフト、自動車洗浄 機、自動車ジャッキ、 自動車車輪機器、自 動車車体機器、自動 車車検機器、自動車 給油機器など）
--	---

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| × 家庭用電気洗濯機製造業 (2933) | 自動入場機製造業 (2729) |
| 電気掃除機製造業 (2933) | コインロッカ一製造業 (2729) |
| 両替機製造業 (2729) | 自動ドア製造業 (2729) |
| 自動改札機製造業 (2729) | 浄水器製造業 (2729) |
| 縫製仕上工程機械（プレス機）製造業 (2635) | |

2722 娯楽用機械製造業

主として各種遊技場で供されるアミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所をいう。

○ アミューズメント機器 遊園施設機械	遊戯機械 パチンコ機械	ボウリング装置 テレビゲーム機（業務 用）
------------------------	----------------	-----------------------------

- | |
|------------------------|
| × 家庭用テレビゲーム機製造業 (3251) |
|------------------------|

2723 自動販売機製造業

主として物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品・附属品などを製造する事業所をいう。

ただし、アミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所は「2722 娯楽用機械製造業」に分類される。

- | |
|--------------|
| ○ 自動販売機・同部分品 |
|--------------|

- | |
|-------------------|
| × 娯楽用機械製造業 (2722) |
|-------------------|

2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業

主としてサービス用又は娯楽用で他に分類されない機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、主として民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民家用電気機械器具製造業」に分類される。

○ 両替機
自動改札機

自動入場機
コインロッカー

自動ドア
浄水器

× 娯楽用機械製造業 (2722)

自動販売機製造業 (2723)

現金自動預け払い機 (ATM) 製造業 (3039)

273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

2731 体積計製造業

主としてます、化学用体積計、積算体積計などの体積計を製造する事業所をいう。

○ ます
メスフラスコ
ピペット

血沈計
ガスマータ
水量メータ

オイルメータ (積算式
ガソリン量器を含む)

2732 はかり製造業

主として非自動はかり、自動はかり、分銅及びおもりなどを製造する事業所をいう。

○ 電気抵抗線式はかり
誘導式はかり
電磁式はかり
手動天びん

等比皿手動はかり
棒はかり
手動指示はかり

ばね式はかり
自動はかり
分銅

2733 圧力計・流量計・液面計等製造業

主として圧力計、流量計、液面計、金属温度計などを製造する事業所をいう。

○ アネロイド形指示圧力計	血圧計（電子血圧計を含む）	容積式流量計
航空用指示圧力計（高度計、燃圧計など）	差圧流量計 面積式流量計	膨張式温度計 バイメタル式温度計 金属温度計

× 工業計器製造業（2972）

2734 精密測定器製造業

主として寸法（形状寸法を含む）を精密に測定するための機器又は装置を製造する事業所をいう。

○ のぎす ダイヤルゲージ マイクロメータ 面測定機器	自動精密測定器 工業用長さ計 長さ測定器 角度測定器	ねじ測定機器 歯車測定機器 投影機
--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------

× 放射線応用計測器製造業（2969）

電気計測器製造業（297）

2735 分析機器製造業

主として電気化学分析、光分析、クロマト分析、蒸留分離分析、電磁気分析、熱分析などの機器分析に用いる機器又は装置を製造する事業所をいう。

○ 電気化学分析装置 光分析装置 電磁分析装置	クロマト装置 蒸留・分離装置	熱分析装置 ガス分析機器装置
-------------------------------	-------------------	-------------------

2736 試験機製造業

主として材料の変形、硬さ、抗張力、圧縮、よ（撓）れ、弾性疲労、熱ひずみなどの試験機を製造する事業所をいう。

○ 金属材料試験機	木材試験機	振動試験機
繊維材料試験機	木炭材料試験機	動力試験機
ゴム試験機	動つり合試験機	環境試験機
プラスチック試験機	制動試験機	

2737 測量機械器具製造業

主として陸地、航海及び航空用の測量機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、主として無線応用航法装置を製造する事業所は「3013 無線通信機械器具製造業」に分類される。

○ 測角測量機	写真測量機	ジャイロ計器
水準測量機	磁気コンパス	

× 無線応用航法装置製造業 (3013) 気象測器検定試験センター (711)

2738 理化学機械器具製造業

主として他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は「2741 医療用機械器具製造業」又は「2742 歯科用機械器具製造業」に分類される。
- (2) 計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は「2731 体積計製造業」～「2736 試験機製造業」のそれぞれに分類される。
- (3) 電子応用測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (4) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。

○ 研究用化学機械器具	教育用理化学機械器具
-------------	------------

× 顕微鏡製造業 (2751) 試験機製造業 (2736)
望遠鏡製造業 (2751) 電気計測器製造業 (297)
電子顕微鏡製造業 (2969) 気象観測装置製造業 (3013)
体積計製造業 (2731) 理化学用ガラス器具製造業 (2115)
精密測定器製造業 (2734)

2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
 主として他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具を製造する事業所をいう。

○ 長さ計（直尺、曲尺、卷尺、畳尺、物差など）	寒暖計	照度計
体温計（電子体温計を含む）	水銀温度計	粘度計
	回転計	騒音計
	速さ計	密度計
	光度計	屈折度計
	光束計	熱量計
×	工業用長さ計製造業（2734）	工業計器製造業（2972）
	金属温度計製造業（2733）	定規製造業（目盛りのないもの）（3269）

274 医療用機械器具・医療用品製造業

2741 医療用機械器具製造業

主として外科用、内科用、眼科用、耳鼻いんこう科用、その他の医療用機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用電子応用装置を製造する事業所は「2962 医療用電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 医療用計測器を製造する事業所は「2973 医療用計測器製造業」に分類される。

○ 医科用鋼製器具	注射器具	胃カメラ
医科用内視鏡	整形用機械器具	注射筒（目盛りのあるもの）
手術用機械器具	消毒滅菌器	ストレッチャー
血液体外循環機器（人工腎臓装置、透析器、人工心肺装置）	医療用針	輸血装置
人工呼吸器	手術台	
麻酔器具	光線治療器（レーザー応用治療装置を除く）	
×	医療用刃物（メスなど）	

×	医療用電子応用装置製造業（2962）	体温計製造業（2739）
	医療用X線装置製造業（2961）	血圧計製造業（2733）
	医療用計測器製造業（2973）	補聴器製造業（3023）
	診断用機械器具製造業（2973）	レーザー応用治療装置製造業（2962）
	視覚機能検査機器製造業（2973）	
	ガラス製注射筒製造業（目盛りのないもの）（2115）	

2742 歯科用機械器具製造業

主として歯科診療施設用及び歯科技工所用の医療機械器具を製造する事業所をいう。

○ 歯科用治療台 歯科用ユニット	歯科用鋼製小物 歯科用バー	歯科技工所用器具 歯科用エンジン
---------------------	------------------	---------------------

× 歯科用X線装置製造業 (2961)

2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）

主として手術用品、外科用品、整形外科用品、放射線関連用品、眼科用品、耳鼻いんこう科用品、避妊用具などを製造する事業所をいう。

動物用医療機械器具製造業も本分類に含まれる。

○ 医療用縫合糸 人工血管 人工心臓弁 義肢・義足	検眼用品 医療用接着剤 ギプス	家畜人工授精器具 動物専用標識器具 動物専用保定器具
------------------------------------	-----------------------	----------------------------------

× 紙製衛生材料製造業 (1499)
紙製生理用品製造業 (1499)
紙おむつ製造業 (1499)
繊維製衛生材料製造業 (1198)
ガーゼ・ほう帯製造業 (1198)
コンドーム製造業 (1992)

医療・衛生用ゴム製品製造業 (1992)
医療用石こう製造業 (2192)
医療用X線フィルム製造業 (1695)
眼鏡製造業 (3297)
補聴器製造業 (3023)

2744 歯科材料製造業

主として歯科材料を製造する事業所をいう。

○ 歯科用合金 歯冠材料 義歯床材料	歯科用接着充てん材料 歯科用印象材料	歯科用ワックス 歯科用研削研磨材料
--------------------------	-----------------------	----------------------

× 歯科用バー製造業 (2742)

歯科技工所 (83C)

275 光学機械器具・レンズ製造業

2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 眼鏡を製造する事業所は「3297 眼鏡製造業（枠を含む）」に分類される。

(2) 電子顕微鏡を製造する事業所は「2969 その他の電子応用装置製造業」に分類される。

○ 顕微鏡 望遠鏡	双眼鏡 拡大鏡（ルーペ）	オペラグラス
--------------	-----------------	--------

× 眼鏡製造業（3297）

電子顕微鏡製造業（2969）

2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業

主として写真機、映画用機械及び附属品を製造する事業所をいう。

○ 写真機 写真複写機 引伸機 マガジン 現像タンク 三脚（写真機用）	露出計 映画撮影機 映写機 映画現像機械 映写幕 カメラ附属品	焼付・仕上用器具 シャッタ ストロボ ボデー フィルタ セルフタイマ
--	--	---

× 印画紙用原紙製造業（1421）

映画用フィルム製造業（1695）

写真用化学薬品製造業（1695）

フラッシュランプ製造業（2941）

写真用ガラス製品製造業（211）

ビデオカメラ製造業（3021）

レンズ製造業（光学用）（2753）

デジタルカメラ製造業（3022）

写真フィルム・乾板製造業（1695）

レンズ付フィルム（使い捨てカメラ）製造業（1695）

2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業

主として光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行う事業所をいう。

○ 光学レンズ 写真機用レンズ プリズム	レンズ研磨業（光学機械用）	プリズム研磨業
----------------------------	---------------	---------

× 眼鏡レンズ製造業（3297）

E
製

276 武器製造業

2761 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所をいう。

○ けん銃	高射砲弾用薬きょう	魚雷の操だ装置
小銃	無反動砲弾用薬きょう	機雷のけい器
機関銃	銃弾用薬きょう	迫撃砲弾装てん組立業
機関砲	武器用信管	特殊装甲車両
高射砲	武器用信管の金属部品	自走砲（無限軌道のもの）
迫撃砲	武器時計信管の金属部品	ハーフトラック
バズーカ砲	武器用信管・火管・雷管	銃剣
銃弾	装てん組立業	火えん発射機
迫撃砲弾弾体	爆雷弾体・外殻	照準器
機関砲弾弾体	魚雷の機関部	射撃指揮装置
ロケット弾弾体		
×	× 猶銃製造業 (3253) 産業用銃製造業 (2699) 捕鯨砲製造業 (2699) 猶銃実包製造業 (1691)	猶銃実包用薬きょう製造業 (3253) 産業用信管・火管・雷管製造業 (1691) 自動車製造業 (3111) 特殊車両用エンジン製造業 (2519)

中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業

総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子計算機・同附属装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。
- (3) 通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。

E
製

280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

ただし、主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は「2941 電球製造業」に分類される。

○ 真空管（通信用のもの）	光電管	マイクロ波管
X線管	バラスト管	放電管
水銀整流管		

× 水銀放電灯製造業（2941）

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業（半導体素子を除く）を製造する事業所をいう。

○ 発光ダイオード（LED）	フォトカプラ	インタラプタ

× ワンジスタ製造業（2813）

L E D電球製造業（2941）

2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

○ ダイオード	サイリスタ	シリコン整流素子
トランジスタ	サーミスタ	

× 発光ダイオード（LED）製造業（2812）

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を附加したもの及び超小形構造（1立方センチメートルの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの）の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は「2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」に分類される。

○ 半導体集積回路 薄膜集積回路 混成集積回路	超小形構造集積回路 大規模集積回路（L S I）	中央演算処理装置（C P U）
-------------------------------	-----------------------------	-----------------

× 複合部品製造業（2821）

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル、プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

○ 液晶パネル	プラズマパネル	液晶素子
---------	---------	------

× 液晶ディスプレイ製造業（パソコン用）（3035）

液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）（2719）

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所をいう。

○ 抵抗器（電力用を除く） コンデンサ（電力用を除く）	変成器（電力用を除く） 複合部品	電子機器用小型電源変圧器 電子機器用蓄電器
--------------------------------	---------------------	--------------------------

× 電力用抵抗器製造業（2914）

電力用蓄電器製造業（2929）

変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）（2912）

ネオン変圧器製造業（2912）

がん具用変圧器（3251）

計器用変圧器製造業（2912）

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業

主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び小形モータ（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は「3023 電気音響機械器具製造業」に分類される。

○ スピーカ部品	ヘッドホン部品	小形モータ（入力電力3ワット未満）
マイクロホン部品	磁気ヘッド	
イヤホン部品		

-
- × スピーカシステム製造業（3023）
モータ製造業（入力電力3ワット以上のもの）（2911）

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

○ コネクタ（配線器具を除く）	スイッチ（配線器具及び電力用開閉器を除く）	リレー（電力用繼電器及び遮断器を除く） 電子機器用繼電器

-
- × 配線用接続器製造業（2915）
配線小形開閉器製造業（2915）
電力用開閉器製造業（2913）
電力用繼電器製造業（2913）
遮断器製造業（2913）

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

○ S Dメモリカード メモリースティック	コンパクトフラッシュ	x Dピクチャーカード

-
- × M O S型メモリ製造業（2814）
外部記憶装置製造業（3033）

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は「3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○ 光ディスク（生のもの） CD・R／RW（生のもの） DVD・R／RW／R AM（生のもの）	磁気ディスク（生のもの） MO	オーディオ用テープ ビデオ用テープ コンピュータ用テープ
--	--------------------	------------------------------------

× 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（3296）

284 電子回路製造業**2841 電子回路基板製造業**

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

○ 片面・両面・多層リジッドプリント配線板 ビルドアップ配線板 フレキシブルプリント配線板	フレックスリジッドプリント配線板 セラミックスプリント配線板 メタルコアプリント配線板	リジッドモジュール基板 T A B・C O F 基板 セラミックスモジュール基板
---	---	--

× プラスチック製金属張基板製造業（配線前のもの）（1831）

プラスチック製絶縁基板製造業（配線前のもの）（1831）

プリント配線基板用プラスチック製品製造業（配線前のもの）（1831）

電子回路実装基板製造業（2842）

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板（電子回路基板と搭載部品から構成され、電気的相互接続を有するもの）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」～「297 電気計測器製造業」のそれぞれに分類される。
- (2) 情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」～「303 電子計算機・同附属装置製造業」のそれぞれに分類される。
- (3) ユニット部品を製造する事業所は「285 ユニット部品製造業」に分類される。

○ 挿入部品実装基板	ワイヤボンディング実装基板	フリップチップ実装基板
チップ部品実装基板		プリント配線実装基板
I Cパッケージ実装基板	T A B ・ C O F 実装基板	モジュール実装基板
板		
×	電子回路基板製造業 (2841)	
	ユニット部品製造業 (285)	

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット（受信用チューナ、受信用アンテナなど）及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

○ スイッチング電源	ブースタユニット	モジュレータユニット
放送（通信）受信チューナユニット	コンバータユニット	高周波ユニット（受信用チューナ、受信用アンテナなど）
分配・分岐・混合・分波・整合器	エアコンユニット	
	選局ユニット	
	タイマユニット	

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

○ 電子部品組立製造業	硬貨区分ユニット	液晶表示ユニット
紙幣識別ユニット		

×

電子回路実装基板製造業 (2842)

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○ 整流器（電力用を除く）
ダイヤル
プラグ・ジャック（電力用を除く）

磁性材部分品（粉末や金によるもの）
雑音防止器
テレビ画面安定器
共振子・発振子

フィルタ（電子部品）
ソケット（電球用を除く）
センサ
電子機器用ワイヤハーネス

- ×
- | | |
|--|-----------------------|
| 永久磁石製造業（2999） | 電力用整流器製造業（2929） |
| 電球用ソケット製造業（2915） | 電力用コンデンサ製造業（2929） |
| 電力用プラグ・ジャック製造業（2915） | 振動子・発振子製造業（時計用）（3231） |
| 計器用変成器製造業（2912） | |
| ワイヤハーネス製造業（一般機械・自動車・航空機用など電子機器用以外）（2922） | |

E
製

中分類 29－電気機械器具製造業

総 説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は「2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」に分類される。
- (2) モータ直結又は取付式機械を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」又は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電子部品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用、鉄道車両用、船舶用の電動機、発電機及び電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動される発電装置並びにその他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は「2922 内燃機関電装品製造業」に分類される。

○ 発電機 電動発電機	回転交流機	ターボゼネレータ
----------------	-------	----------

× 電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）（2922）

2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

ただし、無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は「2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」に分類される。

○ 変圧器（送配電用、機器用、シグナル用）	ネオン変圧器 計器用変成器	リアクトル 電圧調整器
-----------------------	------------------	----------------

× 電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）（2821）

電子機器用小形電源変圧器製造業（2821） がん具用変圧器製造業（3251）

ベル用変圧器製造業（2915）

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

○ 電力用開閉器 電力用継電器	断路器 遮断器	避雷器 電力用ヒューズ装置
--------------------	------------	------------------

× 電子機器用継電器製造業（2823）

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として配電盤及び電力制御装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は「2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）」に分類される。

○ 配電盤 制御装置（車両用を含む）	起動器	電力用抵抗器
-----------------------	-----	--------

-
- ×
- | | |
|-------------------|----------------|
| リアクトル製造業（2912） | 電圧調整器製造業（2912） |
| 電子機器用抵抗器製造業（2821） | |

2915 配線器具・配線附属品製造業

主として配線器具（小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など）及び配線ばこ並びに部品（パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど）を製造する事業所をいう。

電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）を製造する事業所も本分類に含まれる。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は「2144 電気用陶磁器製造業」に分類される。
- (2) ガラス絶縁材料を製造する事業所は「2119 その他のガラス・同製品製造業」に分類される。
- (3) 電気照明器具を製造する事業所は「2942 電気照明器具製造業」に分類される。

○ 小形開閉器 点滅器 接続器 電球保持器 鉄道用配線器具	パネルボード 小形配線ばこ ヒューズ 電線管接続附属品	ベル用変圧器 プラスチック製差込プラグ スイッチ
---	--------------------------------------	--------------------------------

-
- ×
- | | |
|-------------------|----------------------|
| 陶磁器製絶縁材料製造業（2144） | 電気照明器具製造業（2942） |
| ガラス製絶縁材料製造業（2119） | プラスチック製絶縁材料製造業（1897） |

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

ただし、主としてガス溶接装置を製造する事業所は「2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」に分類される。

○ 電弧（アーク）溶接機	抵抗溶接機	電極保持具（溶接用）
--------------	-------	------------

-
- ×
- | | |
|----------------|--------------|
| ガス溶接機製造業（2662） | 溶接棒製造業（2479） |
|----------------|--------------|

2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

○ スターターモータ（自動車・航空機用）	電動機・発電機（内燃機関用）	点火用コイル
航空機用電装品	電気式始動機	充電機
自動車用電装品	セルモータ	磁石発電機
点火せん・点火装置 (内燃機関用)	ディストリビュータ	ワイヤハーネス（一般機械・自動車・航空機用）

× 電子機器用ワイヤハーネス製造業（2899）

2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

主として蓄電器（電子機器用を除く）、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

○ 蓄電器（コンデンサ） (電子機器用を除く)	はんだごて（電気式）	整流器（電力用）
電熱装置（窯炉用）	電磁石	電気炉
	車両用集電装置	赤外線乾燥装置

× 電子機器用蓄電器製造業（2821）

永久磁石製造業（2999）

整流器（電力用を除く）製造業（2899）

293 民生用電気機械器具製造業**2931 ちゅう房機器製造業**

主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) ガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は「2432 ガス機器・石油機器製造業」に分類される。

(2) 冷凍機を製造する事業所は「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」に分類される。

○ 電気こんろ	電気がま（ジャー炊飯器を含む）	ジャーント
電子レンジ	トースタ	食器乾燥機
電磁調理器（IH調理器）	ホットプレート	食器洗い機
クッキングヒーター (電気式のもの)	ジューサミキサ	電気冷蔵庫
		家庭用フリーザ

× ガス機器製造業（2432）

冷凍機製造業（2535）

ガスレンジ製造業（2432）

2932 空調・住宅関連機器製造業

主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。

ただし、主として業務用エアコンディショナを製造する事業所は「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」に分類される。

- 扇風機
換気扇
電気温水器

- 除湿機
家庭用エアコンディショナ

- 空気清浄機

-
- × 業務用エアコンディショナ製造業（2535）
温風暖房機製造業（熱交換式のもの）（2433）

2933 衣料衛生関連機器製造業

主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 営業用洗濯機、ドライクリーニング機、ドライクリーニング用プレス機を製造する事業所は「2721 サービス用機械器具製造業」に分類される。
- (2) 家庭用ミシンを製造する事業所は「2635 縫製機械製造業」に分類される。

- 家庭用電気洗濯機
衣類乾燥機

- 電気アイロン
電気掃除機

- ハンドクリーナ

-
- × 営業用洗濯機製造業（2721）
ガス乾燥機製造業（2432）
 - 家庭用ミシン製造業（2635）

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

- 電気ストーブ
電気こたつ
電気毛布
電気カーペット

- 電気かみそり
家庭用高周波治療器
家庭用低周波治療器

- ヘアドライヤ
家庭用生ごみ処理機
温水洗净便座

294 電球・電気照明器具製造業

2941 電球製造業

主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電球用ガラスを製造する事業所は「2113 ガラス製加工素材製造業」に分類される。
- (2) 電気照明器具を製造する事業所は「2942 電気照明器具製造業」に分類される。

○ 映写機用ランプ ネオンランプ 蛍光灯 白熱電球	自動車用電球 フラッシュランプ 赤外線ランプ	殺菌灯 水銀放電灯 LED電球
× 電気照明器具製造業 (2942) 電球バルブ製造業 (2113)		発光ダイオード(LED)製造業 (2812)

2942 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなどを製造する事業所及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は「2499 他に分類されない金属製品製造業」に分類される。
- (2) 照明用ガラス器具を製造する事業所は「2119 その他のガラス・同製品製造業」に分類される。
- (3) 電球及び類似の光源を製造する事業所は「2941 電球製造業」に分類される。

○ 天井灯照明器具 電気スタンド 集魚灯器具 坑内安全灯（蓄電池を除く） 投光器 水銀灯器具	懐中電灯 乗物用照明器具 発電ランプ 携帯電灯 放電灯器具 プラスチック製携帯電灯器具	照明器具用安定器（スリムライン） 自動車用ヘッドライト 自動車用ウインカ 蛍光灯器具 白熱電灯器具 グローランプ
× 石油灯製造業 (2499) カーバイド灯製造業 (2499) 殺菌灯製造業 (2941)		電灯かさ製造業(ガラス製のもの) (2119) 蓄電池製造業 (2951)

295 電池製造業

2951 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

○ 蓄電池

ニッケルカドミウム蓄
電池

リチウムイオン蓄電池
バッテリー

2952 一次電池（乾電池，湿電池）製造業

主として一次電池（乾電池，湿電池）を製造する事業所をいう。

○ 乾電池

湿電池

水銀電池

アルカリ電池

リチウム電池

× 太陽電池製造業（2999）

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

ただし、主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は「2811 電子管製造業」に分類される。

○ 医療用・歯科用X線裝
置

X線探傷機

産業用X線装置

C T スキャナ

X線装置部分品・取付
具・附属品

× X線管製造業（2811）

X線フィルム製造業（1695）

2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用して医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

○ 医療用粒子加速装置 医療用放射性物質応用 装置 超音波画像診断装置 (循環器用、腹部用 を含む) 超音波ドプラ診断装置	磁気共鳴画像診断装置 (MR I) 高周波治療器 (家庭用 を除く) 低周波治療器 (家庭用 を除く)	エミッショント装置 レーザー応用治療装置 レーザー手術用機器 結石破碎装置
× 高周波治療器製造業 (家庭用) (2939) 低周波治療器製造業 (家庭用) (2939) 医療用・歯科用X線装置製造業 (2961)	産業用電子応用装置製造業 (2969) 電子計算機製造業 (3031) 医療用計測器製造業 (2973)	

2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弹性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

○ 水中聴音装置 魚群探知機 磁気探知機 高周波ミシン 電子顕微鏡	電子応用測定装置 (医 療用を除く) サイクロトロン 放射線応用計測器	レーザー装置 (医療用 を除く) 高周波加熱装置 産業用電子応用装置 高周波ウェルダー
× 電子計算機製造業 (3031) 医療用計測器製造業 (2973)	医療用電子応用装置製造業 (2962)	

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業（別掲を除く）

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

ただし、温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所は「2972 工業計器製造業」に、電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所は「2973 医療用計測器製造業」に分類される。

○ 電流計	電気測定器	伝送量測定器
電圧計	検査・評価装置	真空管特性測定器
積算電力計	定数測定器	誘電体測定器
位相計	周波数測定器	磁性体測定器
周波数計	電波測定器	総合試験装置
検電計	空中線測定器	搬送機器用試験装置
音量計	回路素子測定器	有線機器用試験装置
電気動力計	特性測定器	無線機器用試験装置

× 計器用変成器製造業（2912）
医療用計測器製造業（2973）

心電計製造業（2973）

2972 工業計器製造業

主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。

○ 温度自動調節装置	流体組成自動調節装置	ガス制御装置
压力自動調節装置	液面調節装置	計測制御機器
流体自動調節装置	自動燃焼調節装置	

× 壓力計製造業（2733）
流量計製造業（2733）

液面計製造業（2733）

2973 医療用計測器製造業

主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

- 生体物理現象検査用機器（体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置）
- 生体電気現象検査用機器（心電・脳波・筋電等検査用モニタ）

- 生体現象監視用機器（集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置）
- 生体検査用機器（呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器）

- 医療用検体検査機器（臨床化学検査機器、血液検査機器）
- 診断用機械器具
- 心電計

× 体温計製造業 (2739)

血圧計製造業 (2733)

299 その他の電気機械器具製造業**2999 その他の電気機械器具製造業**

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

- 電球口金導入線

- 接点
ジュメット線

- 永久磁石
太陽電池

中分類 30－情報通信機械器具製造業

総 説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子部品及びデバイスを製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装置、有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (2) 真空管を製造する事業所は「2811 電子管製造業」に分類される。
- (3) 半導体素子を製造する事業所は「2812 光電変換素子製造業」又は「2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」に分類される。

○ 有線通信機械器具	テレックス	有線テレビジョン放送装置
電話機	ファクシミリ	
交換装置	インターфон	有線ラジオ放送装置
×		
× 携帯電話機製造業（3012）	真空管製造業（2811）	
無線通信機製造業（3013）	半導体素子製造業（2813）	
通信機械器具部分品製造業（28）	光電変換素子製造業（2812）	

3012 携帯電話機・P H S 電話機製造業

主として携帯電話機、P H S 電話機を製造する事業所をいう。

○ 携帯電話機	P H S 電話機
---------	-----------

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 携帯電話機・P H S 電話機を製造する事業所は「3012 携帯電話機・P H S 電話機製造業」に分類される。
- (2) ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は「3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」に分類される。
- (3) 電気音響装置を製造する事業所は「3023 電気音響機械器具製造業」に分類される。
- (4) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (5) 真空管を製造する事業所は「2811 電子管製造業」に分類される。
- (6) 半導体素子を製造する事業所は「2812 光電変換素子製造業」又は「2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」に分類される。

○ 無線通信機械器具	レーダ	無線応用航法装置
ラジオ送信装置	着陸誘導装置	放送用テレビカメラ
無線送信機	距離方位測定装置	テレビジョン放送装置
無線受信機	気象観測装置	G P S 装置
ロラン装置	遠隔制御装置	カーナビゲーション

×	携帯電話機製造業 (3012)	拡声装置製造業 (3023)
	ラジオ受信機製造業 (3014)	真空管製造業 (2811)
	テレビジョン受信機製造業 (3014)	光電変換素子製造業 (2812)
	録音装置製造業 (3023)	半導体素子製造業 (2813)

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ラジオ付カセットレコーダなどの電機音響装置を製造する事業所は「3023 電気音響機械器具製造業」に分類される。
- (2) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (3) 真空管を製造する事業所は「2811 電子管製造業」に分類される。
- (4) 半導体素子を製造する事業所は「2812 光電変換素子製造業」又は「2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」に分類される。

○ ラジオ受信機	テレビジョン受信機	
×	通信機械器具部分品製造業 (28)	
真空管製造業 (2811)	ラジオ付カセットレコーダ製造業 (3023)	
光電変換素子製造業 (2812)		
半導体素子製造業 (2813)		

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置、機械信号保安装置、鉄道軌条の転てつ器及びその他の分岐器を製造する事業所をいう。

○ 交通信号保安装置	鉄道信号機	分岐器
電気信号装置	自動転てつ器	踏切警報機

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

○ 火災警報装置	発光信号装置	モーターサイレン
盗難警報装置	通報信号装置	ガス警報装置

-
- × 電気信号装置製造業 (3015)
 - 鉄道信号機製造業 (3015)
 - 自動転てつ器製造業 (3015)

- 電子回路基板製造業 (2841)
- 踏切警報機製造業 (3015)

302 映像・音響機械器具製造業**3021 ビデオ機器製造業**

主として磁気録画装置(デジタルカメラを除く)又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

○ ビデオ機器	画像再生装置(E.V.R)	ビデオカメラ
磁気録画装置(V.T.R)	D V D プレーヤ	防犯カメラ

-
- × デジタルカメラ製造業 (3022)
 - ビデオ用テープ製造業 (2832)
 - 放送用テレビカメラ製造業 (3013)
 - テレビジョン受信機製造業 (V.T.R等と一体のものを含む) (3014)
 - テレビジョン放送装置製造業 (3013)
 - ビデオディスクレコード製造業 (3296)
 - ビデオテープレコード製造業 (3296)

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう

○ デジタルカメラ		
-----------	--	--

-
- × ビデオカメラ製造業 (3021)
 - 携帯電話機製造業 (3012)
 - 光学機械用レンズ・プリズム製造業 (2753)
 - 写真機製造業 (2752)

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 録音済みの記録物を製造する事業所は「3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。
- (2) 生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は「2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」に分類される。

○ 電気音響機械器具	拡声装置	補聴器
録音装置	スピーカーシステム	オーディオディスクプ
I C レコーダ	マイクロホン	レーヤ
ステレオ	ヘッドホン	カーステレオ

-
- × 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）
情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（3296）
磁気テープ・光ディスク等製造業（2832）

303 電子計算機・同附属装置製造業

3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）

主としてデジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る）を製造する事業所をいう。

○ 電子計算機	電子会計機	半導体設計用装置
---------	-------	----------

-
- × 電子式卓上計算機製造業（2719）

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として事務用、科学技術用、計測制御用、教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機を製造する事業所並びに主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小形の電子計算機を製造する事業所をいう。

○ パーソナルコンピュータ		
---------------	--	--

3033 外部記憶装置製造業

主として中央演算処理装置（C P U）が入出力チャネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

○ 外部記憶装置	ディスクアレイ装置	D V Dマルチメディア
磁気ディスク装置	内蔵型H D D	ドライブ
光ディスク装置		

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

○ 印刷装置	ページプリンタ	トナーカートリッジ
ラインプリンタ	プロッタ（作図装置）	（プリンタ用）

× トナーカートリッジ製造業（複写機用）（2711）

3035 表示装置製造業

主として表示装置（C R Tディスプレイ、液晶ディスプレイなど）を製造する事業所をいう。

○ 表示装置	液晶ディスプレイ（パーソナルコンピュータ用）
C R Tディスプレイ	

× 液晶パネル製造業（2815）

プラズマパネル製造業（2815）

液晶ディスプレイ製造業（事務器機用）（2719）

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

○ スキャナー	光学式マーク読取り装置（OMR）	光学式文字読取り装置
現金自動預け払い機 (A T M)		（O C R）
P O S端末装置		

× C R Tディスプレイ製造業（3035）

液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）（3035）

中分類 31－輸送用機械器具製造業

総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）

主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車車体の製造及び車体のシャシー組付けを行う事業所は「3112 自動車車体・附隨車製造業」に分類される。
- (2) 自動車の部分品を製造する事業所は「3113 自動車部分品・附属品製造業」に分類される。
- (3) 構内運搬車両を製造する事業所は「315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に分類される。
- (4) トラクタを製造する事業所は「2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」又は「2621 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。

○ 自動車（二輪自動車を含む）	ダンプトラック 自動車シャシー モータスクーター 消防自動車 自動車製造組立業	ガソリンタンク車 コンクリートミキサー車 原動機付自転車 オートバイ
バス完成車（主として車体架装を行うものを除く）		
電気自動車		
×	自動車車体製造業（3112） 自動車部分品製造業（3113） 農業用トラクタ製造業（2611）	建設用トラクタ製造業（2621） フォークリフトトラック製造業（3151） 自動車再生業（891）

3112 自動車車体・附隨車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造及び車体のシャシー組付けを行う事業所並びにトレーラを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」に分類される。
- (2) 乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品・部分品を製造する事業所は金属の種類によって「2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業」又は「2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）」に分類される。

○ 自動車車体 自動車用ボデー トレーラ	消防自動車（主として自動車シャシーに架装を行うもの）	自動車架装業
----------------------------	----------------------------	--------

- × 自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業（アルミニウム・同合金）(2451)
 - 自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業（アルミニウム・同合金を除く）(2452)
- 自動車用プレス加工金属製品製造業（アルミニウム・同合金）(2451)
 - 自動車用プレス加工金属製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）(2452)
- 消防自動車ぎ装業 (2591)

3113 自動車部分品・附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造する事業所は「1911 自動車タイヤ・チューブ製造業」に分類される。
- (3) 自動車用ガラスを製造する事業所は「2112 板ガラス加工業」に分類される。
- (4) 自動車用金物を製造する事業所は「2429 その他の金物類製造業」に分類される。
- (5) 自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は「2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業」又は「2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）」に分類される。
- (6) ヘッドライトを製造する事業所は「2942 電気照明器具製造業」に分類される。
- (7) 点火装置を製造する事業所は「2922 内燃機関電装品製造業」に分類される。
- (8) 蓄電池を製造する事業所は「2951 蓄電池製造業」に分類される。

○ 自動車エンジン・同部	自動車用変速機	二輪自動車部分品
分品	自動車用デファレンシャ	自動車バルブ
自動車用内燃機関	ルギヤ	カーエアコン
オートバイ用内燃機関	自動車用トランスマッシ	ワイパー
自動車用クラッチ	ョン	クラクション
自動車用ブレーキ・同	自動車用車輪	カーライター
部分品	自動車用オイルフィルタ	自動車用ステアリング
自動車用車軸	自動車用オイルストレー	原動機付自転車内燃機関
自動車用ラジエータ	ナ	

-
- × 自動車製造組立業 (3111)
 - タイヤ・チューブ製造業 (1911)
 - 自動車用ガラス製造業 (2112)
 - 自動車用金物製造業 (2429)
 - アップータンク製造業 (2446)
 - 自動車用スタンプ加工品製造業 (245)
 - ヘッドライト製造業 (2942)
 - 蓄電池製造業 (2951)
 - 自動車用代燃装置製造業 (2596)
 - 自動車用点火装置製造業 (2922)
 - 自動車用ウィンカ製造業 (2942)
 - 自動車用エアバッグ製造業 (3299)
 - 自動車用バッテリー製造業 (2951)
 - 自動車用内燃機関電装品製造業 (2922)
 - カーナビゲーション製造業 (3013)

312 鉄道車両・同部分品製造業

3121 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは「42 鉄道業」に分類される。

○ 鉄道車両	客車	貨車
機関車	電車	特殊車両
ディーゼルカー	気動車	
× 動力付運搬車製造業 (3159)		フォークリフトトラック製造業 (3151)

3122 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

○ ブレーキ装置	ジャンパ連結器	
	戸閉装置	

313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

3131 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鋼船の船体ブロックを製造する事業所は「3132 船体ブロック製造業」に分類される。
- (2) 船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所は部分品の種類によりそれぞれに分類される。
- (3) 下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などをを行う事業所は行っている事業によりそれに分類される。
- (4) 舟艇を製造又は修理する事業所は「3133 舟艇製造・修理業」に分類される。

○ 船舶製造・修理業	木製漁船製造・修理業	造船業（船舶を製造・修理するもの）
鋼船製造・修理業	船大工業	
木造船製造・修理業		

- × 船台大工業 (071) 舶用機関製造業 (3134)
- 船体塗装業 (077) 舶用機関修理業 (901)
- 船内配線業 (081) 船舶用金具製造業 (2429)
- 舟艇製造・修理業 (3133)
- 甲板機械製造業 (揚錨機, ウインチなど) (2533)
- 船舶部分品製造業 (部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される)

3132 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

- 船体ブロック

3133 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

- ヨット製造・修理業
- ボート製造・修理業
- 強化プラスチック製舟艇製造業

3134 舶用機関製造業

主として舶用の蒸気機関, 蒸気タービン, 内燃機関を製造する事業所をいう。

- 舶用内燃機関
 - 舶用蒸気タービン
 - 舶用ディーゼル機関
-
- × 舶用機関修理業 (901)

314 航空機・同附属品製造業

3141 航空機製造業

主として飛行機, 滑空機, 飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所, 航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所をいう。

航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空機用原動機及びその部分品を製造するが, 航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は「3142 航空機用原動機製造業」に分類される。
- (2) プロペラ及び他の航空機部分品及び補助装置を製造するが, 航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は「3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業」に分類される。

○ 航空機 飛行機 滑空機	飛行船 気球（宣伝用を除く） ヘリコプター	航空機組立業 航空機オーバーホール業
× 航空原動機・同部分品製造業（3142） 航空機プロペラ・同部分品製造業（3149） 宣伝用気球（アドバルーン）製造業（3292）		気象観測用バルーン製造業（3199） 航空機整備業（901）

3142 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所をいう。

航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

○ 航空機用原動機 航空機ピストンエンジン 航空原動機用ポンプ 航空機用内燃機関 航空機潤滑装置 航空機冷却装置 航空機排気装置	航空機ジェットエンジン 空気取入口 航空機始動機（電気式を除く） ターボスーパー充電器 ヤ	滑油系統機器（航空機用） ガバナー 航空機用原動機オーバーホール業
× 電気式始動機製造業（2922）		

3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空原動機及び部分品を製造する事業所は「3142 航空機用原動機製造業」に分類される。
- (2) 航空計器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (3) 航空機用電装品を製造する事業所は「2922 内燃機関電装品製造業」に分類される。

○ 主翼 プロペラ 胴体 尾部（組立部品を含む） 降着装置（着陸・揚陸装置を含む）	パラシュート 航空機用バルブ フロート 着陸用そり 防水装置 爆弾架	リンクトレーナ フラップ 方向舵（舵） 昇降舵 安定板 空気制動板
---	---	--

- × 航空機用電装品製造業 (2922) 航空機用速さ計製造業 (2739)
航空機用指示圧力計製造業 (高度計, 燃圧計など) (2733)

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品・附属品を製造する事業所をいう。

- フォークリフトトラック
　・ 同部分品・附属
　品

- × 動力付運搬車製造業 (3159) ハンドトラック製造業 (3199)
構内トレーラ製造業 (3159) 荷車製造業 (3199)
構内運搬車製造業 (3159)
ショベルトラック製造業 (建設用を除く) (3159)

3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品・附属品を製造する事業所をいう。

- 動力付運搬車
構内トレーラ
構内運搬車

ショベルトラック (建
設用を除く)

蓄電池式運搬車 (バッ
テリーカー)

- × 建設用ショベルトラック製造業 (2621) 荷車製造業 (3199)

319 その他の輸送用機械器具製造業

3191 自転車・同部分品製造業

主として自転車及びその部分品を製造する事業所をいう。

購入部品から自転車を組立てる事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉軸受を製造する事業所は「2594 玉軸受・ころ軸受製造業」に分類される。
- (2) 児童乗物を製造する事業所は「3251 娯楽用具・がん具製造業 (人形を除く)」に分類される。

○ 自転車製造組立業 車いす製造組立業（手動式のもの） 自転車部分品（玉軸受を除く）	自転車フレーム 空気入ポンプ 自転車用バルブ	自転車用サドル 電動アシスト自転車
× 児童乗物製造業（3251） 玉軸受（ボールベアリング）製造業（2594） 自転車サドル革製造業（2021）	リヤカー製造業（3199） 原動機付自転車製造業（3111） 自転車用動力伝導用鎖製造業（2531）	

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、そり、小形そり）及びその部分品を製造する事業所、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及びその部分品を製造する事業所をいう。

ロケット、気象観測用バルーンのような飛しょう（翔）体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は「2972 工業計器製造業」に分類される。
- (2) 地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は「3013 無線通信機械器具製造業」に分類される。

○ 荷牛馬車 人力車・部分品 荷車 そり 畜力車部分品	リヤカー ロケット（武器用を除く） ブースター 人工衛星	宇宙船 気象観測用バルーン ハンドトラック 車いす製造組立（電動式のもの）
× 遠隔制御装置製造業（3013） ロケット弾弾体製造業（2761） 児童乗物製造業（3251）	競技用そり製造業（3253） 宣伝用気球（アドバルーン）製造業（3292）	

中分類 32— その他の製造業

総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

主な製品は、貴金属製品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼鏡などである。

320 管理、補助的経済活動を行う事業所 (32 その他の製造業)

主として他の製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は他の製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・ 支所	○ その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

321 貴金属・宝石製品製造業

3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業

主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所をいう。

ただし、主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は「322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」に分類される。

○ 貴金属・宝石製装身具 (ジュエリー) 製品 (イヤリング、指輪、 ネックレス、ブレス レット、カフスボタ ン、バッジなど)	宝石身辺細貨品 こはく装身具	天然・養殖真珠身辺細 貨品
<p>×</p> <p>× 装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）(3221) 装飾品具製造業（貴金属・宝石製を除く）(3221) 身辺細貨品製造業（貴金属・宝石製を除く）(3221)</p>		

3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業

主として貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所をいう。

主として宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔等宝石に細工をする事業所も本分類に含まれる。

○ 宝石附属品加工業	宝石細工部品製造業 (座金、針金、管など)	宝石切断・研磨業 真珠穴あけ業
------------	--------------------------	--------------------

3219 その他の貴金属製品製造業

主として他に分類されない貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠など）を用いた製品を製造する事業所をいう。

○ 貴金属製宝石箱 貴金属製シガレットケ ース 貴金属製賞杯	貴金属製洋食器（ナイフ、 フォーク、スプーンな ど）	貴金属製仏具 貴金属製宗教用具 貴金属製置物
---	----------------------------------	------------------------------

322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）

3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）

主として貴金属・宝石以外の材料から身辺細貨品及び装飾品（造花、装飾用羽毛を除く）を製造する事業所をいう。

貴金属・宝石以外の材料からつくられるくしなど他に分類されない身辺細貨品を製造する事業所及びすず・アンチモン製細工品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ プラスチック製装身具 宝石箱 小物箱	くし 人造宝石装身具 身辺細貨品	時計バンド（貴金属・ なめし革製を除く）
----------------------------	------------------------	-------------------------

× 装身具製造業（貴金属・宝石製のもの）(3211)

羽毛・羽毛装飾成品製造業 (3222)

喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）(3285)

3222 造花・装飾用羽毛製造業

主として材料のいかんを問わず、造花、葉飾及び主に鳥類の羽毛からつくられた装飾用羽毛（羽毛成品を含む）を製造する事業所をいう。

羽毛の調整、染色などを行う事業所も本分類に含まれる。

○ 造花・装飾用羽毛 羽根	羽毛染色業 羽毛成品	葉飾
------------------	---------------	----

× 羽根布団製造業 (1191) 毛はたき製造業 (3284)

羽根扇子製造業 (3283)

3223 ボタン製造業

主として貴金属・宝石以外の材料からつくられたボタン及びボタンの部品などを製造する事業所をいう。

○ ボタン（貴金属・宝石 製を除く）	プラスチック製ボタン	貝ボタン
-----------------------	------------	------

3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業

主としてミシン針、手縫針、ピン・ホック・ホック止、スナップ、ファスナーなどを製造する事業所をいう。

○ 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品	レコード針 宝石針（レコード用） 安全ピン ヘアピン 画びょう クリップ はとめ	スナップボタン（糸付け スナップを含む） かしめ ファスナー こはぜ マジックテープ
----------------------	--	---

× メリヤス針製造業 (2634)

医療用針製造業 (2741)

3229 その他の装身具・装飾品製造業

主としてその他の装身具、装飾品を製造する事業所をいう。

○ かもじ かつら	人形髪	ヘアピース
--------------	-----	-------

323 時計・同部分品製造業**3231 時計・同部分品製造業**

主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 時計ガラスを製造する事業所は「2119 その他のガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は「1897 他に分類されないプラスチック製品製造業」に分類される。

○ 電気時計 デジタル時計 腕時計 掛時計 目覚時計	置時計 電波時計 ストップウォッチ メトロノーム	時計部分品（文字板、 ぜんまい、歯車、ねじ など） 時計側（材料のいかんを 問わない）
--	-----------------------------------	---

- × 時計ガラス製造業 (2119) 時計バンド製造業 (貴金属製) (3211)
時計バンド製造業(なめし革製) (2099)
プラスチック製時計ガラス製造業 (1897)
時計バンド製造業 (貴金属・なめし革製を除く) (3221)

324 楽器製造業

3241 ピアノ製造業

主としてピアノを製造する事業所をいう。

○ ピアノ

- × 電子ピアノ製造業 (3249)

3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業

主としてピアノを除く楽器及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。

○ ギター
電気ギター
楽器部品
和楽器
三味線
琴
尺八

管楽器
打楽器
弦楽器
ハーモニカ
オルゴール
オルガン
電子ピアノ

エレクトーン
アコーディオン
ギターマイク
駒(ブリッジ)
弦
木管リード

325 がん具・運動用具製造業

32A がん具製造業

3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）

主として室内娯楽用具、がん具（人形を除く）及び児童乗物を製造する事業所をいう。

○ 家庭用テレビゲーム機	ゲーム盤	塗り絵
携帯用電子ゲーム機	教材がん具	プラモデル
ラジオコントロールカー	風船	乳母車
囲碁用品	折紙	子供用自転車（径 12 インチ未満）
将棋用品	積木	児童用三輪車
マージャン（麻雀）パイ	羽子板	児童用四輪車
かるた	押絵羽子板	木製がん具絵付業
トランプ	パーティ用品	
	モデルシップ	
	がん具用変圧器	
×	業務用テレビゲーム機製造業（2722）	自転車製造業（径 12 インチ以上）（3191）
	ゲーム用カセット製造業（3296）	スケート（アイス、ローラ）製造業（3253）
	テレビゲーム用ソフト製造業（3296）	陶磁器製がん具絵付業（2147）

3252 人形製造業

主として模型以外の人形、人形の部品、人形の衣服及び人形に附属する諸道具を製造する事業所をいう。

○ 人形（材料のいかんを 問わない）	節句人形	人形附属品（人形髪を 除く）
こけし人形	ひな人形	ひな祭用三方
博多人形	西洋人形	人形衣しょう縫製業
	人形マスク	
×	マネキン人形製造業（3294）	人形髪製造業（3229）
	人体模型製造業（3294）	こけし木地製造業（1299）

E
製

32B 運動用具製造業

3253 運動用具製造業

主として運動用具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織物製運動用衣服類を製造する事業所は「1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」に分類される。
 - (2) ニット製運動用衣服類を製造する事業所は「1169 その他の外衣・シャツ製造業」に分類される。
 - (3) 繊維製の運動用靴を製造する事業所は「1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
 - (4) ゴム製の運動用靴を製造する事業所は「1921 ゴム製履物・同附属品製造業」に、分類される。
 - (5) プラスチック製の運動用靴を製造する事業所は「1922 プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
 - (6) 革製の運動用靴を製造する事業所は「2041 革製履物製造業」に分類される。

○ スポーツ用具（衣類、靴除く）	釣針	ウインドサーフィン用具
運動用具（衣類、靴を除く）	びく	アイススケート用具
ゴルフクラブ	釣り用リール	ゲートボール用具
なめし革製運動用具	空気銃	ローラースケート用具
玉突台・玉突用品	猟銃	野球ボール
体育設備（平均台、マット、飛箱、平行棒など）	猟銃実包用薬きょう	バット
釣ざお（竿）	ゴムボール	テニスボール
	スキー用具	ラケット
	スノーボード用具	トラックフィールド用具
		（円盤、ハードル、バトンなど）

- × 織物製スポーツ用衣服製造業（1165） 運動靴製造業（プラスチック製）（1922）
ニット製スポーツ用衣服製造業（1169） 運動靴製造業（革製）（2041）
寝袋製造業（1191） スポーツ用革手袋製造業（2051）
運動靴製造業（ゴム底布製）（1921）

326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業

主として万年筆、シャープペンシル、ペン軸、ペン先、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、鉛筆しん（芯）などを製造する事業所及びこれらの部品を製造する事業所をいう。

○ 万年筆	ボールペン	鉛筆しん
ペン軸	マーキングペン（マー カーペン）	色鉛筆しん
ペン先	鉛筆	鉛筆軸
シャープペンシル		鉛筆塗装業
ガラスペン		

× 鉛筆軸板製造業（1219）

E
製

3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）

主として毛筆、画筆、描画テーブル、画板、パレット、スケッチボックス、絵画用縮図器、絵具、ろう、描画用インキ、下図材料、焼画用品などの絵画用品を製造する事業所をいう。

ただし、製図用器具を製造する事業所は「3269 その他の事務用品製造業」に分類される。

○ 油絵具	毛筆	画板
絵画用筆	画筆	クレヨン
パレット（絵画用のも の）	画布	パステル
スケッチボックス	画絹	絵画用縮図器
カンバス（絵画用のも の）	アーチストワックス	ろう
水彩絵具	美術用木炭	描画用インキ
	画架	焼画用品

× 製図用器具製造業（3269）

パレット製造業（物流運搬用）（3293）

3269 その他の事務用品製造業

主として他に分類されないその他の事務用品を製造する事業所をいう。

○ 手押スタンプ	穴あけ器	計算尺
焼印	鉛筆削器	製図用器具（三角・T定規、コンパス、鳥口など）
形板	墨	印章
そろばん	墨汁	ゴム印（事務用スタンプ）
鉛筆箱（筆入れ）	朱肉	
ステープラ（ホッチキス）	事務用のり	

× 筆記用インキ製造業 (1699)

物差製造業 (2739)

327 漆器製造業

3271 漆器製造業

主として生地の材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

○ 漆器 {ぜん、 わん、 はし（箸）など}	漆工芸品	漆塗り鏡縁・額縁
漆塗り家具	漆器研ぎ出し業	漆塗り重箱
漆塗り小物箱	漆塗り宗教用具	漆塗り箱
金属漆器	漆塗装業	漆塗り建具

× 木製家具製造業（漆塗りを除く）(1311)

はし製造業（漆塗りを除く）（木・竹製）(1299)

328 畳等生活雑貨製品製造業

3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業

主として麦わら、パナマ、絹木などの帽子を製造する事業所及びわらで、綱、網、かます、俵、わら細工品などを製造する事業所をいう。

ただし、主として畳床を製造する事業所は「3282 畳製造業」に分類される。

○ 麦わら帽子	さなだ帽子	わら製かます
パナマ類帽子	わら工品（畳を除く）	わら製俵
絹木帽子	わら縄	わら草履
紙糸帽子		

× ハンドバッグ製造業 (2072)

畳床製造業 (3282)

3282 畳製造業

主として（蘿）草、わら及び合成繊維などで畳を製造する事業所をいう。

○ 畳	い草畳表	薄ベリ
畳床（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む）	プラスチック製畳表	青むしろ
畳表	むしろ	七島むしろ
	花むしろ	合成繊維製畳表
	ござ	

- × 硬質プラスチック発泡製品製造業（1842）
発泡・強化プラスチック製品加工業（1845）

3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業

主として材料のいかんを問わず、うちわ、扇子、ちょうちんを製造する事業所をいう。

○ うちわ・扇子・ちょうちん（材料のいかんを問わない）	扇子骨	うちわ骨
	羽根扇子	

3284 ほうき・ブラシ製造業

主として材料のいかんを問わず、家庭用、工業用、その他あらゆる種類のほうき及びブラシを製造する事業所をいう。

○ ほうき・ブラシ	モップ	毛はたき
竹ぼうき	はけ	歯ブラシ
草ぼうき	はたき	化粧用ブラシ
くまで	たわし	工業用ブラシ
ささら		

3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）

主としてシガレットライター及びシガレットケース等の喫煙用具を製造する事業所をいう。

○ 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	たばこ用ケース	喫煙パイプ
ライター	たばこフィルター（カートリッジ式のもの）	きせる

-
- × たばこ入れ製造業（袋物）（2071）
たばこケース製造業（貴金属製）（3219）
ガラス製灰皿製造業（2116）
金属プレス製灰皿製造業（2451, 2452）

3289 その他の生活雑貨製品製造業

主として傘、マッチ、魔法瓶など他に分類されない生活雑貨製品を製造する事業所をいう。

○ 洋傘・同部分品	日傘	マッチ軸
洋傘骨	和傘骨	魔法瓶
洋傘手元	マッチ	保温ジャー（電子式を
和傘	マッチ箱	除く）
蛇の目傘		

-
- × 魔法瓶用ガラス製中瓶製造業（2119） 電子式保温ジャー製造業（2931）

329 他に分類されない製造業

32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）

3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）

主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 新聞を発行する事業所は「413 新聞業」に分類される。
- (2) 書籍を発行する事業所は「414 出版業」に分類される。
- (3) 印刷物を印刷する事業所は「151 印刷業」に分類される。
- (4) 生の記録媒体物（磁気テープ、磁気ディスクなど）を製造する事業所は「2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」に分類される。
- (5) 情報処理サービスを行う事業所は「39A 情報処理サービス業」に分類される。
- (6) 情報提供サービスを行う事業所は「39B 情報提供サービス業」に分類される。

○ オーディオディスクレコード	光ディスク（記録済みのもの）	磁気カード（入力まで行っている事業所）
ビデオディスクレコード	光磁気ディスク（記録済みのもの）	電子応用がん具用カセット
オーディオテープレコード	コンパクトディスク（CD）（記録済みのもの）	ゲーム用ソフトウェア（大量に製造するもの）
ビデオテープレコード		

- × 新聞業（413） 印刷業（151）
 出版業（414） 情報提供サービス業（39B）
 磁気テープ・磁気ディスク製造業（生のもの）（2832）

32D 他に分類されないその他の製造業

3291 煙火製造業

主として煙火（観賞用、競技用、信号用、がん具用など）及び信号炎管・信号火せん（箭）を製造する事業所をいう。

○ 煙火	信号炎管・火せん	えい（曳）光弾
花火	信号弾	せん（閃）光弾

3292 看板・標識機製造業

主として看板及び標識機（電気的、機械的なものを含む）を製造する事業所をいう。

ネオンサインを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 広告装置	標識機	看板（看板書き業を除く）
展示装置	ネオンサイン	宣伝用気球（アドバルン）

- × ネオンサイン工事業（081） ほうろう製看板・標識製造業（2199）
 道路標識設置工事業（089）
 ペンキ屋（看板書きを主とするもの）（929）
 看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（929）
 塗装業（製造業の一工程として行うものは「E 製造業」のそれぞれに分類）

3293 パレット製造業

主として材料のいかんを問わず、荷役・運搬用パレットを製造する事業所をいう。

- 荷役・運搬用パレット
(材料のいかんを問わない)

× 絵画用パレット製造業 (3262)

3294 モデル・模型製造業

主として材料のいかんを問わず、モデル、模型を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 靴型を製造する事業所は「1299 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (2) 工業用試作品モデル及びデザインモデルを製造する事業所は「3295 工業用模型製造業」に分類される。

- 模型
人台
マネキン人形

人体模型
食品模型

果物模型
地球儀

× 模様形製造業 (1159)

モデルシップ製造業 (3251)

靴型製造業 (1299)

プラモデル製造業 (3251)

教材用模型がん具製造業 (3251)

3295 工業用模型製造業

主として材料のいかんを問わず、工業用の模型を製造する事業所をいう。

- 工業用模型
鋳造模型

金型加工用倣いモデル
デザインモデル

試作品モデル
木型

× モデル・模型製造業 (3294)

靴型製造業 (1299)

3297 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。

ただし、個人の注文により眼鏡を調製する事業所は「6082 時計・眼鏡・光学機械小売業」に分類される。

○ 眼鏡（枠を含む） 眼鏡レンズ（個人の注文によるものを除く）	眼鏡枠 サングラス	コンタクトレンズ
------------------------------------	--------------	----------

× 眼鏡店（個人の注文により調整するもの）（6082）

3299 他に分類されないその他の製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

○ 押絵 靴中敷物（革製を除く） つえ（杖） 懐炉、懐炉灰 使い捨てカイロ 救命具 救命用ゴムボート 自動車用エアバッグ 自動車用シートベルト 獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）	パールエッセンス 人体保護具（ヘルメット、顔面保護具など） 鳥獸魚類はく（剥）製 たどん 真珠核 リノリウム・同製品 靴ふきマット 線香 葬具	繊維壁材 建築用吹付材 ルームユニット ユニットバス システムバス 種子袋 におい袋 はえ取紙 オガライト オガタン
--	---	---

× 微粉炭製造業（1799） 靴ひも製造業（革製）（2031） 靴ひも製造業（繊維製）（1155） 靴中敷物製造業（革製）（2031） 毛皮製造業（2081） 事務用のり製造業（3269） 獣毛漂白・整理業（羊毛、羊毛類似の毛）（1156）	墨製造業（3269） 朱肉製造業（3269） 宝石箱製造業（貴金属製を除く）（3221） 小物箱製造業（貴金属製を除く）（3221） 人工芝製造業（合成樹脂製のもの）（1897） 蚊取り線香製造業（1652）
--	---